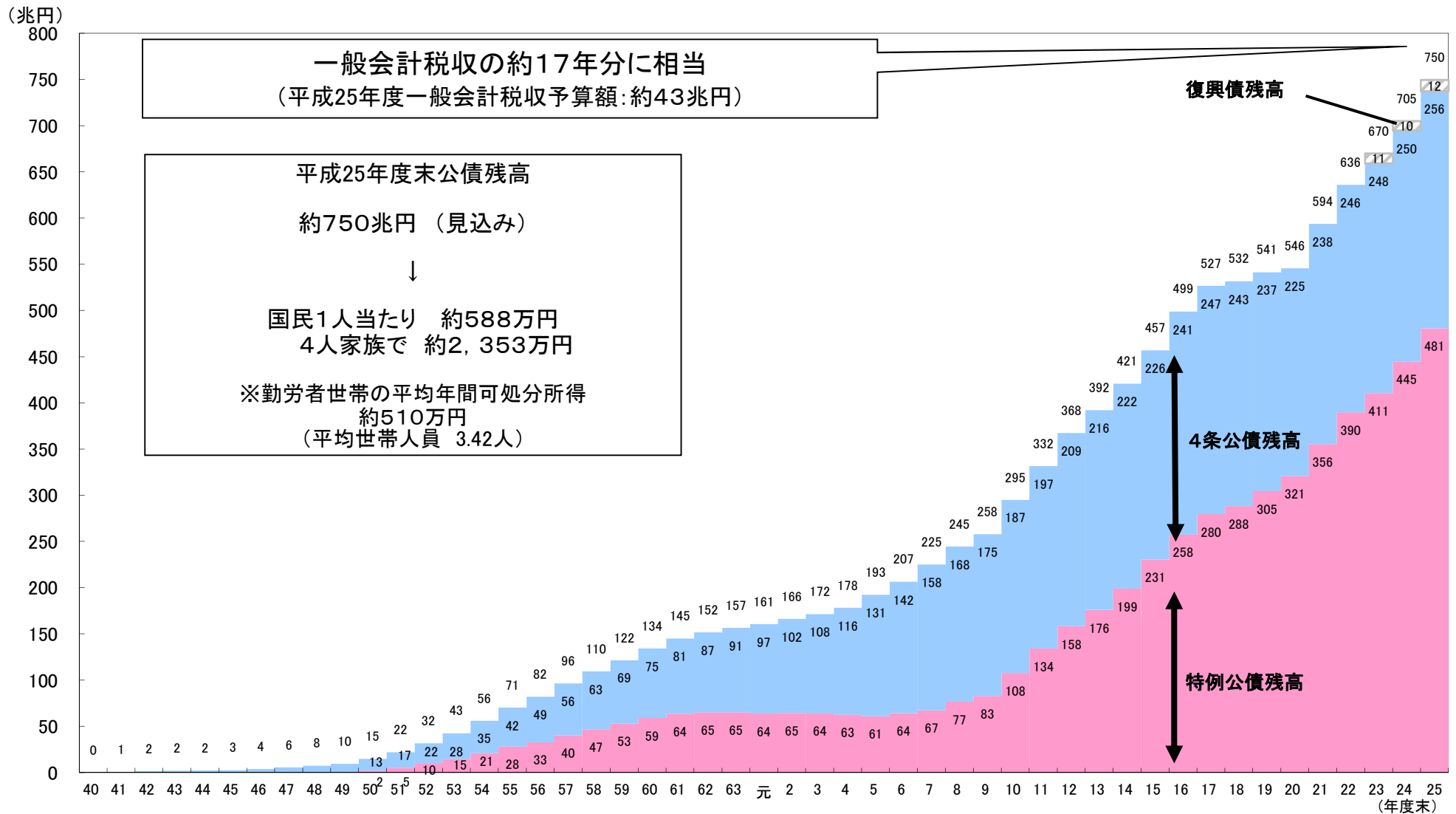


( 参考1 )

# 資 料



# 公債残高の累増



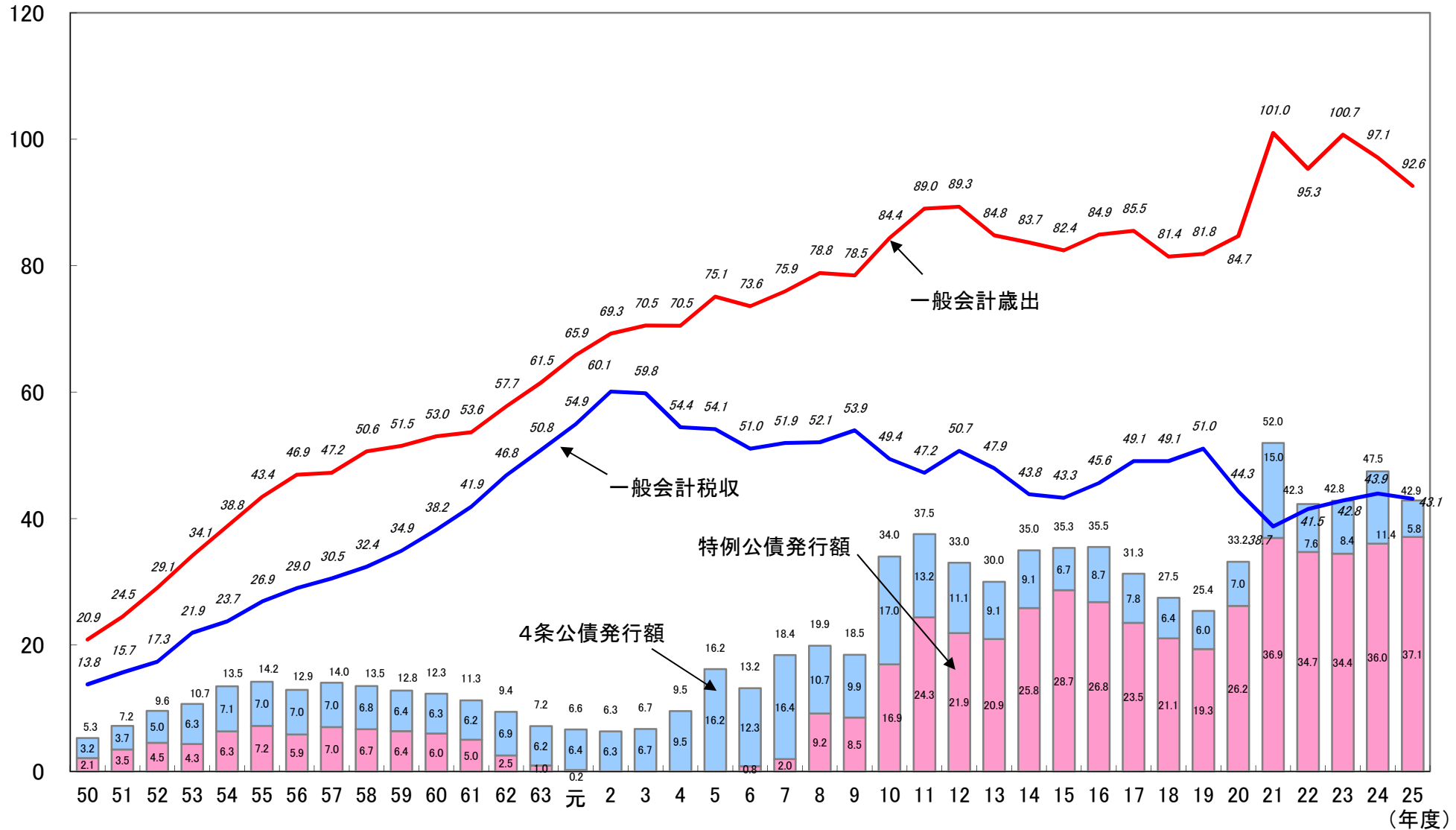
(注1) 公債残高は各年度の3月末現在額。ただし、平成25年度末は予算に基づく見込み。

(注2) 特例公債残高は、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換国債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を公債残高に含めている(平成23年度末で10.7兆円、平成24年度末で10.3兆円、平成25年度末で12.2兆円)。

(注4) 平成25年度末の翌年度借換のための前倒債限度額を除いた見込額は730兆円程度。

(兆円)



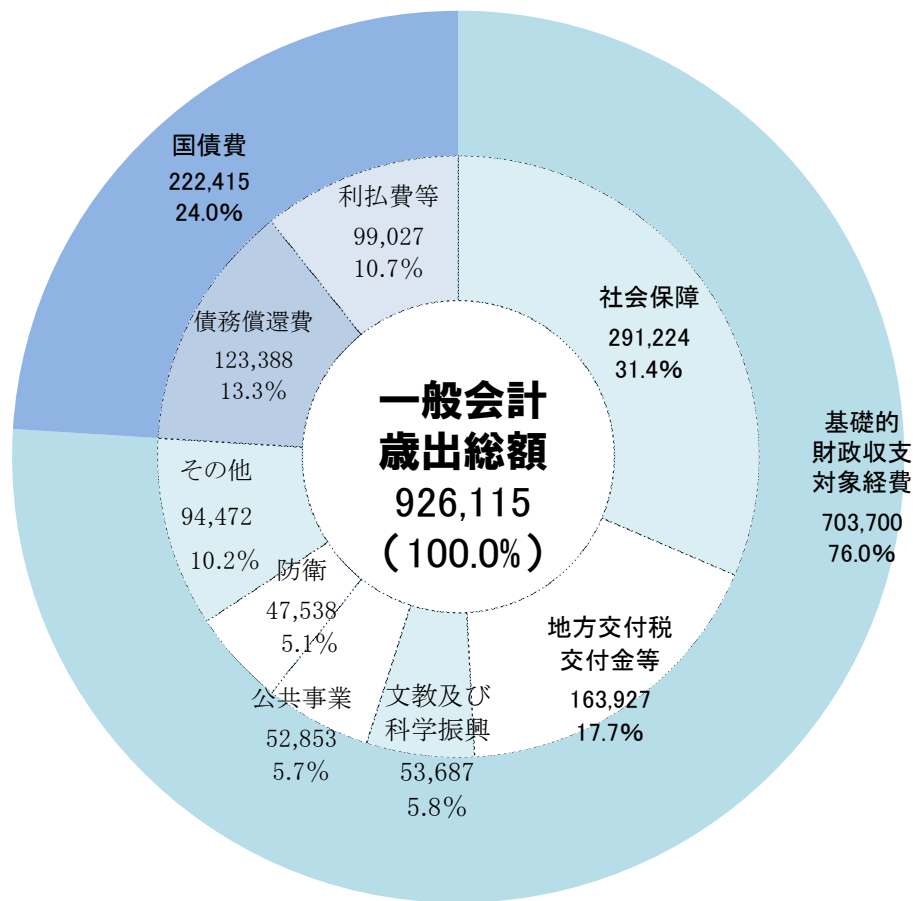
(注1) 平成24年度までは決算、25年度は予算による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は湾岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

平成25年度一般会計予算概算は総額が約92.6兆円であり、予算の中身を見直して重点化し、公債発行額をできる限り抑制した結果、税収が公債金を上回る状態を4年ぶりに回復させるなど、引き締まった予算。

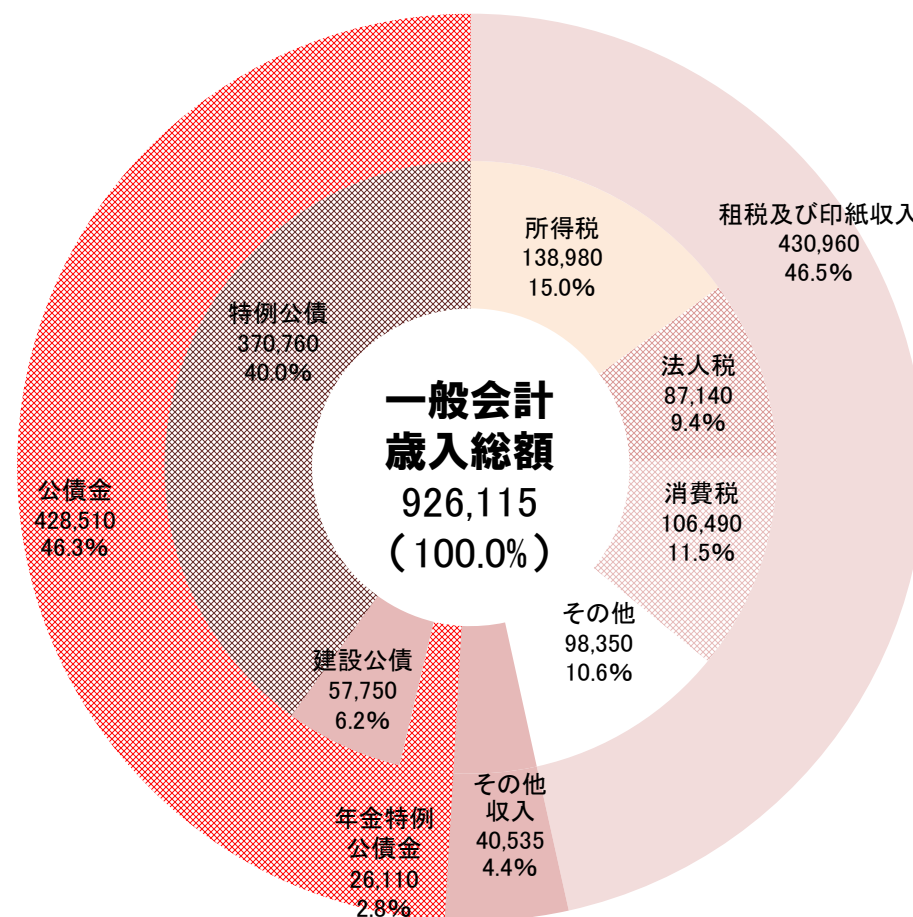
歳出については、社会保障関係費、地方交付税交付金、国債の元利払いに充てられる国債費が、歳出全体の約7割。歳入のうち、税収でまかなわれているのは5割に満たず、5割弱は将来世代の負担となる借金(公債金収入)に依存。

## 【歳出】



## 【歳入】

(単位:億円)



(注) 一般歳出※における社会保障関係費の割合: 54.0% ※ 一般歳出は、基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いたもの。

# 国及び地方の長期債務残高

資料 I - 1 - 4

公債残高以外にも利払・償還財源が主として税財源によりまかなわれる長期債務があります。これらを国・地方の双方について集計した「国及び地方の長期債務残高」は、平成25年度末に977兆円(対GDP比201%)に達する見込みです。

(単位:兆円)

	平成10年度末 (1998年度末) ＜実績＞	平成15年度末 (2003年度末) ＜実績＞	平成20年度末 (2008年度末) ＜実績＞	平成21年度末 (2009年度末) ＜実績＞	平成22年度末 (2010年度末) ＜実績＞	平成23年度末 (2011年度末) ＜実績＞	平成24年度末 (2012年度末) ＜実績見込＞	平成25年度末 (2013年度末) ＜予算＞
国	390程度	493程度	573程度 (568程度)	621程度 (613程度)	662程度 (645程度)	694程度 (685程度)	731程度 (720程度)	777程度 (757程度)
普通国債 残高	295程度	457程度	546程度 (541程度)	594程度 (586程度)	636程度 (619程度)	670程度 (660程度)	705程度 (694程度)	750程度 (730程度)
対GDP比	57.8%	91.1%	112% (110%)	125% (124%)	133% (129%)	142% (140%)	148% (146%)	154% (150%)
地方	163程度	198程度	197程度	199程度	200程度	200程度	201程度	201程度
対GDP比	32%	40%	40%	42%	42%	42%	42%	41%
国・地方 合計	553程度	692程度	770程度 (765程度)	820程度 (812程度)	862程度 (845程度)	895程度 (885程度)	932程度 (921程度)	977程度 (957程度)
対GDP比	108%	138%	157% (156%)	173% (171%)	179% (176%)	189% (187%)	196% (194%)	201% (196%)

(注1) GDPは、平成24年度までは実績値、25年度は政府見通しによる。

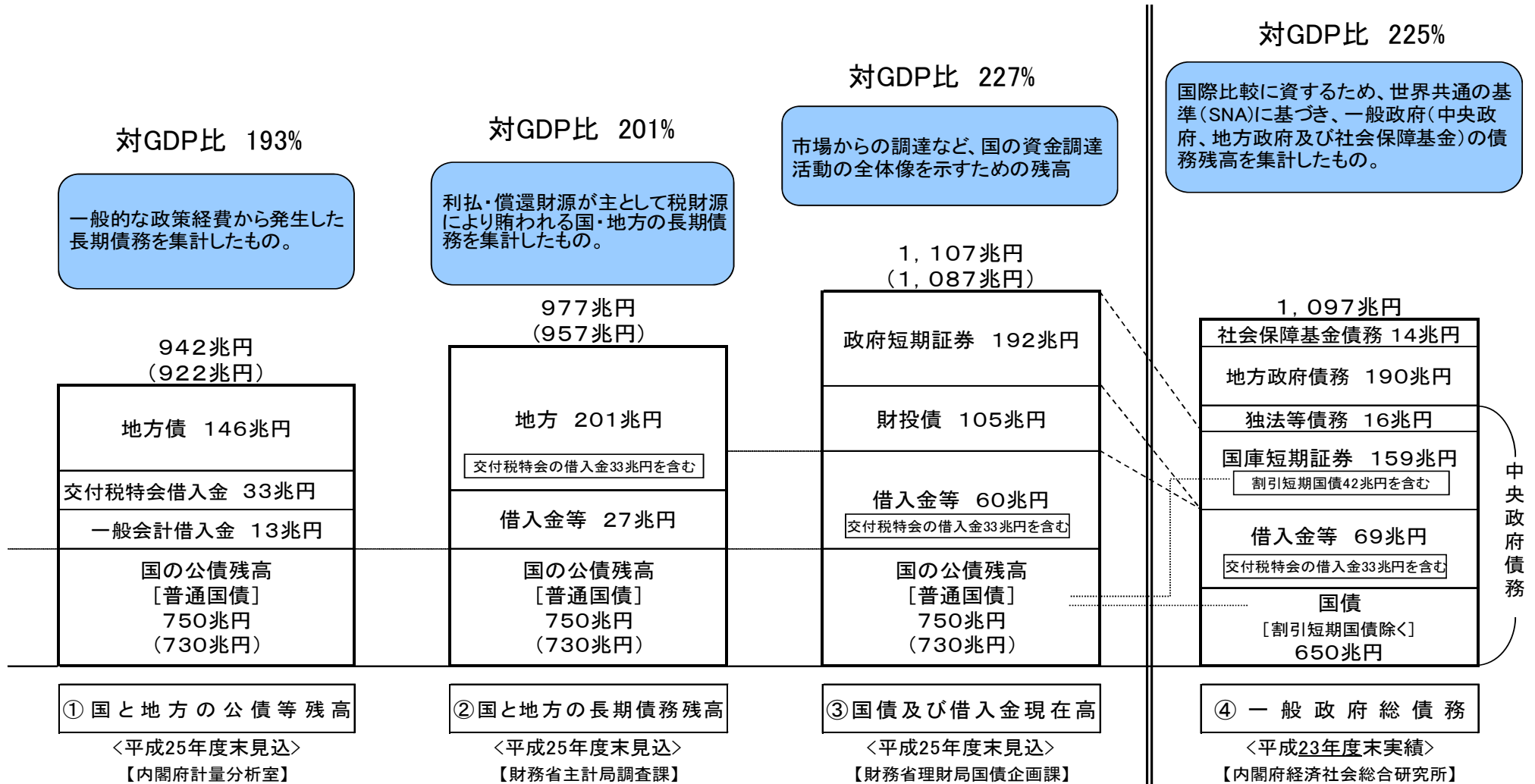
(注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担)を普通国債残高に含めている(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末12.2兆円)。

(注3) 平成20～24年度末の( )内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成25年度末の( )内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。

(注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担分(平成25年度末で33兆円程度)である。

(注5) 平成24年以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。

(注6) このほか、平成25年度末の財政投融资特別会計国債残高は105兆円程度。



※「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日)等に用いられる。

(注1)「交付税特会」とは、「交付税及び譲与税配付金特別会計」を指す。

(注2) ( )内は、翌年度借換のための前倒債限度額(20兆円)を除いた額。

(注3)平成25年度末の国の公債残高[普通国債]は、復興債(約12.2兆円)を含む額。

(注4)①の一般会計借入金とは交付税特会借入金の一部を一般会計に承継したもの。

(注5)②の地方の長期債務残高には、地方債、交付税特会借入金、地方公営企業債(普通会計負担分)(22兆円)が含まれる。

(注6)②及び③の借入金等=借入金+出資国債等。なお、②の借入金等は、地方の負担で償還される交付税特会借入金残高(33兆円程度)を除いた値。

(注7)④の国債は普通国債、交付国債及び承継国債、④の借入金等は出資国債等を含む。

# 債務残高の国際比較（対GDP比）

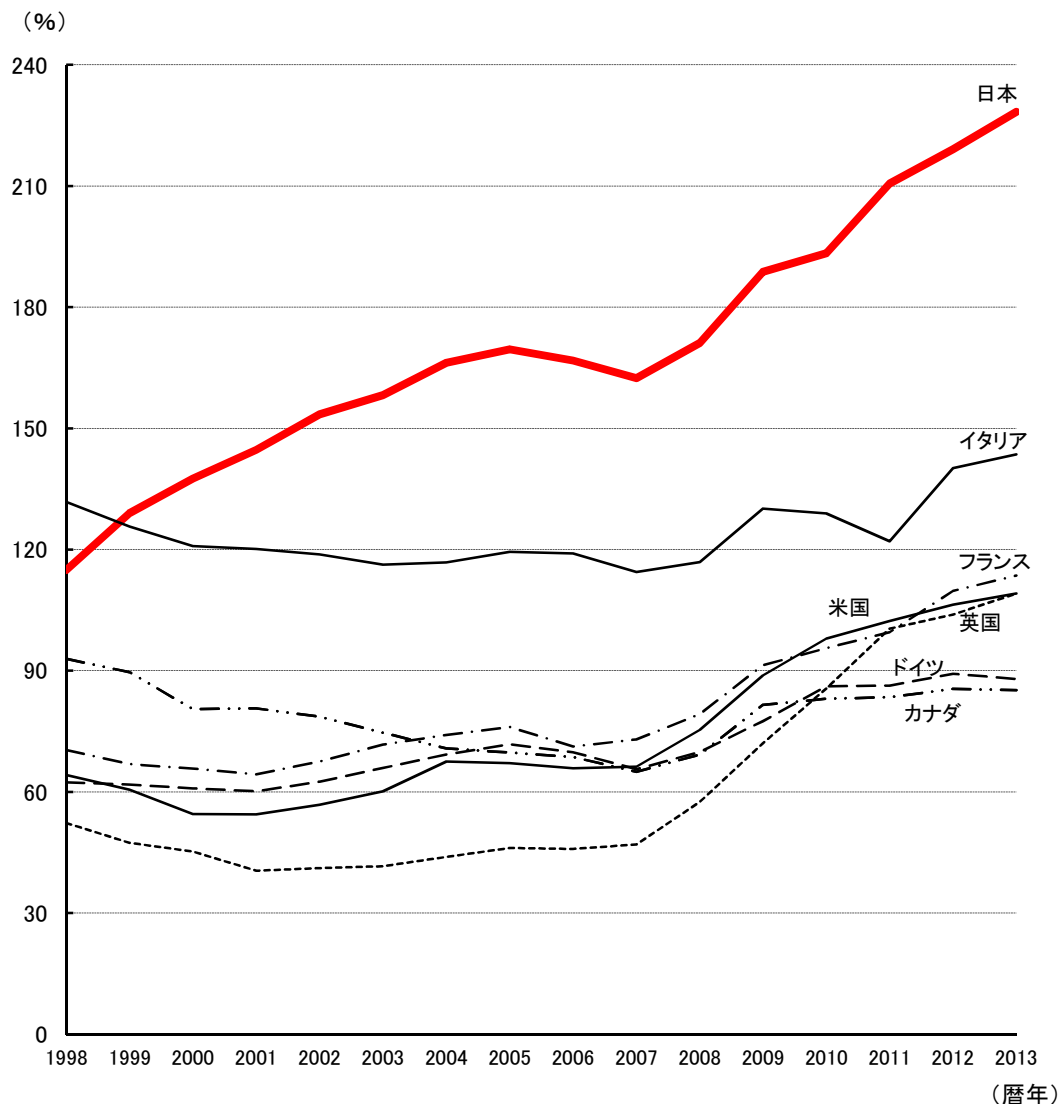
債務残高の対GDP比を見ると、90年代後半に財政健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準となっています。

暦年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
日本	114.9	129.0	137.6	144.7	153.5	158.3	166.3	169.5
米国	64.2	60.5	54.5	54.4	56.8	60.2	67.5	67.1
英国	52.3	47.4	45.2	40.5	41.1	41.6	43.9	46.1
ドイツ	62.3	61.8	60.8	60.1	62.5	65.9	69.3	71.8
フランス	70.4	66.8	65.7	64.3	67.5	71.7	74.1	76.0
イタリア	131.8	125.7	120.8	120.1	118.8	116.3	116.8	119.4
カナダ	92.9	89.6	80.5	80.7	78.6	74.7	70.8	69.7

暦年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
日本	166.8	162.4	171.1	188.7	193.3	210.6	219.1	228.4
米国	65.8	66.3	75.3	88.8	97.9	102.3	106.3	109.1
英国	45.9	47.0	57.5	72.0	85.6	100.4	103.9	109.1
ドイツ	69.8	65.6	69.9	77.5	86.1	86.3	89.2	87.9
フランス	71.2	73.0	79.3	91.3	95.6	99.5	109.7	113.5
イタリア	119.0	114.4	116.9	130.1	128.9	122.0	140.2	143.6
カナダ	68.6	65.0	69.2	81.5	83.0	83.4	85.5	85.2

(出典) OECD "Economic Outlook 93" (2013年6月)

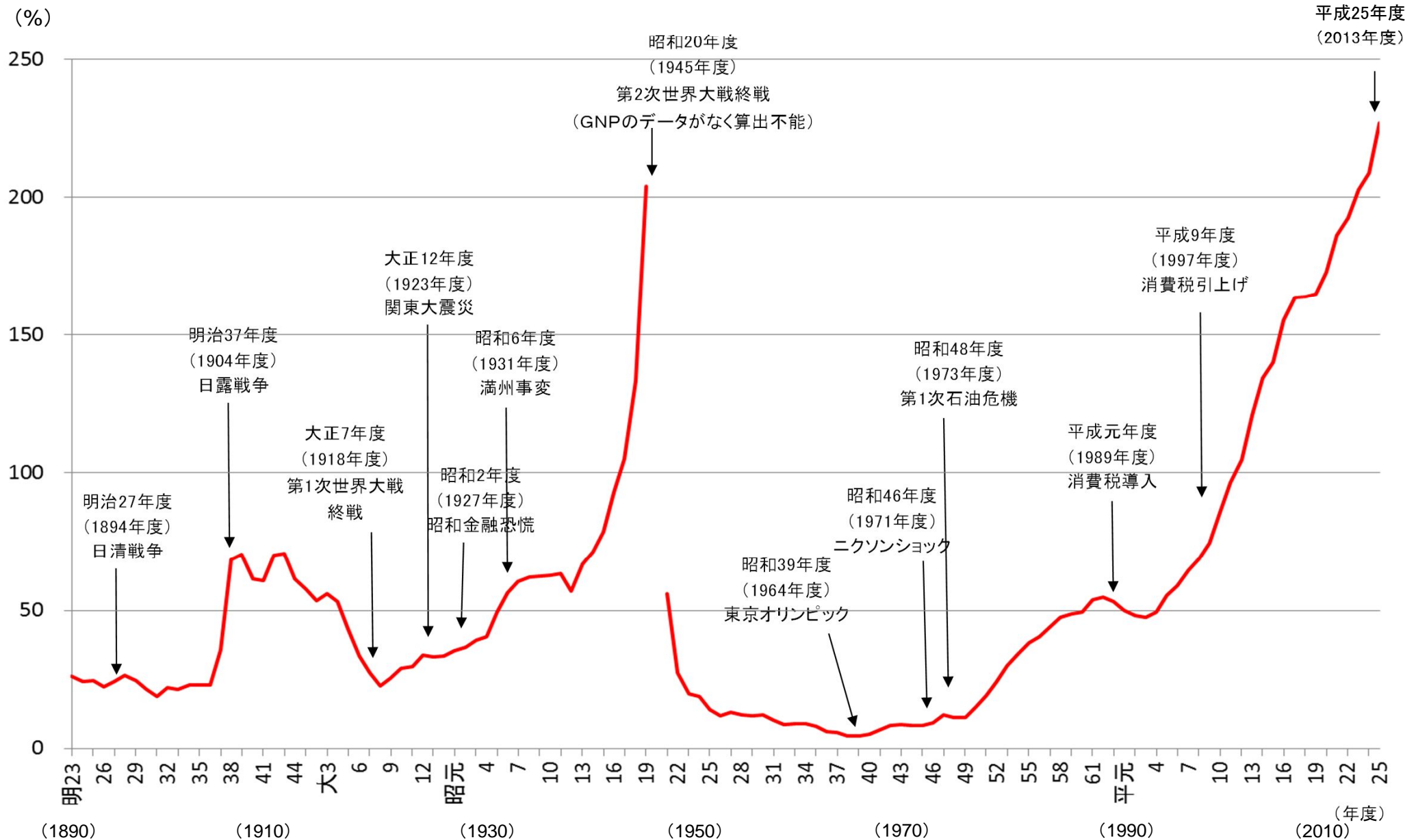
※ 数値は一般政府ベース。





# 明治23（1890）年度以降の政府債務残高の名目GDP等に対する比の推移

資料 I - 1 - 7

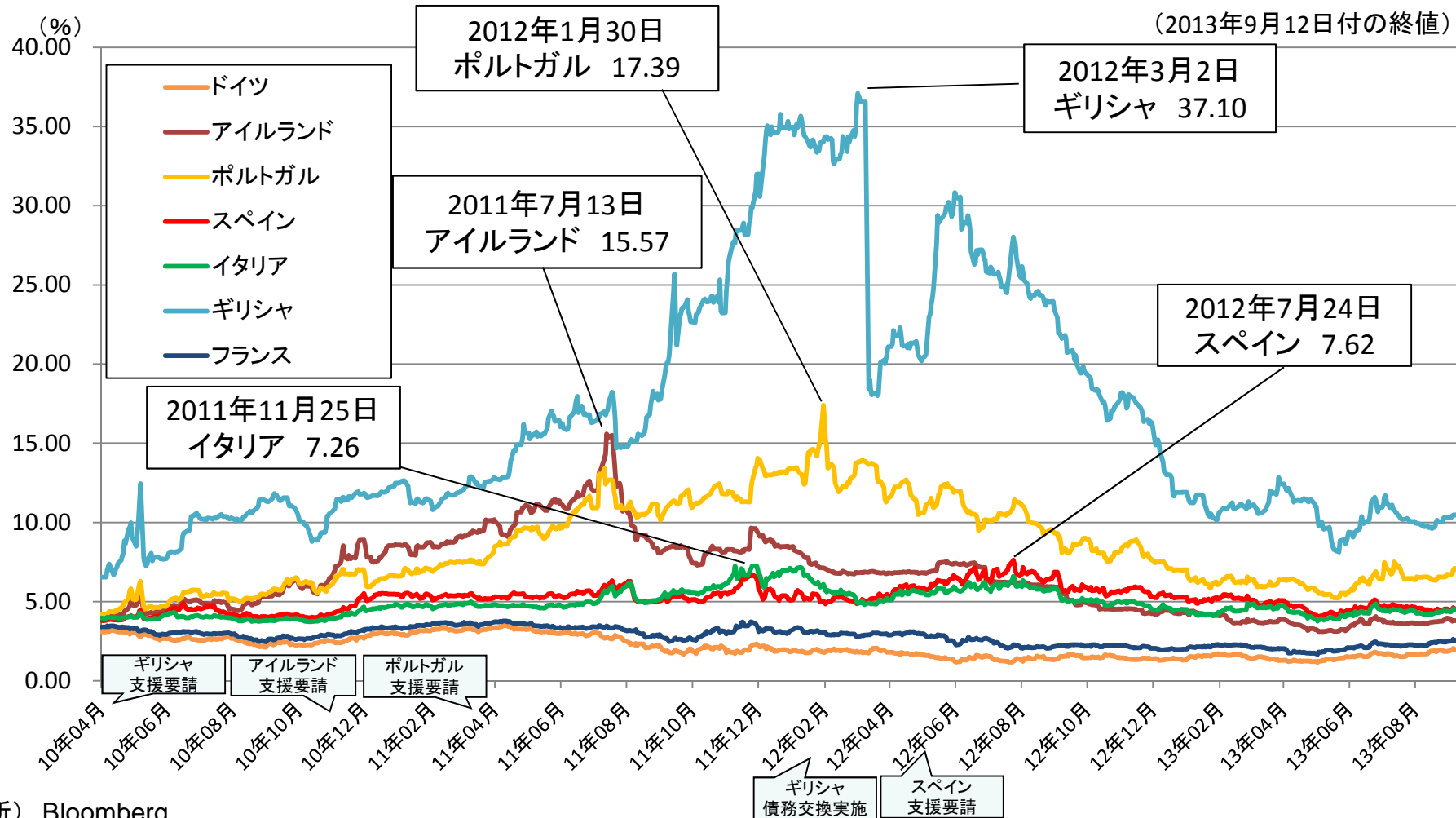


(注1) 政府債務残高は、「国債及び借入金現在高」の年度末の値(「国債統計年報」等による)。平成25年度は年度末の見込み。

(注2) GDPは、昭和4年度までは「大川・高松・山本推計」における粗国民支出、昭和5年度から昭和29年度までは名目GNP、昭和30年度以降は名目GDPの値(昭和29年度までは「日本長期統計総覧」、昭和30年度以降は国民経済計算による)。平成24年度は実績見込み、平成25年度は見通し。

# 財政への信認低下による金利上昇～欧州債務問題より～





GIIPS諸国の国債金利は、2010年4月のギリシャ支援要請以後、数度にわたる債務問題の顕在化を経て急激に上昇しました。特に、ギリシャ10年債の金利は、2010年第1四半期には6～7%で推移していましたが、4月の支援要請後に12%超まで跳ね上がり、以降、上昇を続けて直近では約37%にまで達しました。また、ポルトガル10年債は約17%、イタリア10年債は約7%まで上昇しました(いずれも直近の最高値)。



(出所) Bloomberg

(注) 10年国債の金利。ただし、アイルランドは10年国債及び9年国債が市場に流通していない期間があったため、8年国債の金利を使用。ギリシャ国債は、民間債権者との債務交換に伴い、2012年3月12日より交換後の新発債にて取引が行われている。本資料では2012年3月12日以降、2023年償還のギリシャ国債の金利を使用しており、債務交換前と比較して低くなっている。

財政状況が悪化した国々では、国内外に保有される国債の信用が失われ、政府の資金調達が困難となる事態(財政危機)が発生しています。これらの国では、年金・医療の大幅な給付カットや負担増など、厳しい措置が行われています。

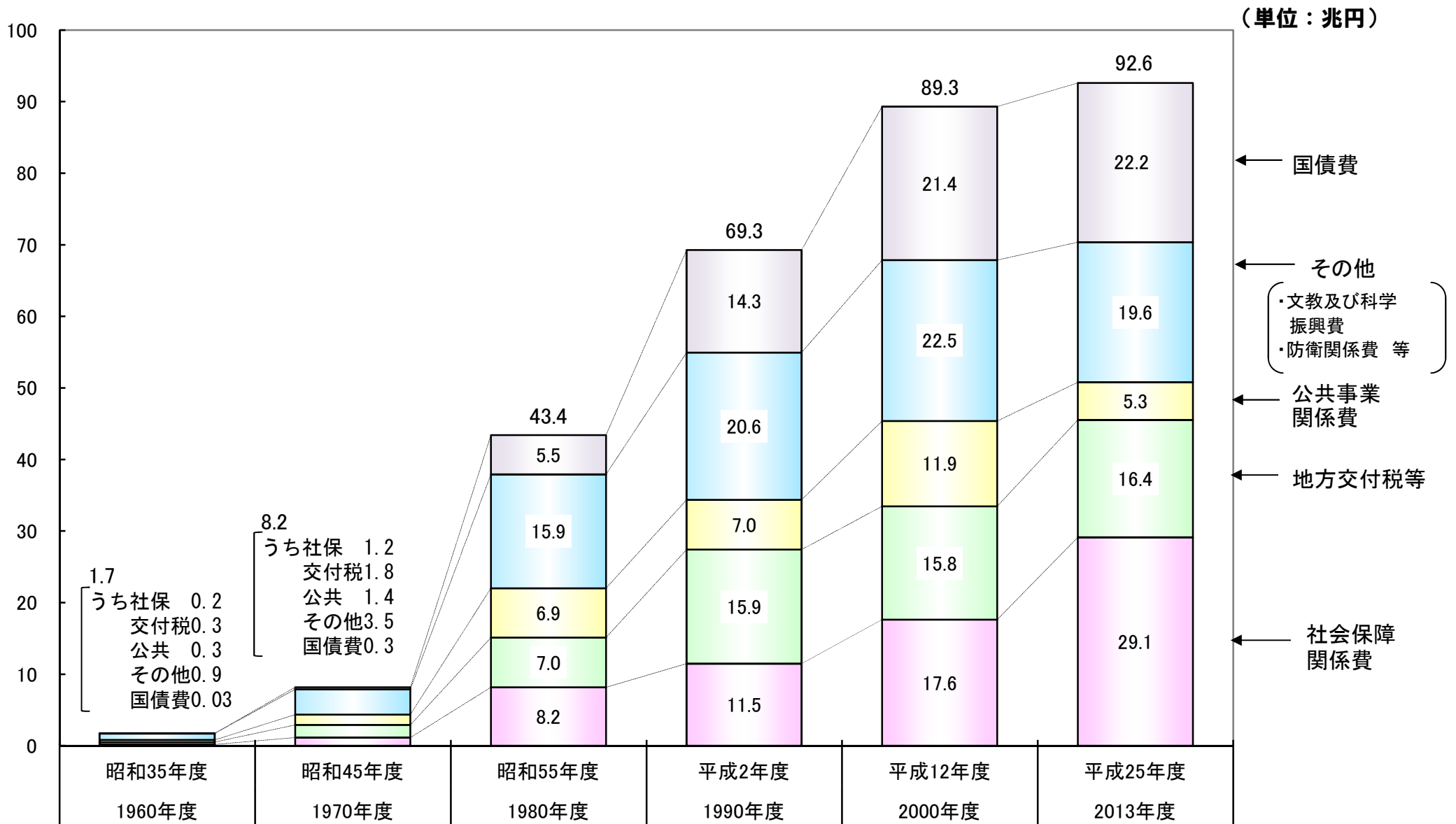
	財政健全化策の規模 (最も規模が大きな年)	社会保障分野の給付削減 等
ギリシャ 	143億ユーロ 対GDP比6.6% (2011年 <sup>(注1)</sup> ) ⇒【30.9兆円】 <sup>(注2)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金の給付水準を実質切下げ(月約17万円(1,700ユーロ)超の年金受給者について、年金基金の不足に充てるため、年金からの天引き額を増加)</li> <li>これに加え、月約12万円(1,200ユーロ)超の年金給付額を20%切下げ</li> <li>※ 付加価値税率を引上げ(19→23%)【2010年～】</li> </ul>
アイルランド 	60億ユーロ 対GDP比3.8% (2011年) ⇒【18.0兆円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>約10万円(1,000ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を切り下げること、年金給付総額を4%削減</li> <li>児童手当の引下げ</li> <li>※ 付加価値税率を引上げ(21→23%)【2012年～】</li> </ul>
ポルトガル 	98億ユーロ 対GDP比5.7% (2011年) ⇒【26.8兆円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>月約11万円(1,100ユーロ)以上の年金受給者への年金給付額を1/7(約14%)切下げ【2012年・2013年】 (月約6万円(600ユーロ)以上約11万円(1,100ユーロ)未満の年金給付者に対しても累進的に給付額を切下げ。)</li> <li>新規年金受給者に対する年金給付額を約4%切下げ【2012年～】</li> <li>医療費の個人負担の増額【2012年～】</li> <li>※ 付加価値税率を引上げ(21→23%)【2011年1月～】</li> </ul>
スペイン 	501億ユーロ 対GDP比4.5% (2014年) ⇒【21.2兆円】	<ul style="list-style-type: none"> <li>失業保険給付額の減額(受給開始6ヵ月後以降、基本額(注)の50%支給に引下げ) (注) 給与をベースに算出。従来は受給期間全体を通じて基本額の60%支給。</li> <li>※ 付加価値税率を引上げ(18→21%) 2012年9月～】</li> </ul>

(注1) 2011年予算における数値。ギリシャでは、中期財政戦略(2011年6月)において65億ユーロ(対GDP比2.9%)規模の健全化策を策定するなど、追加的な緊縮策を講ずることとされている。

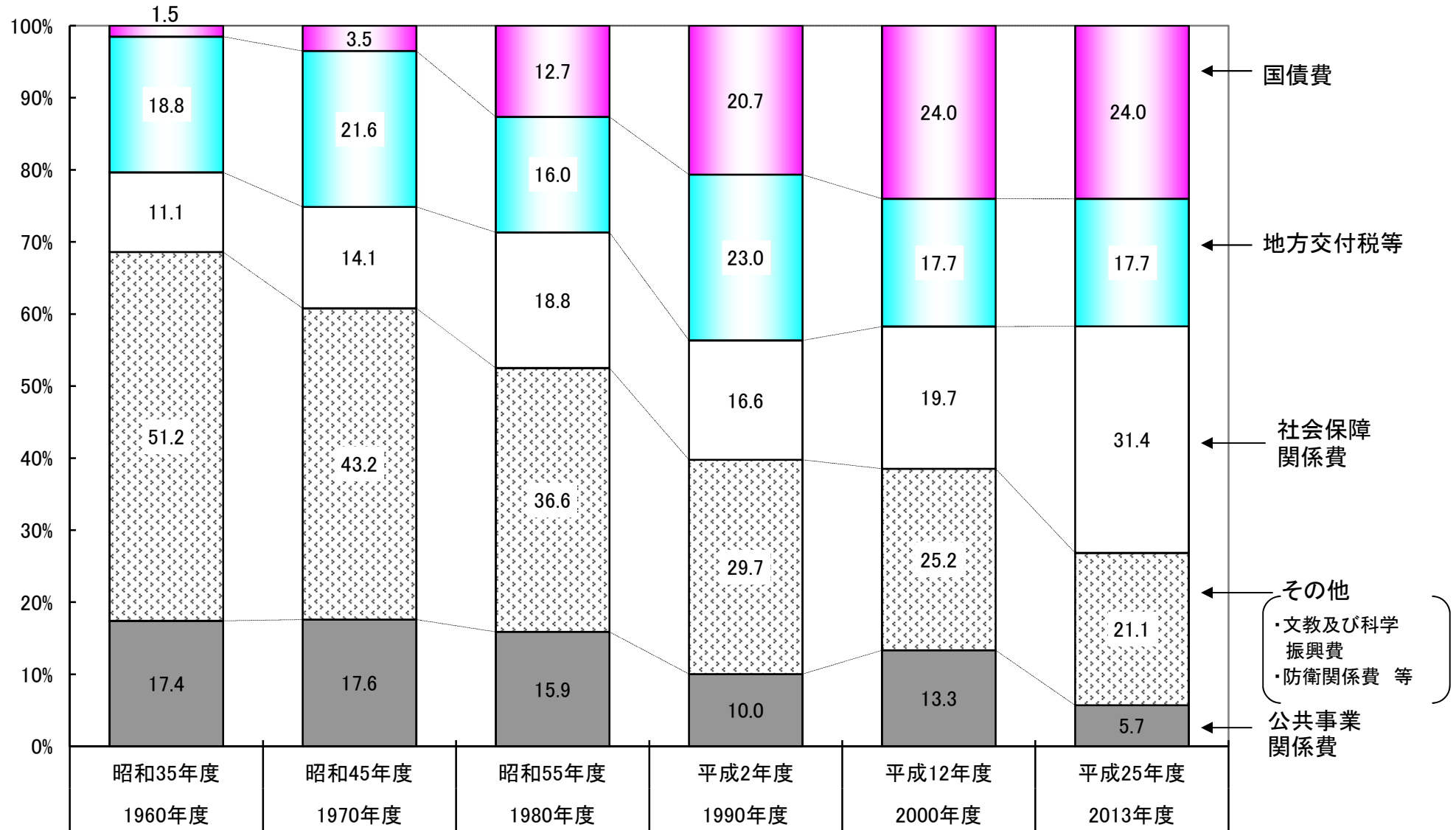
(注2) 【】内は、各国の財政健全化策を我が国の経済規模(2011年度)に置き換えた場合の単年度の規模

(出典) IMF「World Economic Outlook Database, April 2012」、内閣府「国民経済計算」、各国資料

# 一般会計歳出に占める主要経費の割合の推移（実額ベース）



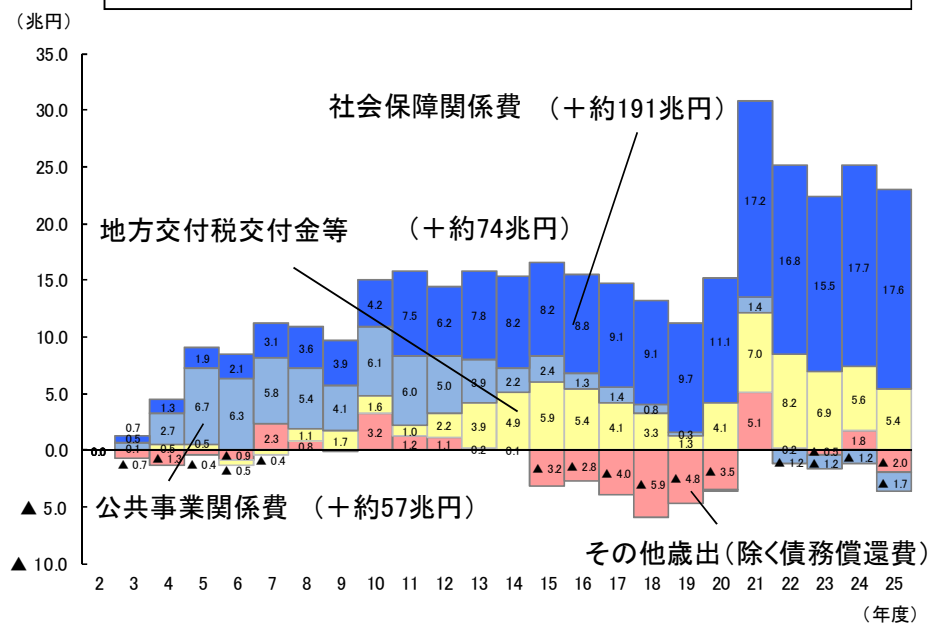
# 財政の硬直化（一般会計歳出中に占める国債費等の割合の推移）



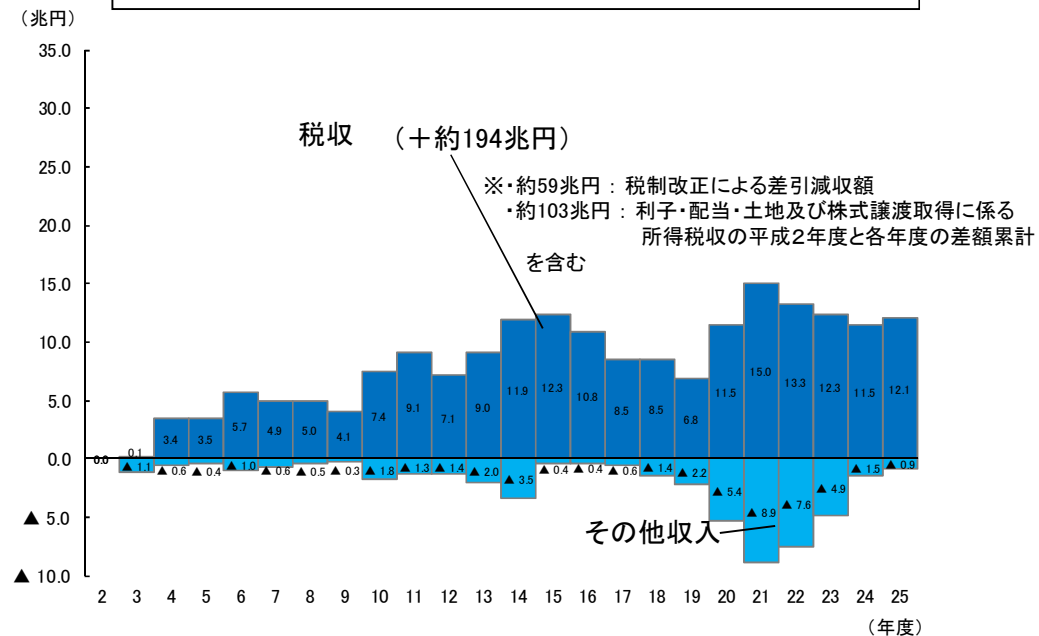
(注)平成12年度までは決算、25年度は予算による。

平成2年度末から25年度末にかけての普通国債残高増加額： 約571兆円

歳出の増加要因： 約308兆円



税収等の減少要因： 約145兆円



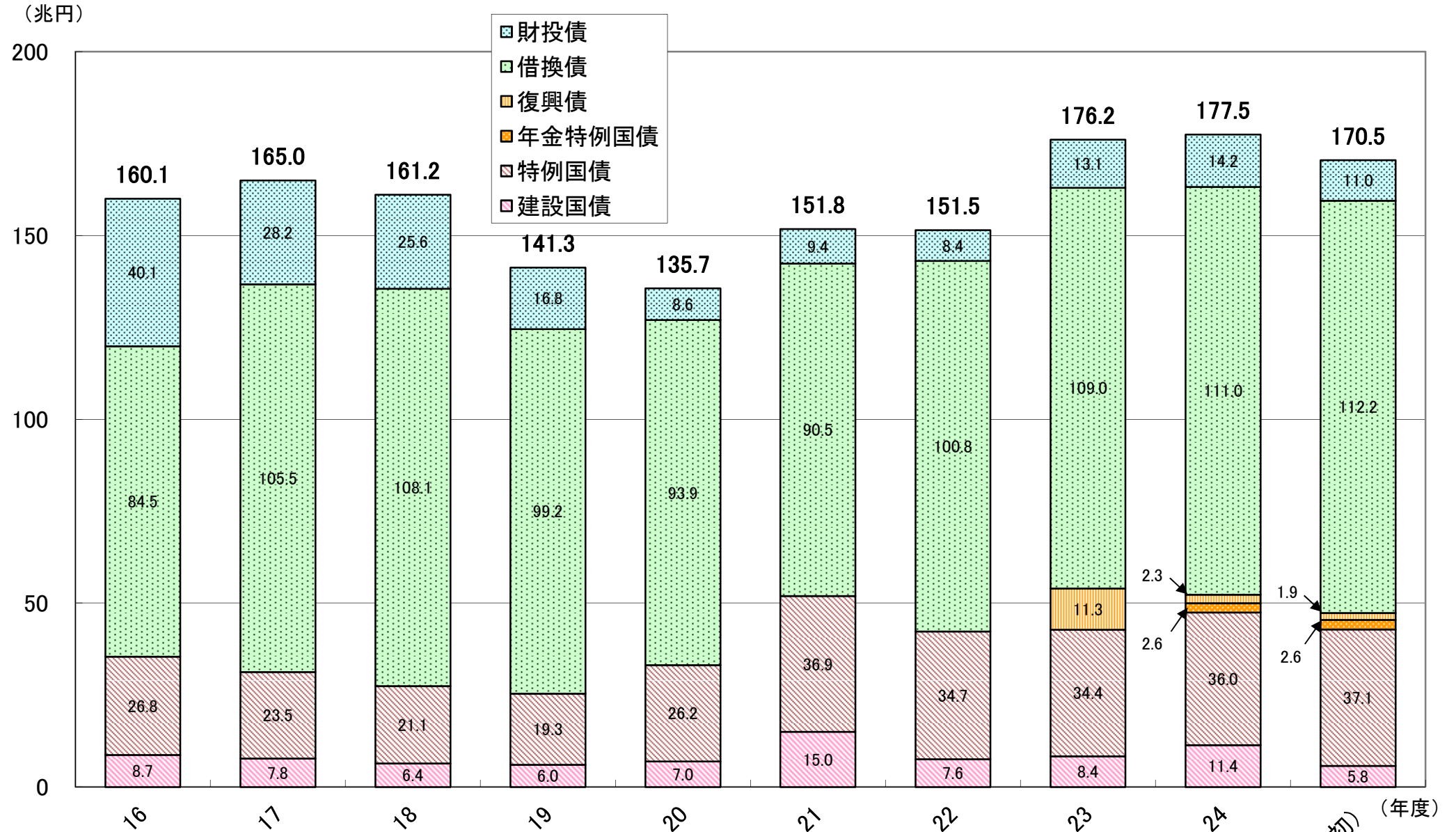
平成2年度の収支差分による影響： 約65兆円

毎年度約3兆円の債務増加 × 23年（平成3～25年度）  
（平成2年度の財政赤字約3兆円）

その他の要因（国鉄等債務承継など）： 約53兆円

(注1) 平成24年度までは決算、平成25年度は政府予算による。  
 (注2) 東日本大震災からの復興のために平成23～平成27年度まで実施する政策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度は東日本大震災復興特別会計において負担）を公債残高からは除くとともに（平成25年度末で12.2兆円）、平成23年度歳出のうち復興債発行に係るもの（7.6兆円）を除いている。  
 (注3) 税収のうち交付税法法定率分は、歳入歳出両建てである（増減が公債残高の増加に影響しない）ため、歳出・歳入双方の増減要因から控除し、地方交付税交付金等のうちの交付税法法定率分以外の部分（地方の財源不足補てん部分等）を歳出の増加要因として計上している。

# 国債発行総額の推移



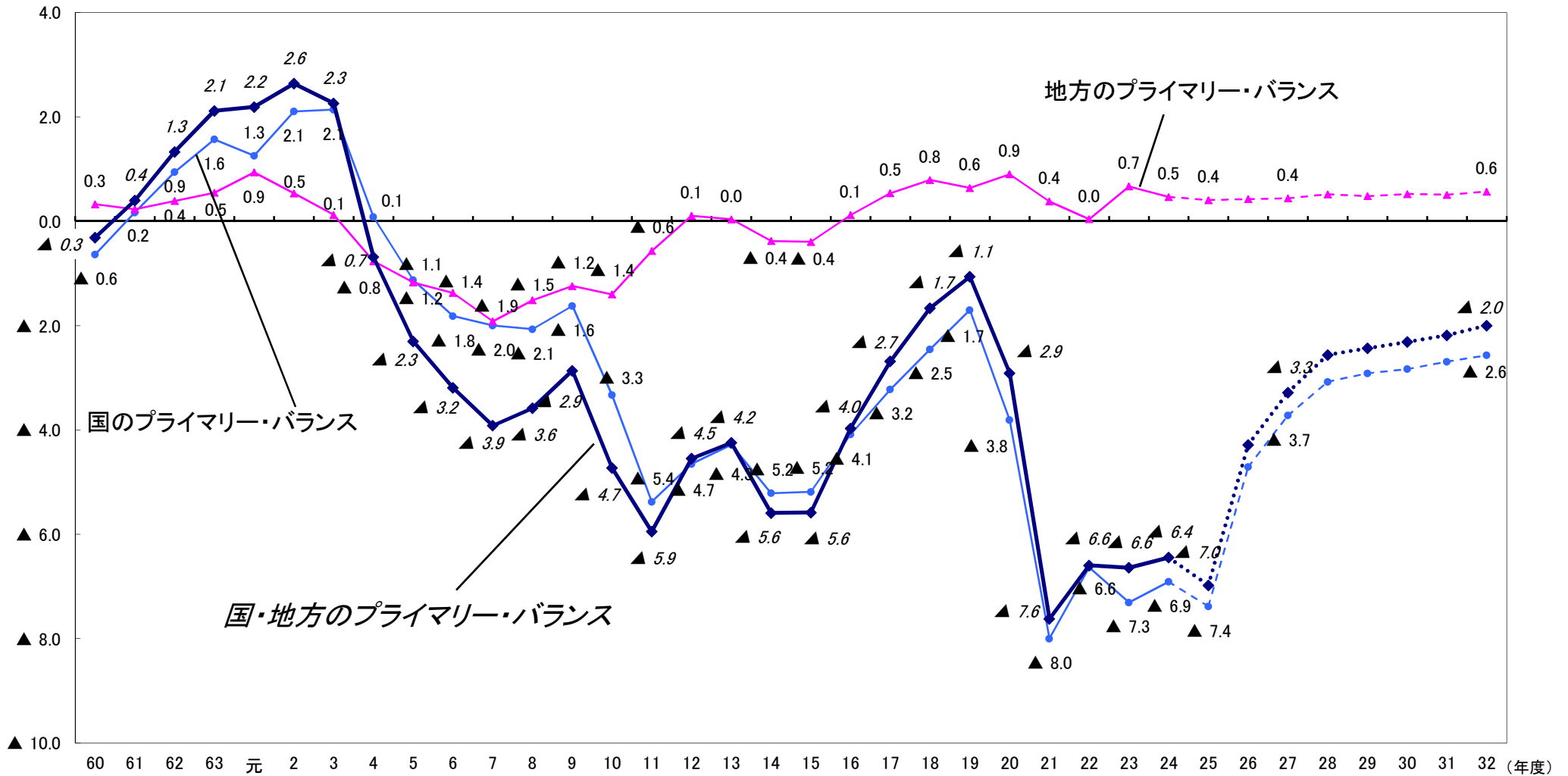
(注1) 24年度までは実績。

(注2) 各計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合がある。

25(当初) (年度)

# 基礎的財政収支(プライマリーバランス)の推移

(対GDP比:%)



(出典)内閣府「国民経済計算確報」。ただし、平成24年度以降は、「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日 内閣府)。

(注1)平成10年度は国鉄長期債務及び国有林野累積債務、18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への債務承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入等を除いている。

(注2)平成23年度以降については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。



## トロント・サミット「宣言」(仮訳) [2010年6月26日、27日]

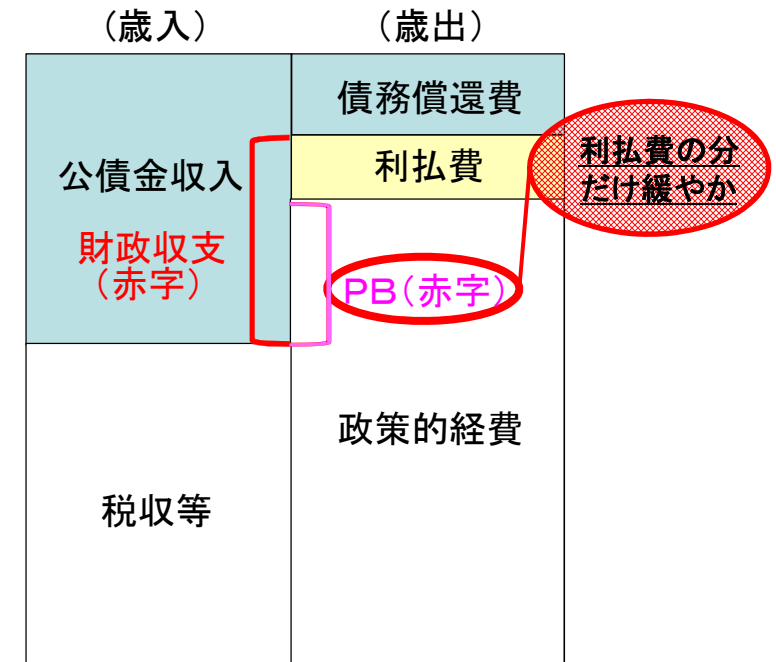
○...先進国は、2013年までに少なくとも赤字を半減させ、2016年までに政府債務の対GDP比を安定化又は低下させる財政計画にコミットした。日本の状況を認識し、我々は、成長戦略とともに最近発表された日本政府の財政健全化計画を歓迎する。深刻な財政課題がある国は、健全化のペースを加速する必要がある。

(注)2008年秋以降の金融危機対応のための財政出動により財政事情が悪化した他国と異なり、日本は、それ以前から、高齢化に伴う社会保障給付費の増加や90年代からの累次の財政出動による景気対策の結果、他の先進国と比較して極めて規模の大きな、構造的な財政赤字を抱えていた。

### ◎ トロント・サミットにおけるフロー目標の比較

目標の内容	フロー目標
日本以外の先進国	目標年次:2013年 内容:財政赤字を半減
日本	目標年次:2015年度 <b>⇒目標年次が遅い</b> 内容:基礎的財政赤字(PB)を半減 <b>⇒目標の内容が緩やか。</b> 目標年次:2020年度 内容:基礎的財政収支(PB)黒字化

### (参考1) 財政収支と基礎的財政収支(PB)との関係



### (参考2) ストック目標

日本以外:2016年までに債務残高対GDP比を安定化又は低下  
日本:2021年度以降、国・地方の公債等残高対GDP比を安定的に低下  
⇒この点でも日本は他国と比べて目標年次が遅くなっている。

## ○ 首脳宣言(仮訳)

6. (略)我々は、主要な世界経済の課題に対処するために協力して努力することにコミットしている。
- ・ 財政の持続可能性を確保しつつ、より強固な回復を実現すること。我々は、本日、強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するための我々の戦略を示す Санктペテルブルク行動計画に合意した。
- (中略)
- ・ 我々は、財政の持続可能性の文脈において、より強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するための包括的な成長戦略を引き続き策定していく。
10. 我々は、世界経済にとっての主要な課題は次のとおりであると考える。
- (中略)
- ・ いくつかの国、特に実際の債務対GDP比や予想される債務対GDP比の水準が最も高い国々において、短期的な回復を適切に支えつつも対処する必要がある、高い債務水準とその持続可能性(略)
13. (略)G20の先進国は、引き続き持続可能な財政にコミットしつつ、財政戦略の実施に際しては機動的な姿勢を維持することで一致している。(略)
19. 先進国において財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き極めて重要である。合意に沿って、全ての先進国は、信頼に足る意欲的な各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。(略)

## ○ Санктペテルブルク行動計画(仮訳)

## 【回復の下支えと短期的なリスクへの対処】

G20の当面の焦点は、先進国における回復の兆候をとらえ、これが世界経済全体の利益のために持続的なものとなるよう、適時の行動により、成長と雇用を増加させる状況を創出することにある。

(中略)

- ・ G20の先進国は、引き続き持続可能な財政にコミットしつつ、経済成長と雇用を支えるために、財政戦略の実施に際しては機動的な姿勢を維持することで一致している。

## 【強固で持続可能かつ均衡ある成長に向けた基盤の強化】

## 財政の持続可能性の向上

先進国において、財政の持続可能性を確保しつつ、より強固で持続可能な回復を実現することは、引き続き重要。全ての先進国は、期待をより安定させるため、信頼に足る各国個別の中期的な財政戦略を策定した。これらの戦略は、各国の状況を反映しており、債務対GDP比を持続可能な道筋に乗せつつ、経済成長と雇用創出を支えるため、短期的な経済状況を勘案し、機動的に実施される。

合意に沿って、全ての先進国は、中期にわたり債務対GDP比を安定化または縮減させることに向けられた戦略を提示した。(略)日本は、2020年度までにプライマリー・バランスの黒字を達成した後、政府債務対GDP比を安定的に縮減することを目指す。(略)

## I. 基本認識

- 今後10年間(2013年度から2022年度)の平均で、名目GDP3%程度、実質GDP2%程度の成長を目指す。民需主導の持続的成長と財政健全化の好循環を目指していく。

## II. 財政健全化に向けた目標

- 国・地方の基礎的財政収支(以下、PB)について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

## III. 平成27年度(2015年度)の目標達成に向けて

### 1 基本的な取組

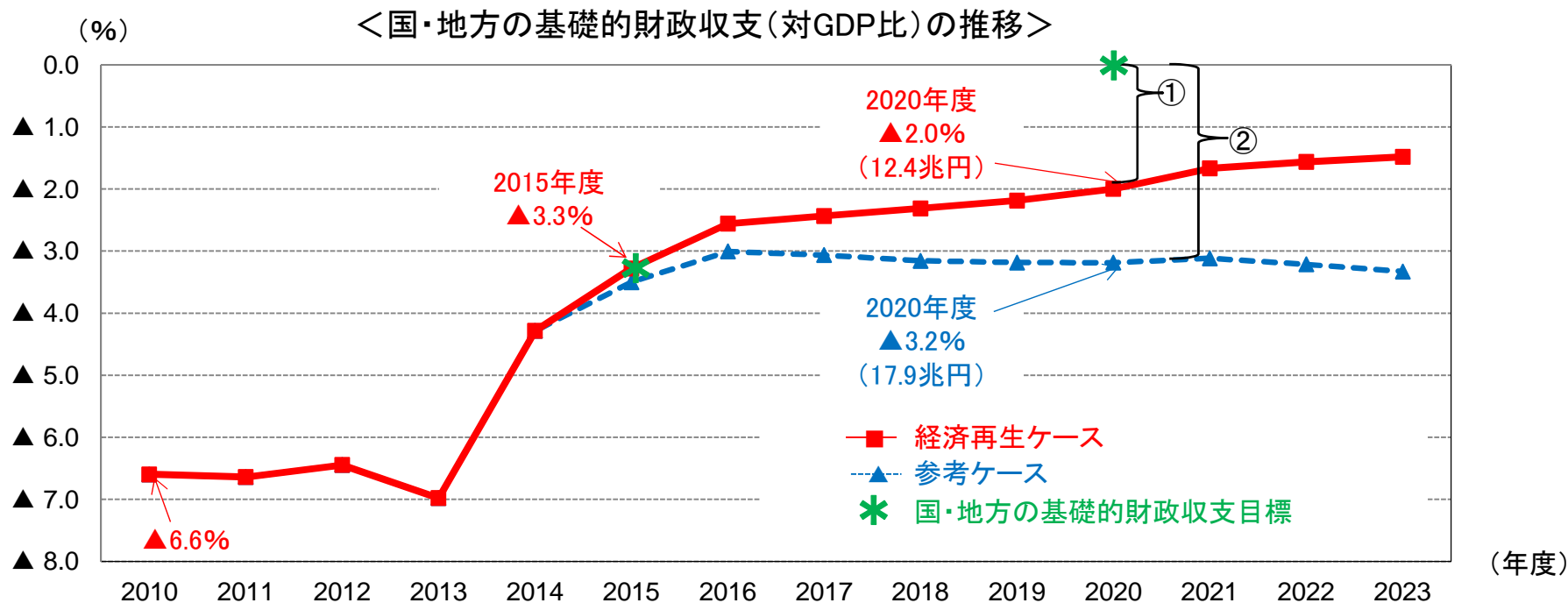
- 国・地方のPB赤字の大宗を占める国の一般会計のPB赤字について改善を図る必要。
- 国の一般会計PBについて、少なくとも平成26・27年度の**各年度4兆円程度改善**。26年度予算においては▲19兆円程度、27年度予算においては▲15兆円程度とし、これをもって、半減目標を達成。
- 新規国債発行額については、平成26年度、平成27年度において、それぞれ**前年度を上回らない**よう、最大限努力。
- 地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点から踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の一般財源の総額については、平成26年度、平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

### 2 歳出面・歳入面の取組

- 社会保障:人口高齢化等による増勢がある中で、極力全体の水準を抑制。年金マクロ経済スライド発動の前提となる特例水準の解消、後発医薬品の使用促進に具体的進捗がみられるよう取り組む。
- 社会資本整備:投資効果の高い事業への重点化を図るなど、選択と集中を徹底。
- 地方財政:経済再生にあわせリーマン後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要。

## IV. 平成32年度(2020年度)の目標達成に向けて

- 平成27年度(2015年度)までの取組と同様に、一般会計上のPBを改善し、黒字化させる。
- 各年度の予算において、歳出面では、無駄の排除などでPB対象経費を極力抑制し、経済成長によりGDPを増大させることで、PB対象経費の対GDP比を逡減させていく。歳入面では、経済成長を通じて税収の対GDP比の伸長を図る。さらに、増大する社会保障は、制度改革を含めた歳出・歳入両面の取組によって財源を確保することを検討。



(出典)内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(平成25年8月8日)

(注1) 経済に関するシナリオ

- ・「経済再生ケース」:「三本の矢」の効果が着実に発現し、今後10年(2013~2022年度)の平均成長率は、実質2%程度、名目3%程度
- ・「参考ケース」:内外経済がより緩やかな成長経路となり、今後10年(同上)の平均成長率は、実質1%程度、名目2%程度

(注2) 復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

①「経済再生ケース」:2020年度における国・地方の基礎的財政収支赤字(対GDP比)は、▲12.4兆円(▲2.0%)

⇒この12.4兆円について、機械的に計算すると、消費税率換算で4.7%程度に相当。

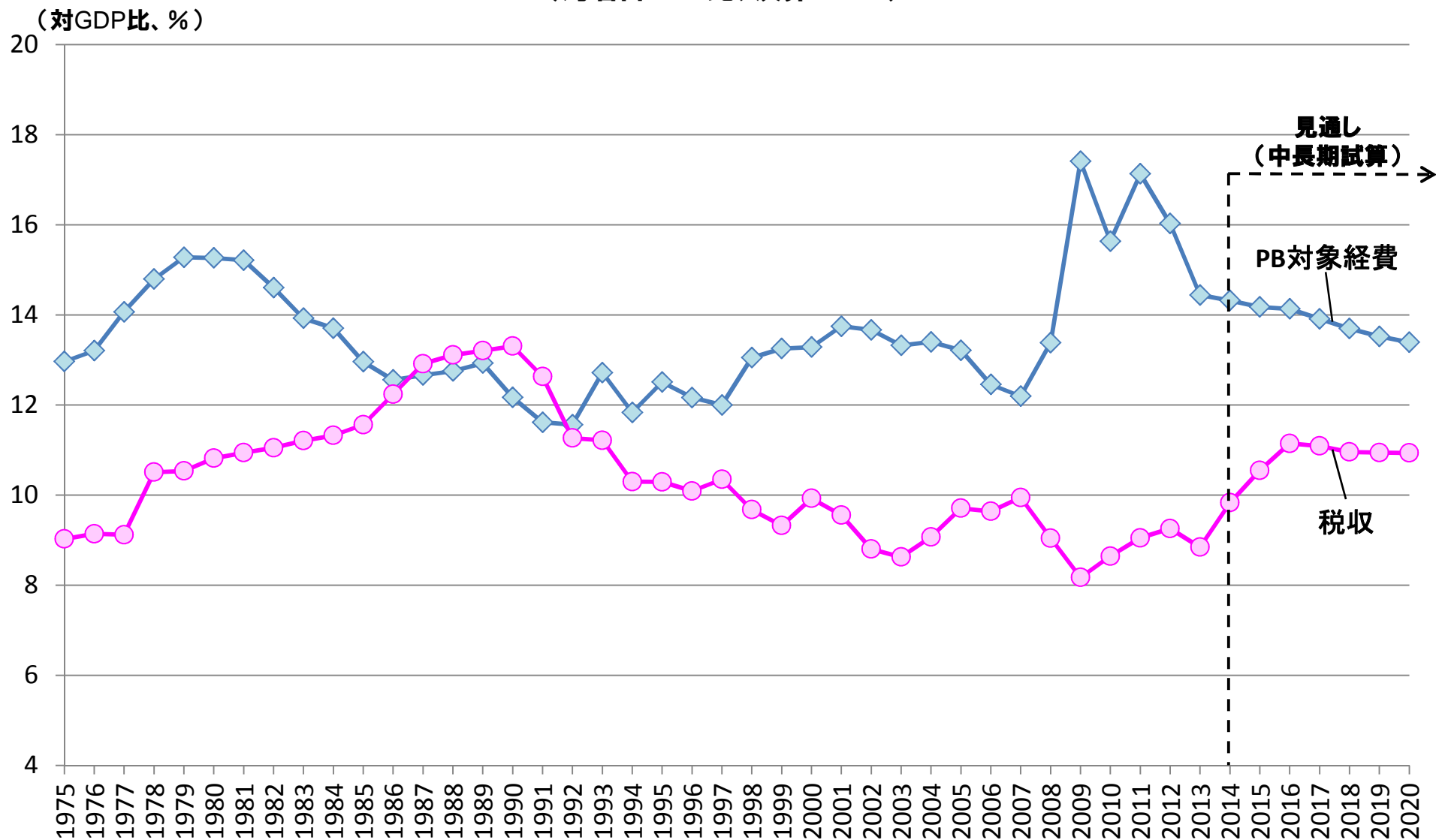
②「参考ケース」:2020年度における国・地方の基礎的財政収支赤字(対GDP比)は、▲17.9兆円(▲3.2%)

⇒この17.9兆円について、機械的に計算すると、消費税率換算で7.5%程度に相当。

※ 消費税率1%当たりの消費税収は、2013年度の数値(当初予算ベース:2.66兆円)を名目成長率で機械的に延伸して算出すると、「経済再生ケース」では3.3兆円程度、「参考ケース」では3.0兆円程度。このうち、公経済負担(増収分の5分の1程度と仮定)を除いた金額を、収支改善に充てるとした場合に必要な消費税率を算出。

# 2020年度PB黒字化に向けた歳出・歳入の見通し

国の一般会計における歳出(PB対象経費)と歳入(税収)の推移  
(対名目GDP比、決算ベース)



(注)2012年度までは決算ベース、2013年度は当初予算、2014年度以降は「中長期試算」(経済再生ケース)の数値

- 消費税率(国・地方)を平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認する。
- 消費税率の引上げによる反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決定。

### 1. 経済状況と持続的な経済成長に向けた取組

- ・ 政府は、長引くデフレからの早期脱却と経済再生に向けて「**三本の矢**」を**一体として強力に推進**。
- ・ 経済財政諮問会議意見に示されているとおり、**景気は緩やかに回復**。物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある。**先行きについても、景気回復の動きが確かなものとなる**ことが期待される。
- ・ 「**経済政策パッケージ**」(後述)に取り組み、**デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとする**。

### 2. 財政状況等

- ・ 我が国財政は厳しい状況。社会保障関係費の増大などにより悪化。
- ・ 政府は財政健全化目標を設定。「**中期財政計画**」に従い、**財政健全化目標達成を目指す**。
- ・ 国民に負担増を求める際に、**各分野の歳出において無駄がある**といった批判を招かないよう取り組む。

### 3. 社会保障制度改革

- ・ 本年8月に「**法制上の措置の骨子**」についてを決定。**消費税増収分と社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ、社会保障制度改革を行う**。
- ・ 政府は、この骨子に基づく法律案を速やかに策定し、**次期国会冒頭に法案を提出**。

### 4. 消費税率引上げにあたっての対応

消費税率の引上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、デフレ脱却と経済再生に向けた取組みを更に強化するため、以下について、「**経済政策パッケージ**」として取り組む。

#### (1) 成長力底上げのための政策

① **成長戦略関連施策の当面の実行方針** ② **投資減税措置等** : 設備投資減税・研究開発減税、事業再編促進税制、ベンチャーファンドへの投資を促す税制の創設等。

#### (2) 「政・労・使」の連携による経済の好循環の実現

- 企業収益の拡大が賃金上昇や雇用拡大による消費拡大・投資増加につながる好循環を実現するため、政府は、**9月20日に立ち上げた「経済の好循環実現に向けた政労使会議」**等において取組を進める。
- **所得拡大促進税制**について、企業による賃金引上げの取組を強力に促進するため、拡充を行う。
- **足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止について検討する**。その検討にあたっては、**税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること**等を踏まえたうえで、**12月中に結論を得る**。

#### (3) 新たな経済対策の策定

- 消費税率引上げに伴う**駆け込み需要とその反動減を緩和し、景気の下振れリスクに対応**するとともに、**その後の経済の成長力を底上げして成長軌道に早期に復帰できる**よう、反動減等に対応した給付措置(後述)とあわせて、**新たな経済対策を策定する**。
- 来年度4～6月期に見込まれる反動減を大きく上回る**5兆円規模**とし、3%の消費税率引上げによる影響を大幅に緩和するとともに、経済の成長力の底上げ、成長軌道への早期の復帰に対応。
- その中で、**競争力強化策、高齢者・女性・若者向け施策、復興、防災・安全対策の加速**などを措置すべく、今後、**来年度予算とあわせて具体化**し、景気や税収の動向を見極めた上で、**12月上旬**に新たな経済対策として策定する。
- その上で、これらの施策を実行するための**平成25年度補正予算**を、**来年度予算とあわせて編成**する。
- また、**来年度予算**においても、**経済成長に資する施策に重点化**する。

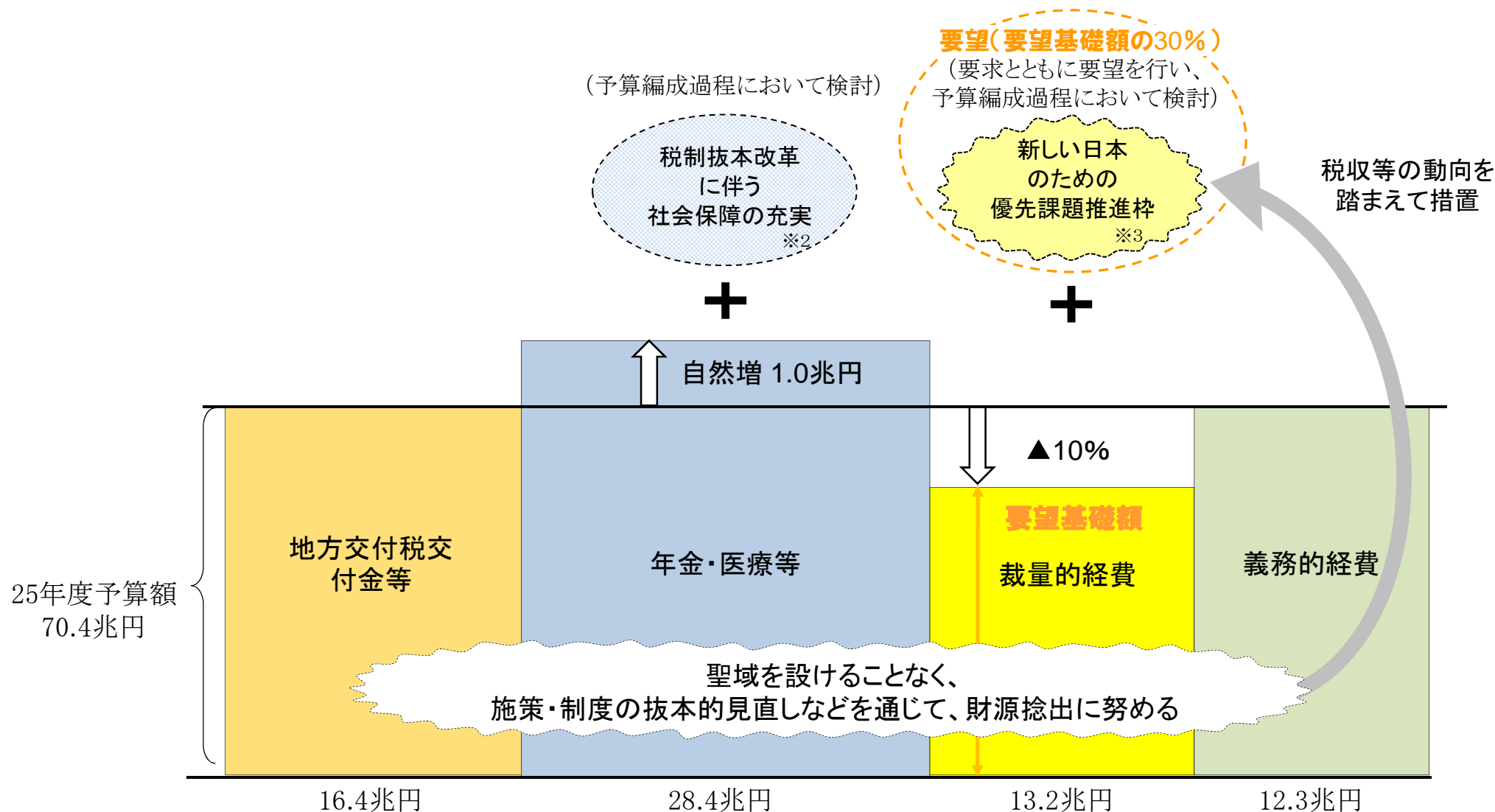
(4) **簡素な給付措置** : 市町村民税非課税者2,400万人に**1万円**支給。老齢基礎年金(65歳以上)の受給者等に**5,000円**を加算。

(5) **住宅取得等に係る給付措置**(給与収入約500万円以下の住宅購入者に**10～30万円**給付。被災地は標準的な負担増加額を給付。)、**車体課税の見直し**

(6) **転嫁対策** : 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、実効性ある対策を推進。

(7) **復興の加速等(再掲)** : ①新たな経済対策の中で復旧・復興の加速に取り組み、平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算で予算措置を講じる。  
②その対策の中で、復興特別法人税を廃止する場合は復興財源を補填する。③被災者の住宅再建に係る給付措置を行う。

# 平成26年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



- ※1 地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参院選挙経費の減などの特殊要因については加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。
- ※2 税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則18条に則って判断することとなっている。
- ※3 緊急経済対策(平成25年1月)及び平成25年度予算の重点である防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化のほか、「日本再興戦略」及び「骨太の方針」等を踏まえた諸課題について要望。

# 平成26年度一般会計概算要求・要望額

(単位 億円)

所 管	前年度予算額 (当初)	平成26年度			比較増△減額
		概算要求額	要 望 額	計	
皇 室 費	61	55	8	63	2
国 会	1,350	1,377	—	1,377	27
裁 判 所	2,989	3,100	67	3,167	178
会 計 検 査 院	159	166	7	174	15
内 閣 ・ 内 閣 本 府 等	6,042	5,785	1,285	7,070	1,028
警 察 庁	2,410	2,391	268	2,659	249
総 務 省	172,329	174,968	431	175,399	3,069
(うち地方交付税交付金等)	(163,927)	(167,654)	(—)	(167,654)	(3,727)
法 務 省	6,965	7,120	462	7,582	616
外 務 省	6,083	5,734	1,109	6,843	760
財 務 省	25,628	21,674	728	22,402	△ 3,227
文 部 科 学 省	53,558	50,633	8,402	59,035	5,477
厚 生 労 働 省	294,316	304,003	1,617	305,620	11,304
農 林 水 産 省	21,292	20,356	3,745	24,101	2,808
経 済 産 業 省	8,948	10,098	2,216	12,314	3,366
国 土 交 通 省	51,454	46,764	12,688	59,452	7,998
環 境 省	2,585	2,994	539	3,533	948
防 衛 省	47,532	47,312	1,606	48,917	1,385
小 計					
(基礎的財政収支対象経費)	703,700	704,530	35,177	739,707	36,007
(うち東日本大震災復興特別会計へ繰入)	(12,462)	(6,043)	(—)	(6,043)	△ 6,418)
国 債 費	222,415	252,792	—	252,792	30,377
合 計	926,115	957,323	35,177	992,500	66,384

(注1)前年度予算額は、26年度概算要求・要望額との比較対照のため、組替えをしてある。  
(注2)地方交付税交付金等の概算要求額は、税込等について機械的試算を行い仮置きしたものである。  
(注3)計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。  
(注4)各府省から要求・要望のあった金額をそのまま集計したものであり、精査の結果、金額の変動がありうる。



# 2015年度までの歳出・歳入面の見通し（内閣府試算等を基にしたイメージ）

（単位はすべて兆円程度）

歳出	2013年度	2014年度	2015年度
一般会計PB対象経費	70.4	72.0	73.9
消費税率引上げ分が充てられる費用		0.6	1.9
その他	70.4	→ 71.4	→ 71.9
		+1.0	+0.5

- ・ 社会保障の充実
- ・ 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増
- ・ 地方交付税交付金法定率分の増

**【考慮すべき課題】**

○ 要求時点では74.0(対前年度+3.6)だが、そのうち社会保障の自然増は+1.0程度。

○ その他対前年度で増加が考えられるものとして、消費税率引上げに伴う社会保障4経費以外の経費増（後年度影響試算ベース：+0.3程度）。

○ 一般会計PBの改善目標（各年度4兆円程度改善）を踏まえれば、減税等により下記の税収を下回る場合には、更なる歳出見直しが必要。

歳入	2013年度	2014年度	2015年度	2013→2015年度
一般会計税収	43.1	→ 49.4	→ 55.0	11.9兆円増
		+6.3	+5.6	

	2013年度	2014年度	2015年度	2013→2015年度
一般会計PB	△23.2	→ △18.9	→ △15.2	8.0兆円改善
		+4.3	+3.7	

(注1) 表は、内閣府「中長期試算」(2013年8月、経済再生ケース)を基にして作成。後年度影響試算ベースの計数は財務省「後年度影響試算」(2013年3月)に基づく機械的計算に基づくものであり、税収増の内訳は財務省における機械的試算。

(注2) 2014年度要求・要望額には、消費税率引上げ分が充てられる費用、消費税率引上げに伴う社会保障4経費以外の経費増は含まれない。

(注3) 各年度ごとの税収増の内訳は以下の通り。

	2013→2014年度	2014→2015年度	計
消費税増収分	+4強	+3程度	+7半ば
税の自然増収	+2程度	+2強	+4強

## 社会保障の重点化・効率化策

（「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（案）」において盛り込まれている主な重点化・効率化策）

### 【負担能力に応じた負担関係】

- ・後期高齢者支援金における全面総報酬割の導入  
（後期高齢者支援金負担における被用者保険者間の按分方法を全て総報酬割とするもの）
- ・所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し  
（所得の高い国保組合への定率補助を始めとする国庫補助を見直し）
- ・70歳～74歳の者の医療費自己負担割合の見直し  
（特例的に1割となっている70歳～74歳の者の自己負担割合を2割に戻すもの）
- ・所得が一定以上の者の介護の利用者負担の見直し  
（一定以上の所得を有する介護利用者の利用者負担を1割から引き上げ）
- ・介護補足給付の見直し  
（介護施設に入所する低所得者に対する居住費や食費の補足給付の支給に際して資産等を勘案）
- ・高所得者に対する年金給付の見直し（公的年金等控除等を始めとする年金課税の見直し等）

### 【医療・介護サービスの提供体制関係】

- ・医療提供体制の効率化（平均在院日数の減少等）  
（医療提供体制改革により、急性期医療を中心に人的・物的資源を集中投入し、入院期間を短縮）
- ・外来に関する給付の見直し  
（医療機関の機能分担の観点から大病院の紹介状のない患者の外来受診に対する自己負担の見直し）
- ・入院に関する給付の見直し（在宅療養との公平の観点からの入院療養時の給食給付等の見直し）
- ・介護予防給付の見直し  
（要支援者に対する介護予防給付を、介護保険制度の枠内で保険給付の対象から市町村が地域の実情に応じて行う事業へ移行）
- ・特別養護老人ホームの利用者の中重度者への重点化

### 【その他】

- ・マクロ経済スライドのあり方を見直し（デフレ下においても年金水準の調整を計画的に進める観点からの見直し）
- ・高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給のあり方

（参考）社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月5日取りまとめ）（抄）

世代間の公平だけではなく、世代内の公平も重要であり、特に他の年代と比較して格差の大きい高齢者については、一律横並びに対応するのではなく、負担能力に応じて社会保障財源に貢献してもらうことが必要である。

このような観点から、これまでの「年齢別」から「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである。

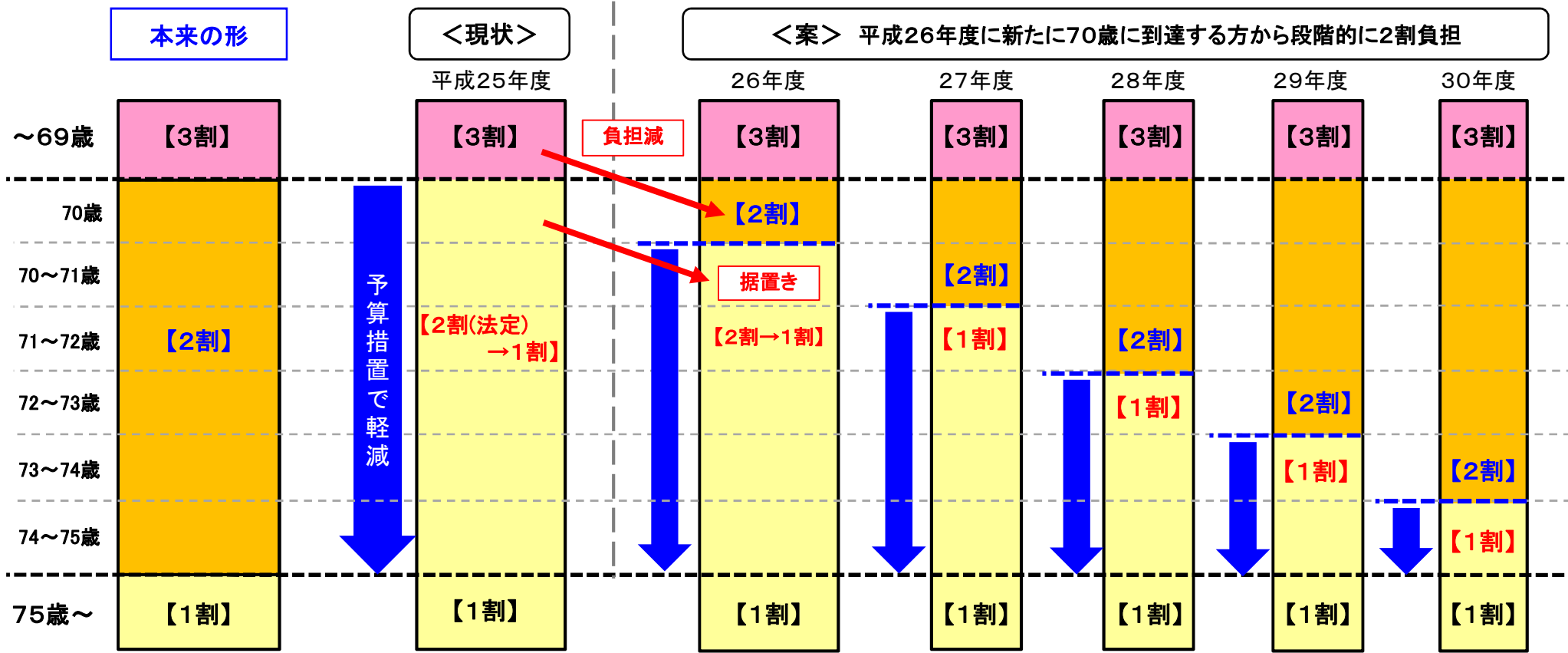
# 70～74歳の患者負担特例措置の見直し

○ 70～74歳の者の患者負担は、現在、2割負担と法定されている中で、平成20年度から毎年度、約2千億円の予算措置により1割負担に凍結している。

○「日本経済再生に向けた緊急経済対策」について(平成25年1月11日閣議決定) 一抄一  
 70～74歳の医療費自己負担については、当面、1割負担を継続する措置を講じるが、本措置の在り方については、世代間の公平や高齢者に与える影響等について、低所得者対策等とあわせて引き続き検討し、早期に結論を得る。

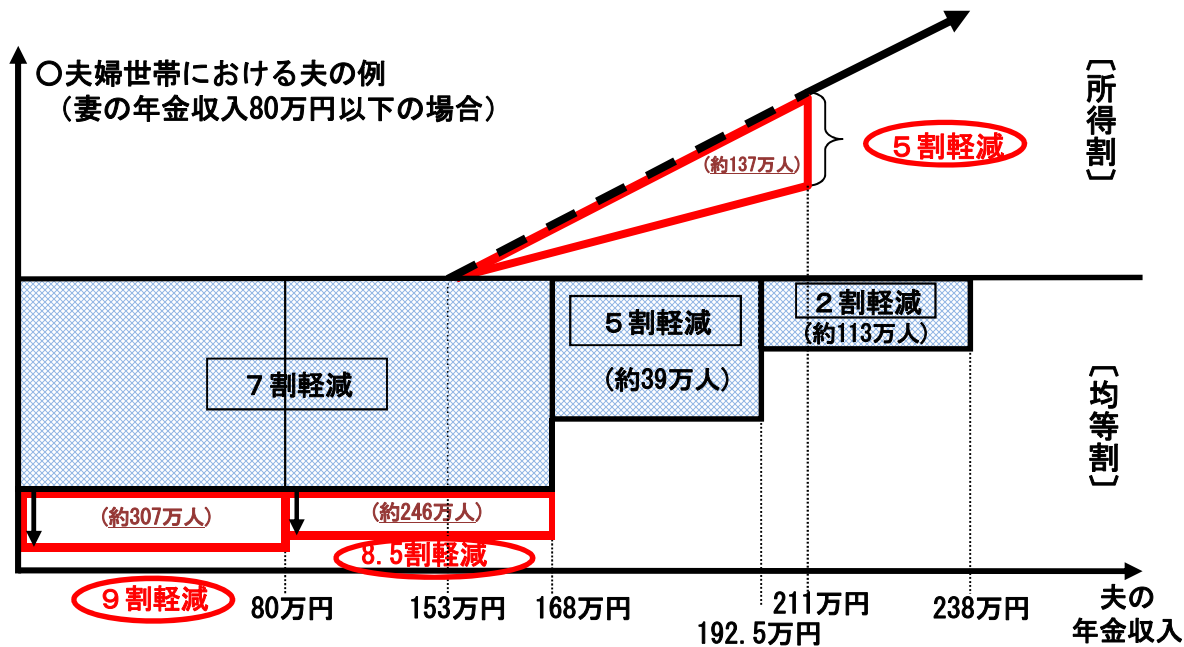
○社会保障制度改革国民会議 報告書(平成25年8月6日) 一抄一  
 暫定的に1割負担となっている70～74歳の医療費の自己負担については(略)、世代間の公平を図る観点から止めるべきであり、政府においては、その方向で、(略)「早期に結論を得る」べきである。その際は、低所得者の負担に配慮しつつ、既に特例措置の対象となっている高齢者の自己負担割合は変わらないよう、新たに70歳になった者から段階的に進めることが適当である。

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案(平成25年10月15日閣議決定) 一抄一  
 イ 低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し



## 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置について

- 後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じた保険料軽減が設けられている。(政令本則)
  - ① 低所得者の均等割7、5、2割軽減(国保と同じ)
  - ② 被用者保険の被扶養者であった者(元被扶養者)の軽減(後期移行後の2年間のみ、均等割5割軽減、所得割賦課せず。)
- 制度施行に当たり、激変緩和の観点から、平成20年度以降毎年度、予算により次の特例措置を実施している。
  - ① 低所得者の更なる保険料軽減(均等割7割軽減→9・8.5割軽減、所得割5割軽減)
  - ② 元被扶養者の更なる保険料軽減(期限なく均等割9割軽減)



※制度上の軽減は75歳到達から2年間限りとされているが、特例措置により、期限なしで軽減されている(政令附則)。

# 社会保障・税一体改革による社会保障の充実

※ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等\*による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

## ○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
  - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
  - ・新制度への円滑な移行を図るための保育緊急確保事業
  - ・社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療・介護

## ○医療・介護サービスの提供体制改革

### ①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな財政支援制度の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

### ②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
  - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
  - v) マンパワーの確保等
- など

## ○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

## ○医療・介護保険制度の改革

### ①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

### ②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

### ③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

### ④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

### ⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

## ○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

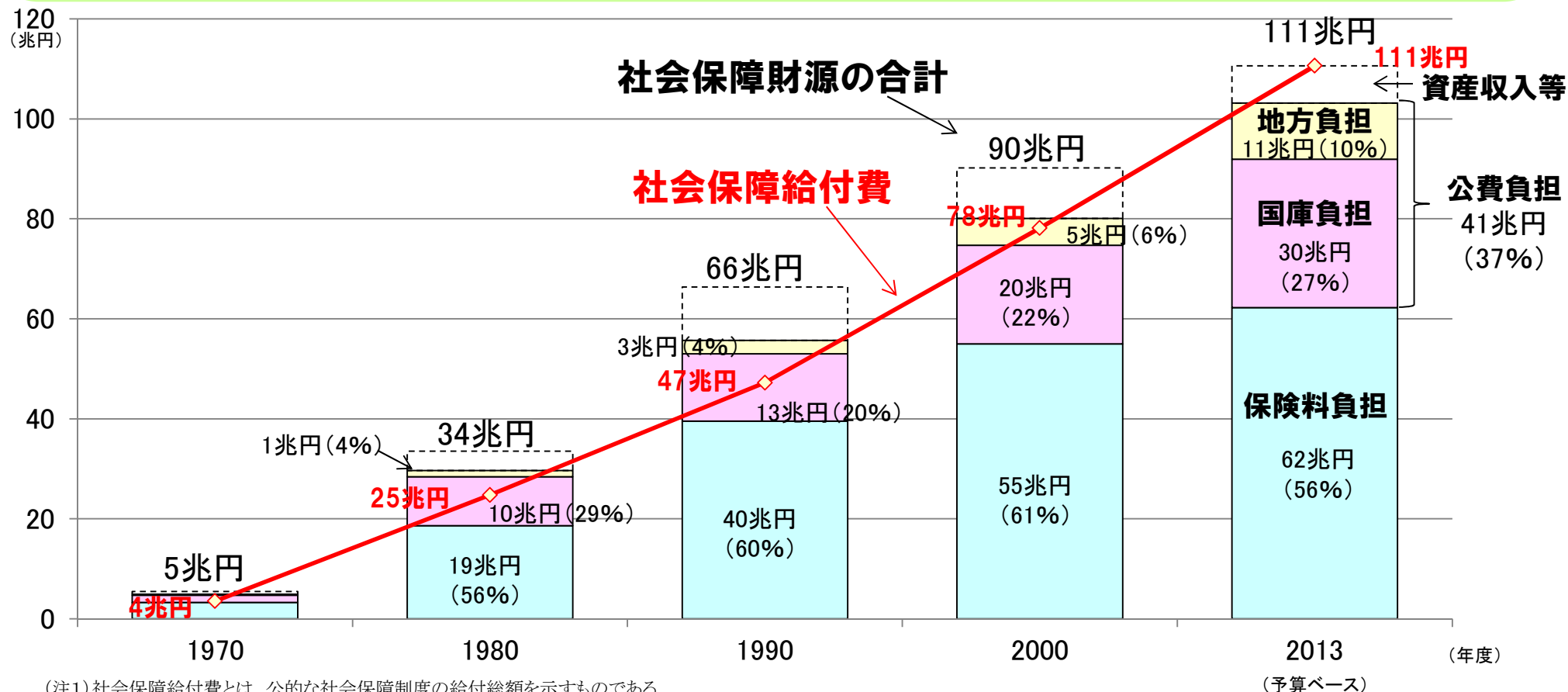
所要額(公費※)合計 = 2.8兆円程度 ※ 消費税財源(平年度ベース)

\* 2017年度時点では、3.2兆円程度の見込み。

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

## 社会保障財源の項目別推移

- 財源内訳を見れば、1990年度から2013年度では、社会保険料負担の増加が約40兆円から約62兆円と約1.5倍にとどまり、社会保障給付費の伸びを下回っているのに対し、1990年度には約16兆円であった社会保障給付費の公費負担は2013年度には約41兆円と2.5倍に達している。
- 日本の社会保障制度の特徴は、社会保険方式を採りながらも、社会保険料負担の伸び以上に公費負担への依存が増している点にあり、しかも、本来税財源により賄われるべき公費負担の財源について、特例公債を通じた将来世代への負担の先送りが続けられてきたことである。



(注1) 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。

(注2) 2000年度以前は「平成21年度 社会保障給付費」(国立社会保障・人口問題研究所)

(注3) 各年度の社会保障財源の合計と社会保障給付費の差額は、年金の収支差(年金積立金の積み増し)等によるもの。

# 社会保障の安定財源確保

- 今般の社会保障・税一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収(国・地方、現行の地方消費税を除く)は、全て社会保障財源化される。
- 消費税率引上げによる増収分は、消費税率が税制抜本改革法に則り5%引き上げられた場合には、「社会保障の安定化」に4%程度、「社会保障の充実」に1%程度向けられることになる。

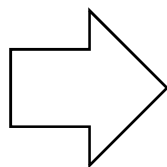
## <改革を織り込んでいない姿>

社会保障4経費  
(国・地方)  
37.8兆円



差額  
26.6兆円

消費税収4%分  
(国・地方)  
(現行の地方消費税除く)  
11.2兆円



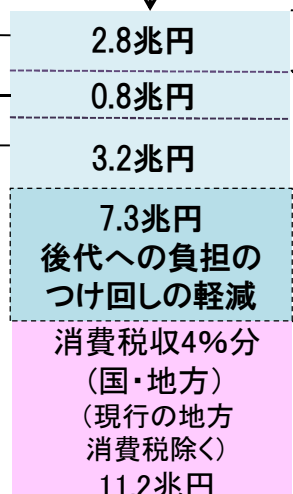
社会保障4経費  
(国・地方)  
44.5兆円



## <改革を織り込んだ姿>

差額  
19.3兆円

全て社会保障財源化



充実 1%  
安定 4%

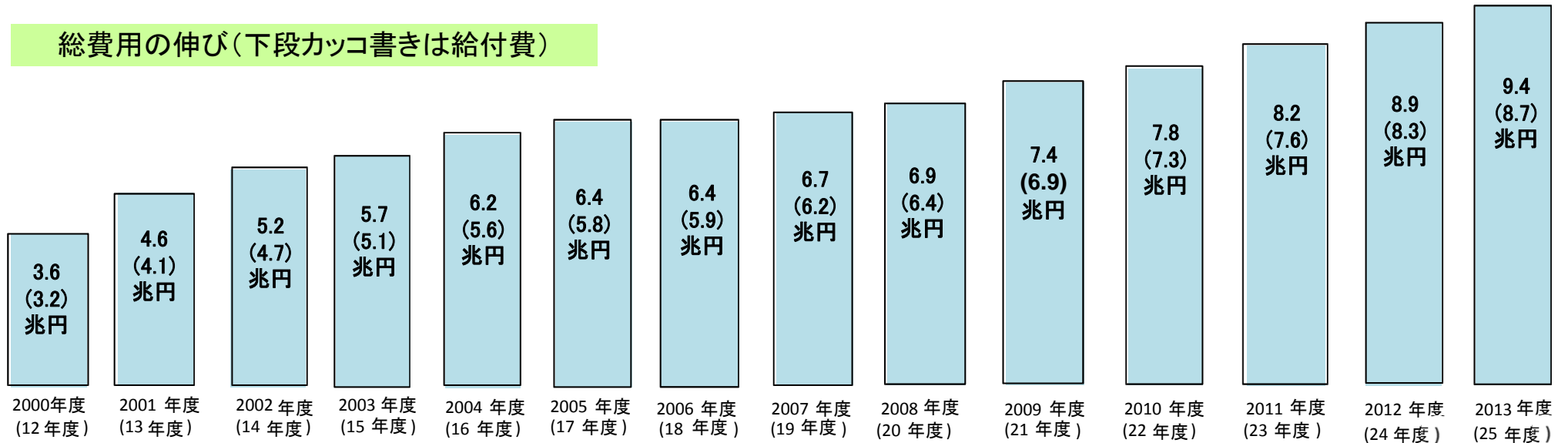
消費税5%引上げ分  
14.0兆円

(注1) 社会保障制度改革推進法では、「国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点等から、社会保障給付に要する費用に係る国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てるもの」とされている(社会保障制度改革推進法第2条第1項4号)。  
 (注2) 計数は、2017年度時点の見込み。  
 (注3) 上図の社会保障4経費のほか、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。  
 (注4) 引上げ分の地方消費税については、地方税法において、社会保障施策に要する経費に充てるとされている。また、引上げ分の地方消費税と消費税に係る交付税法定率分の総額を、地方単独事業を含む地方の社会保障給付費の総額と比較し、社会保障財源となっていることを毎年度確認することとされている。

# 介護保険について

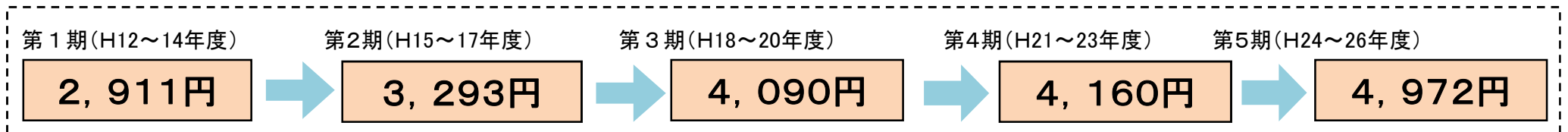
制度創設10年あまりで費用が2倍以上に伸びており、費用を抑制しなければ、長続きする制度とならない。

## 総費用の伸び(下段カッコ書きは給付費)

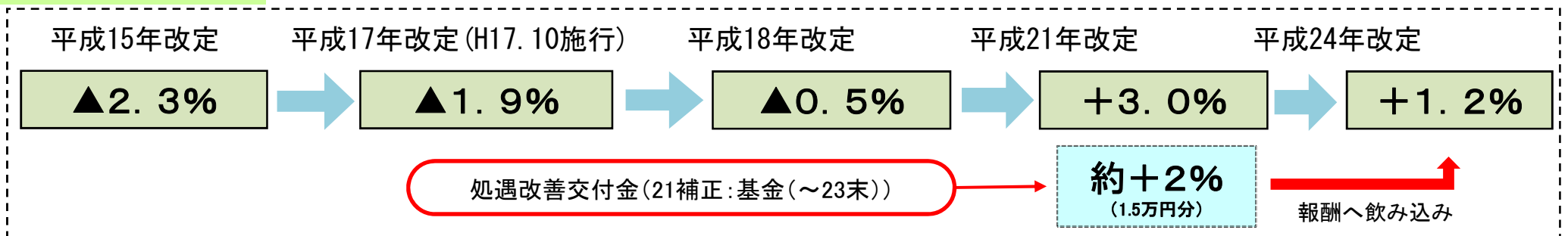


(注)2000～2011年度は実績、2012年度、2013年度は予算ベース。

## 1号保険料の推移(加重平均)



## 介護報酬改定





特別養護老人ホームなどの施設においては、収支状況が大幅に改善するとともに、内部留保も積み上がり。

①収支

○ 特別養護老人ホームの収支は**大幅に改善**。

平均的な特養(定員約70人)では、収支差 月+247万円 (年間+約3,000万円)

	平成20年	平成23年	収支差の増
特養	3.4%	9.3%	+5.9%

(平成23年 介護事業経営実態調査結果 (厚労省))

②内部留保

○ 平成23年度末 特別養護老人ホームの貸借対照表(1施設当たり平均値)(厚労省公表)

(※)調査対象とした特養は、全施設6,104施設であるが、回答のあった2,518施設のうち、内部留保が正確に把握できた1,662施設(27.2%)のみの実態把握。

内部留保の別	単位	金額
発生源内部留保	1施設当たり平均	3億1,373万円
	1床当たり平均	381万円
実在内部留保	1施設当たり平均	1億5,564万円
	1床当たり平均	191万円

【発生源内部留保】 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」  
= 次期繰越活動収支差額 + その他の積立金 + 4号基本金

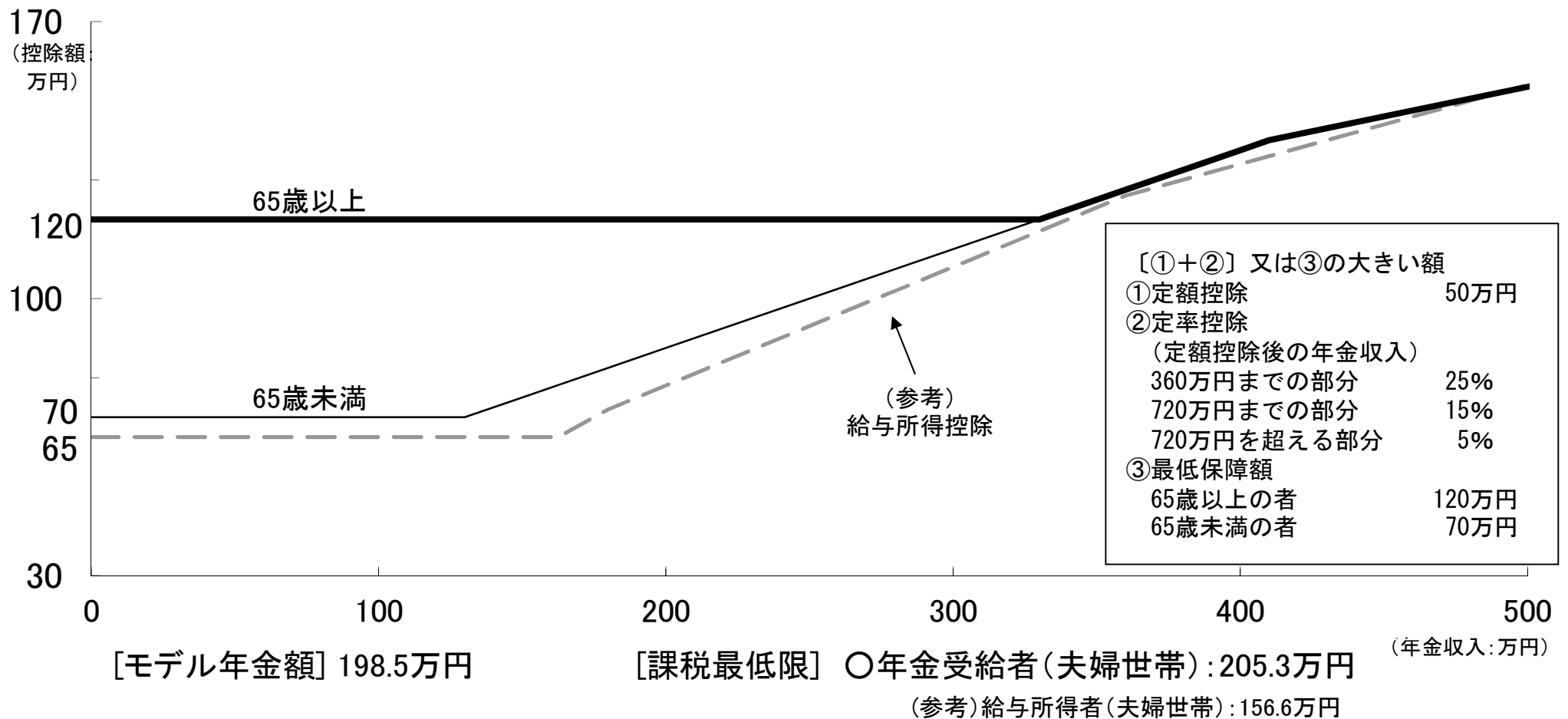
【実在内部留保】 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見込まれている額(減価償却により、蓄積した内部資金も含む。)  
=「現預金・現預金相当額」-(流動負債+退職給与引当金)

【参考】平成23年12月公表の内部留保額 : 特養1施設当たり平均 3億782万円

## 公的年金等控除制度について

○ 公的年金等に適用される公的年金等控除については、高所得者ほど恩恵が厚くなっている。

※ 給与所得控除については、平成24年度税制改正により、控除上限（245万円）を導入。上限の対象となるのは、50万人強。



(注)1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(23年度物価スライド実施後)である。  
2.年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。  
3.課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

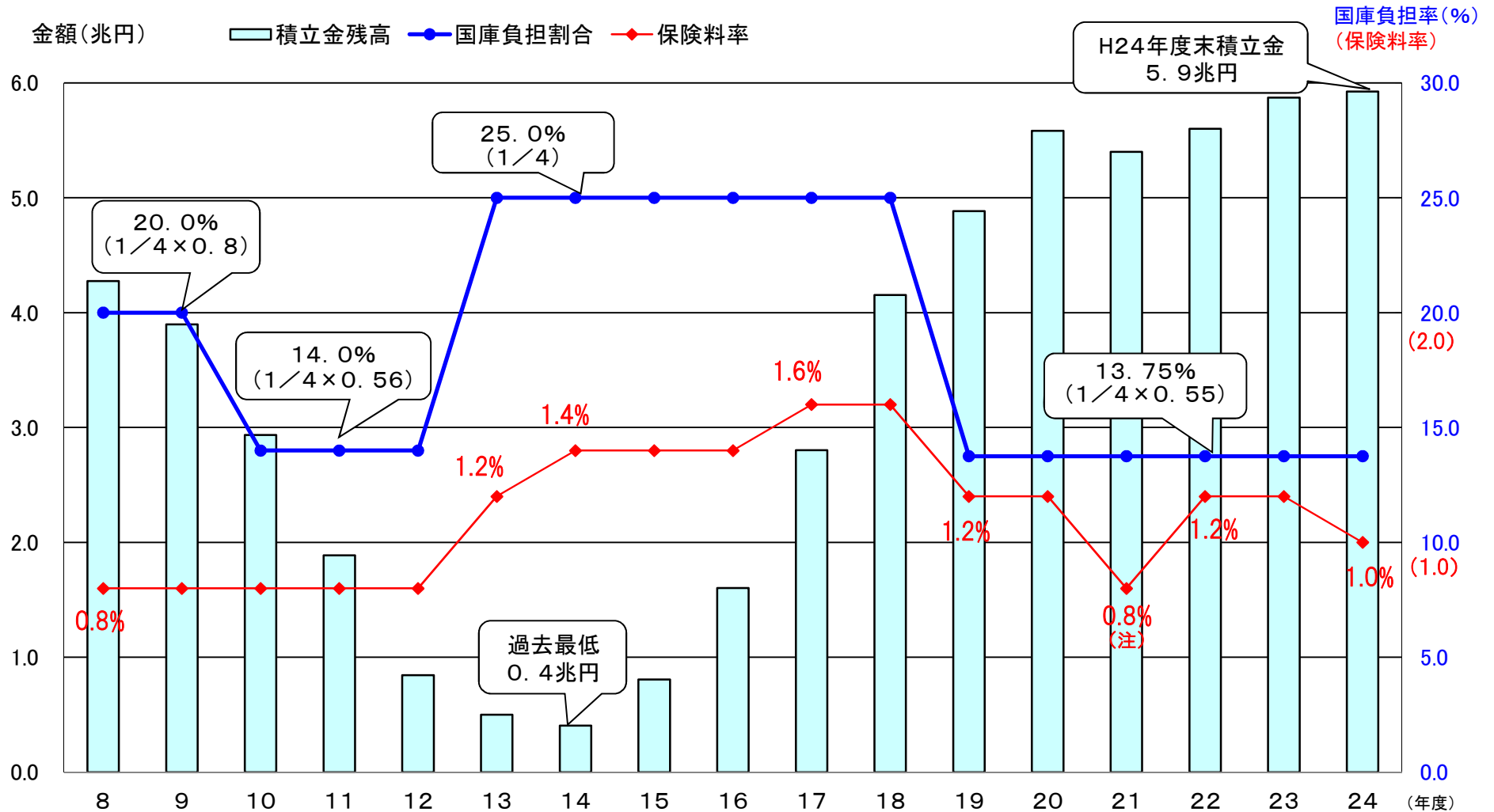
# 生活保護制度の残された課題

○ 生活扶助・医療扶助以外の扶助や加算について、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、その必要性やあり方を検討する必要。

主な加算、扶助	趣旨、留意点	金額の例
住宅扶助	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一般の低所得者2人以上世帯の平均家賃約3.3万円に対し、生活保護における住宅扶助基準の平均は5.5万円であり、<u>金額で約2万円、比率で約50%高くなっている。</u></li> <li>➤ 平成25年7月公表の予算執行調査において、被保護世帯と同じアパート等の一般世帯向け家賃を調査したところ、<u>被保護世帯の家賃の方が高く設定されている疑いのある事例が、74件(全体の1割強)確認された。</u></li> </ul>	実費(地域に応じて上限額を設定) 東京23区 単身世帯:5万3700円 複数人世帯:6万9800円
冬季加算 (生活扶助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 冬季は他の季節と比べて暖房にかかる費用が必要となってくるため、生活扶助費の一環として、光熱水費とは別途、11月から3月まで、地区別に定められた額の冬季加算を支給。</li> <li>➤ 支給額に多寡はあるものの、<u>全国が対象地域</u>となっている。</li> </ul>	(①1人世帯、②3人世帯の月額) 青森県(2級地-1):①23,190円/②35,830円 長野県(2級地-1):①11,010円/②17,010円 東京都(1級地-1):①2,940円/②4,540円
技能修得費 (生業扶助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得するための経費。</li> <li>➤ 会計検査院の調査の結果、<u>全件数の36%で、受給者が資格の取得をあきらめるなどし、就労に結びついていないことが判明。</u></li> </ul>	修得する技能に応じて 7.4万円以内～38.0万円以内 などを支給(年額)
母子加算 (生活扶助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 平成16年の検証において、母子加算(2.2万円)を含む生活扶助の支給額(13.8万円)は、低所得の一般母子世帯の消費水準(7.9万円)、中所得の一般母子世帯の消費水準(11.8万円)よりも高いとの結果。</li> </ul>	(母子加算(児童2人、月額)) 都区部:23,900円/郡部:20,590円
高等学校等 就学費 (生業扶助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ <u>平成21年度までに段階的に母子加算を廃止した際、世帯の自立に向けた新たな給付に転換するとの考え方に基づき、高等学校等就学費、学習支援費などの給付を創設。</u></li> </ul>	(高等学校等就学費(月額)) 基本額:5,300円/学習支援費:5,010円 (一世帯当たりの平均支給額:約1.4万円(平成23年度))
学習支援費 (教育扶助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ その後、<u>平成21年12月に母子加算を復活した後も、高等学校等就学費、学習支援費については継続。(高等学校等就学費、学習支援費は、子供がいる生活保護世帯の全てが対象。)</u></li> </ul>	(学習支援費) 小学生:2,560円/中学生:4,330円

## 雇用保険積立金の推移

- 雇用保険積立金の平成24年度末残高は、過去最高の5.9兆円
- 国庫負担割合、保険料率は、積立金の状況等を踏まえつつ調整してきている。



(注) 平成20年10月30日「生活対策」の家計緊急支援対策の観点から、特例的に1年間に限り保険料率を1.2%から、0.4%引き下げたもの。

# 近年の補正予算等により造成された主な基金(所管:厚生労働省)

資料Ⅱ-1-12

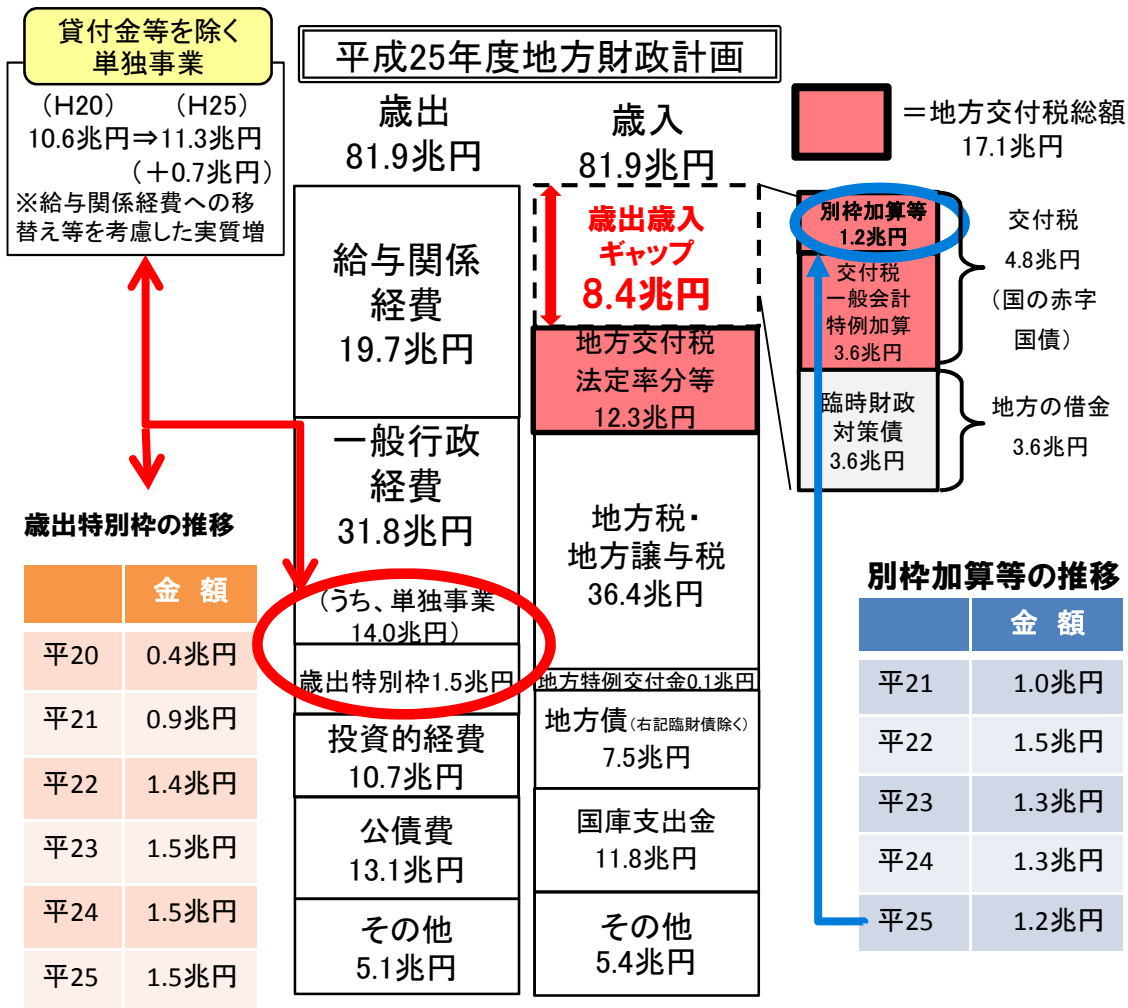
○ 社会保障関係の各種基金の補正予算への計上については、25年度補正予算から、その必要性や計上のあり方を徹底的に見直す必要。

(単位:億円)

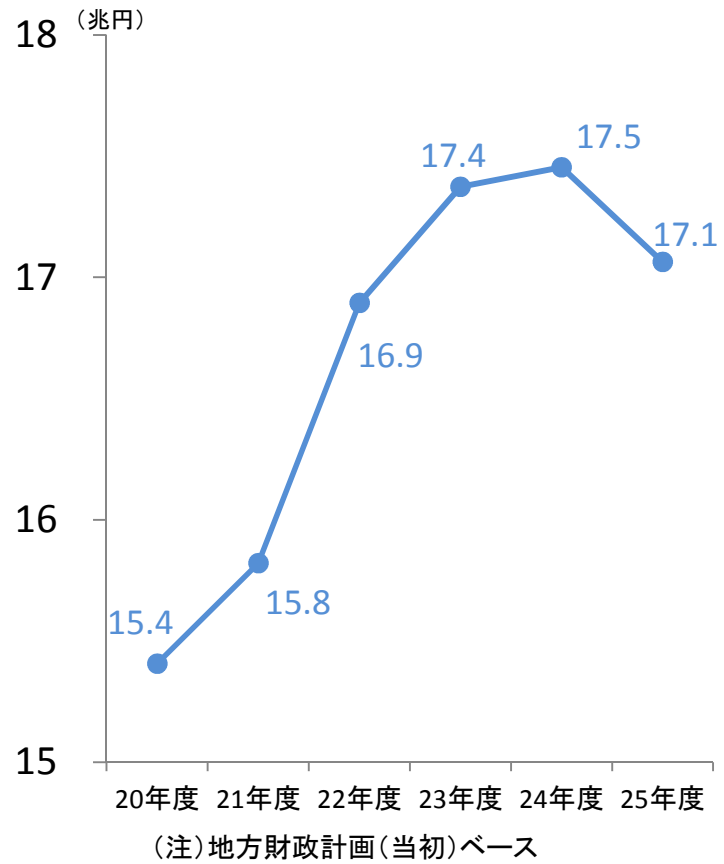
基金名	基金設置 予算	事業名	事業期間	①国 (予算額)	19年度	20年度	21年度	22年度	22年度	23年度	24年度	24年度	備考
					以前	補正	補正	補正	予備費	補正	補正	予備費	
安心こども基金	20②	保育所等整備事業等	20~25	6,510	-	959	1,632	968	-	1,277	557	1,118	
介護職員処遇改善等臨時特例基金	21①	・介護職員処遇改善 ・特養等の施設開所準備経費等支援	21~25	4,891	-	-	4,773	-	-	-	-	117	
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	21①	・介護基盤の緊急整備事業 ・スプリンクラー整備事業 ・防災改修等事業 ・地域支え合い体制づくり事業 ・介護基盤復興まちづくり整備事業	21~25	3,719	-	-	2,495	502	137	189	-	396	
後期高齢者医療臨時特例基金等	19①	高齢者医療制度の負担軽減措置	20~26	15,903	1,598	3,209	3,004	2,798	-	2,620	2,675	-	
地域医療再生基金	21①	①地域医療再生事業 ②医療の復興事業	21~27	6,050	-	-	2,350	2,100	-	720	500	380	
医療施設耐震化臨時特例基金	21①	①医療施設耐震化事業(災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関) ②医療施設耐震化事業(災害拠点病院、救命救急センター) ③医療施設耐震化事業(二次救急医療機関のうち耐震性の低い施設)	21~25	2,513	-	-	1,222	-	360	167	406	357	
緊急雇用創出事業臨時特例基金 (緊急雇用創出事業基金)	21②	・住宅手当緊急特別措置事業、社会的包摂を進めるための地域の取組支援、被災者の生活支援、就労支援の強化等	21~25	1,987	-	-	700	600	-	367	-	320	
	20②	(雇用対策分)	20~28 (最大)	13,377	-	1,500	4,500	1,000	1,029	3,210	1,338	800	
緊急人材育成・就職支援基金	21①	緊急人材育成・就職支援事業	21~25 (最大)	6,417	-	-	3,466	1,995	120	235	600	-	
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	21①	耐震化等整備事業・スプリンクラー整備事業 ・共生型福祉施設整備事業	21~25	1,186	-	-	1,062	-	-	27	97	-	
上記基金合計				62,553	1,598	5,668	25,204	9,963	1,646	8,812	6,172	3,489	

# リーマンショック後の地財計画・地方交付税

- リーマンショック後に地方財政計画における一般行政経費単独事業や歳出特別枠など地方歳出を増額。
- 急速に悪化する雇用情勢等を踏まえ、H21以降、国の借金による地方交付税の上乗せ増額（別枠加算）を1兆円以上の規模で実施。



地方交付税(地方団体への交付額)の推移



# リーマンショック後の地方歳出

➤ 一般行政経費地方単独事業は、社会保障給付を除く補助事業と比べて大きく増加。縮減を図る必要。

平成25年度地方財政計画

歳出 81.9兆円

給与関係経費 19.7兆円
一般行政経費 31.8兆円
補助:16.4兆円
単独:14.0兆円
国保等:1.4兆円
歳出特別枠1.5兆円
投資的経費 10.7兆円
公債費 13.1兆円
公営企業繰出金 2.6兆円
給与臨時特例対応分 0.8兆円
水準超経費 0.8兆円

貸付金を除く一般行政経費・単独事業は5年間で実質的に0.7兆円増加 (+6.7%)

	H20	H25	増減
単独事業	10.6	11.3	+0.7
貸付金	1.9	1.9	—
追加財政需要	0.6	0.5	▲0.1
特定行政経費	0.3	0.2	▲0.1
地方税等減収 (震災対応)見合い歳出	—	▲0.1	▲0.1
合計	13.5	14.0	+0.5

一般行政費・補助地方負担額

	H20	H25	増減
社会保障給付	6.0	8.2	+2.2
その他	0.85	0.84	▲0.01
合計	6.9	9.1	+2.2

社会保障給付を除く一般行政経費の補助事業等・地方負担額は5年間で▲0.1兆円 (▲11%)

	H20	H25	増減
社会保障給付を除く地方向け補助事業(①+②)	1.2	1.1	▲0.1

H20歳出から給与関係費への移替えによる減(3,576億円)を控除

・国と協調して行う独立行政法人などに対する補助金等  
・国の補助金等が地方団体の予算に計上されないため、地方団体の補助金等相当額のみ単独分として計上

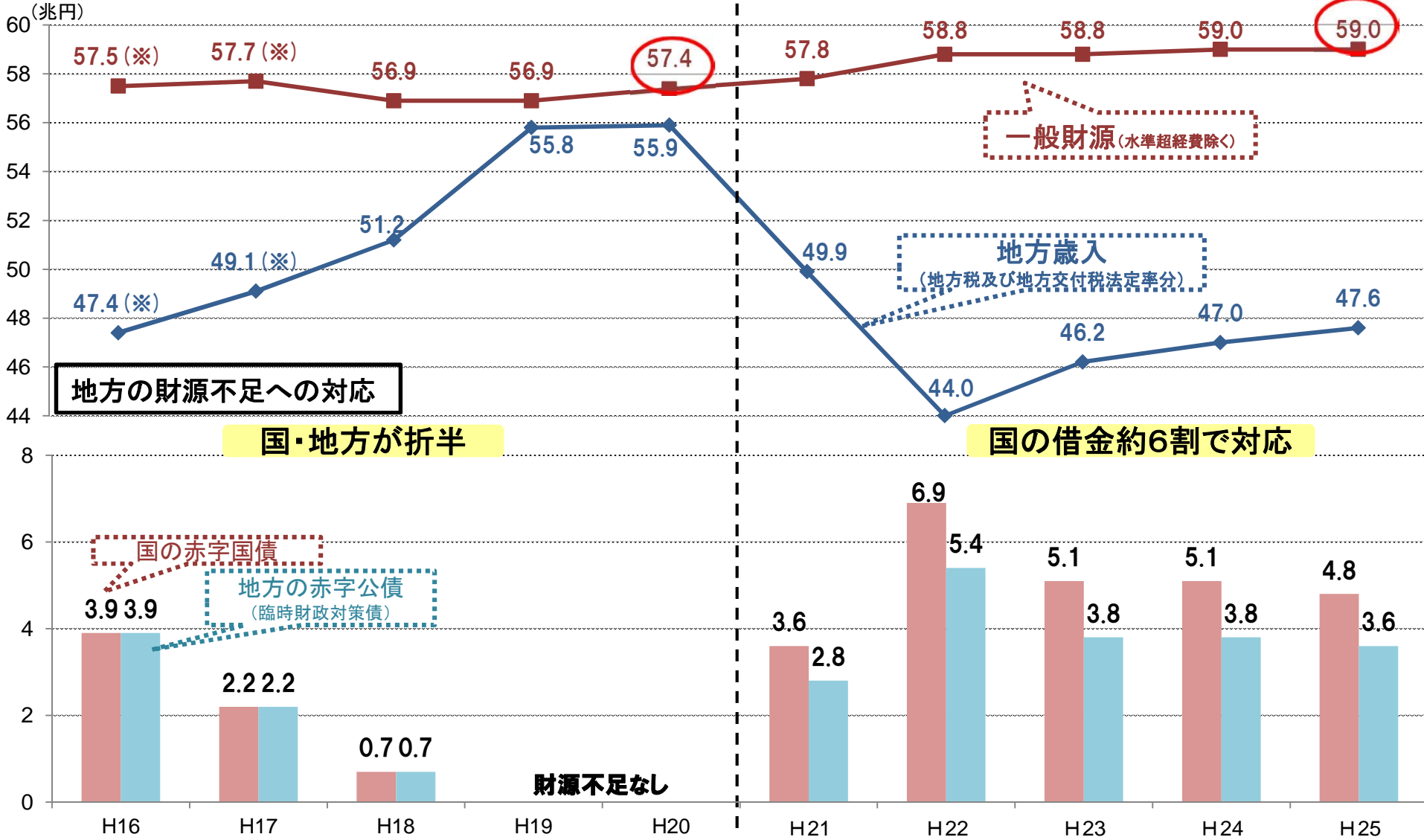
	H20	H25	増減
地域活性化・雇用等対策	1.1	1.3	+0.14
円高対策	0.15	0.15	+0.15

地域活性化・雇用等対策 1.1兆円  
円高対策 0.2兆円

住民税の年少扶養控除廃止等による増収分の取扱いは別記 (\* 1子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金等1,201億円 \* 2 都道府県調整交付金1,526億円)

# リーマンショック後の交付税別枠加算等

- 地方の財源不足は国・地方が折半で借金して対応してきた。
- しかし、リーマンショック後の厳しい雇用情勢に対応し、平成21年度以降は、国の借金約6割で対応し(別枠加算毎年1兆円以上)、地方の借金を抑制。

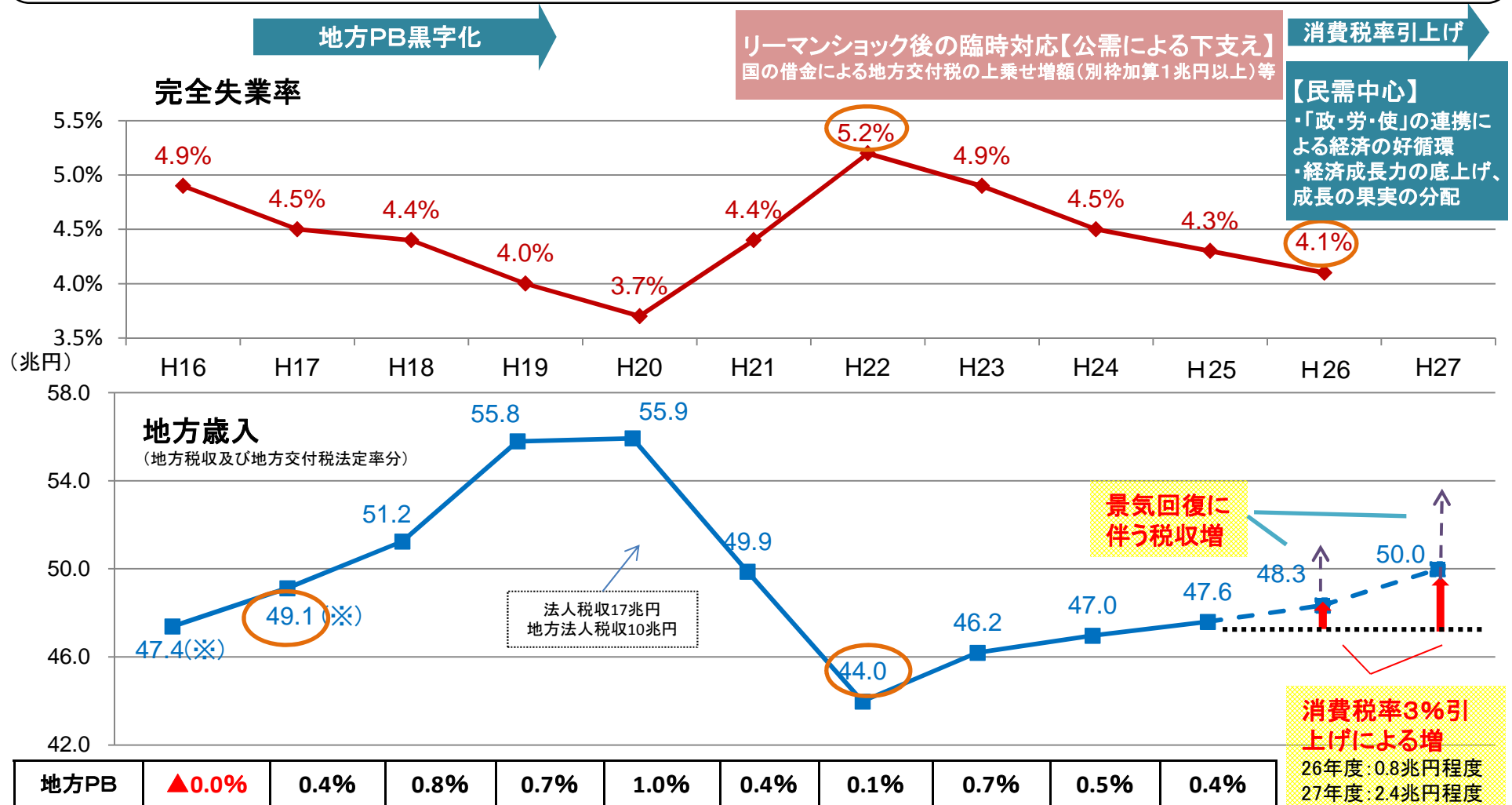


(※)地方財政計画ベース。平成16年度及び17年度については、18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正(16年度: +2.6兆円、17年度: +1.9兆円)



# リーマンショック後の対応の見直し

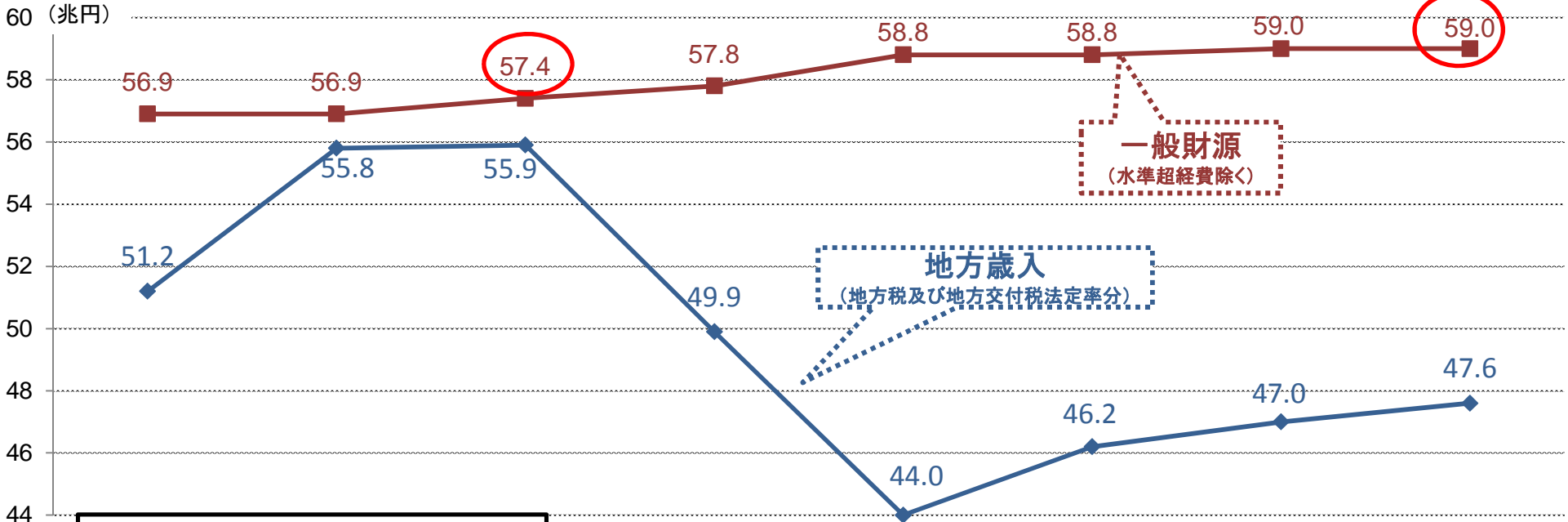
- 雇用情勢は回復し、民需中心で経済の好循環を目指す段階。また、消費税率引上げもあり、地方の歳入水準も平時の水準(H17に地方PB黒字化)に回復見込み。
- 歳出の抑制とともに、国の借金による交付税の上乗せ増額(別枠加算)は速やかに解消し、国・地方折半負担の原則に戻す必要。



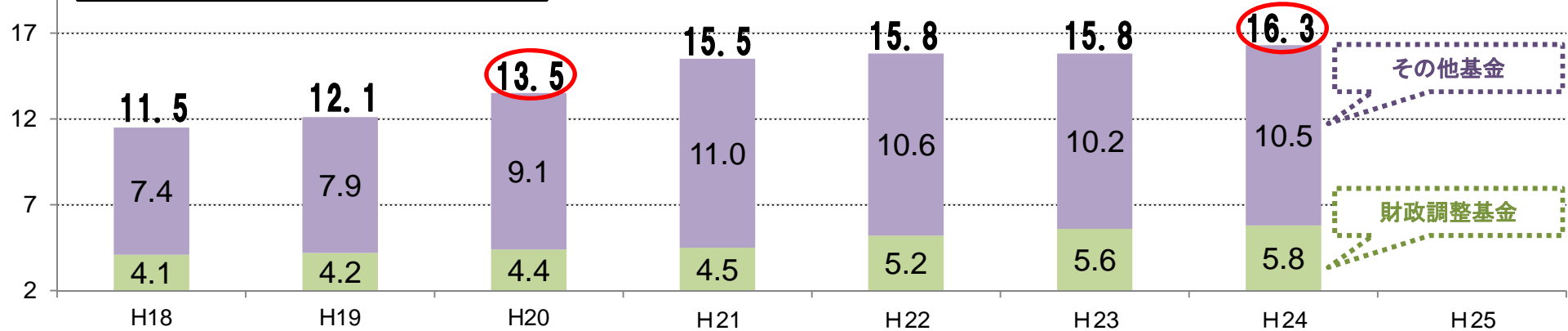
(※1)完全失業率は、「労働力調査」(総務省)における前年12月(平成26年のみ前年8月)の全国平均の数値。  
 (※2)地方歳入については、地方財政計画ベース。平成16年度及び17年度については、18年度に平年度化した税源移譲3兆円とベースを合わせて修正。(16年度: +2.6兆円、17年度+1.9兆円)。26年度及び27年度については、25年度計画額に、一体改革による地方消費税及び地方交付税法定率分の増を加算。

# リーマンショック後の地方一般財源総額(水準超経費除く)

- 地方交付税の嵩上げ等により、(地方税と地方交付税等をあわせた)地方の一般財源総額(水準超経費除く)はリーマンショック後、1.5兆円増加し、その水準が維持されている。
- その間、地方の積立金(減債基金除く)は約2.8兆円増加(うち財政調整基金は約1.4兆円増加)。
- 国が借金した資金で地方が貯金をしている状況であり、国から地方への財政移転が過大であることの証左。



## 地方の積立金残高(減債基金除く)

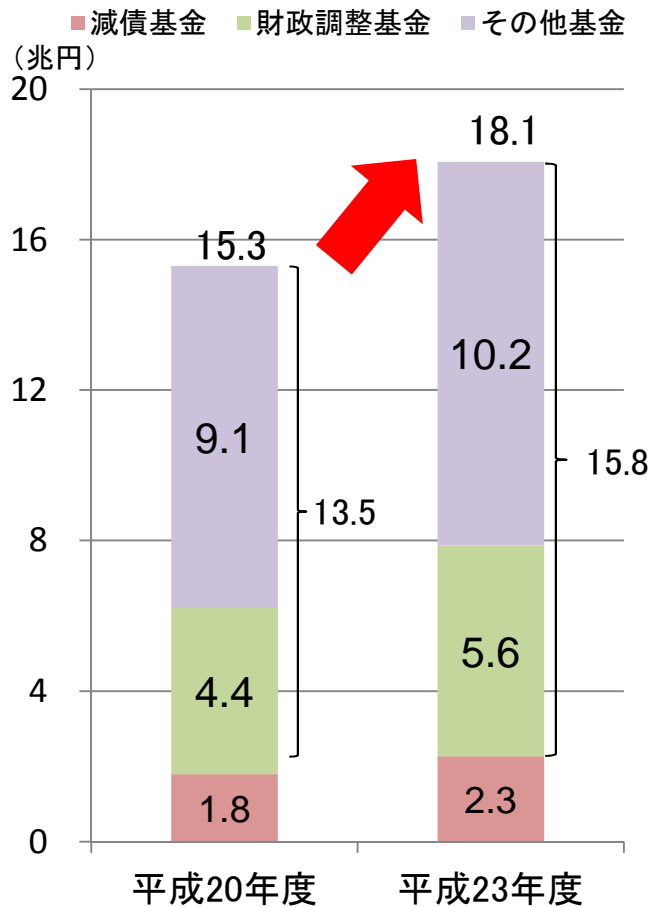


(※1)一般財源及び地方歳入は、地方財政計画ベース。積立金残高は、各年度末決算ベース。  
 (※2)平成23年度及び24年度の積立金残高については、被災3県のその他基金(23年度:1.5兆円、24年度:1.5兆円)を除いた額。24年度の宮城県及び福島県のその他基金については、23年度と同額と仮定。

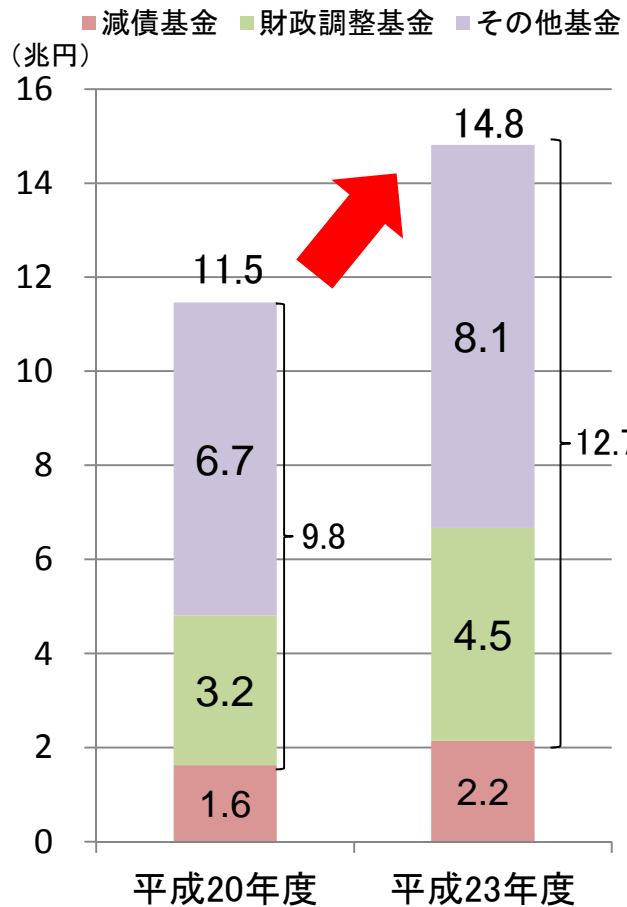
# 交付団体の積立金残高

- 平成20年度から23年度にかけて、交付団体の積立金残高(減債基金除く)も約3.3兆円増加。
- 財政力の最も弱い9県(平成23年度財政力指数が0.3未満の9県)においても、積立金残高は約2,000億円増加。

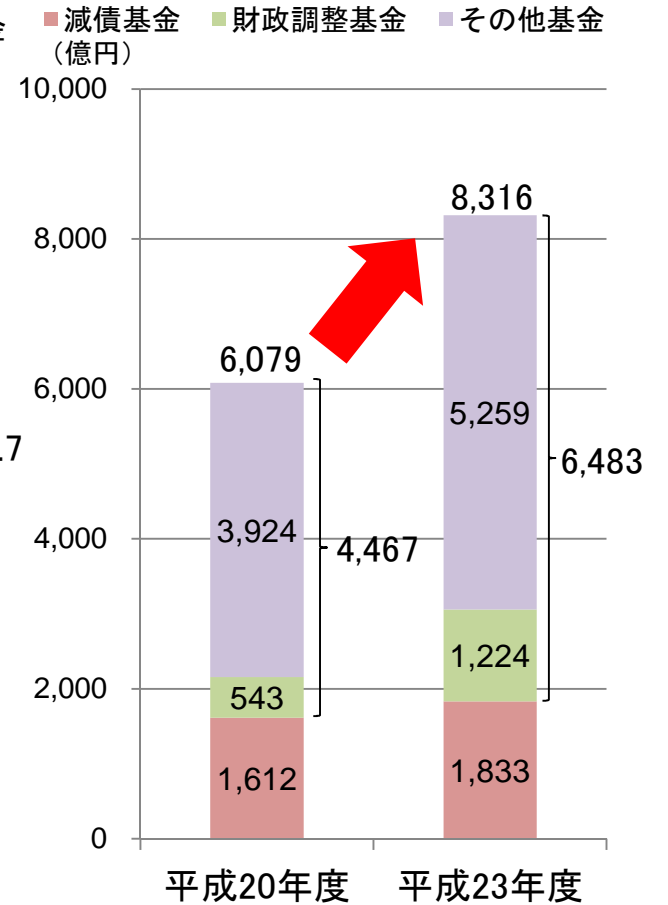
《全地方団体の積立金残高》



《交付団体の積立金残高》



《財政力指数の最も低い9県の積立金残高》



(※1) 財政力指数は平成23年度時点。基金残高は各年度末決算ベースであり、平成23年度は被災3県のその他基金を除いた額。

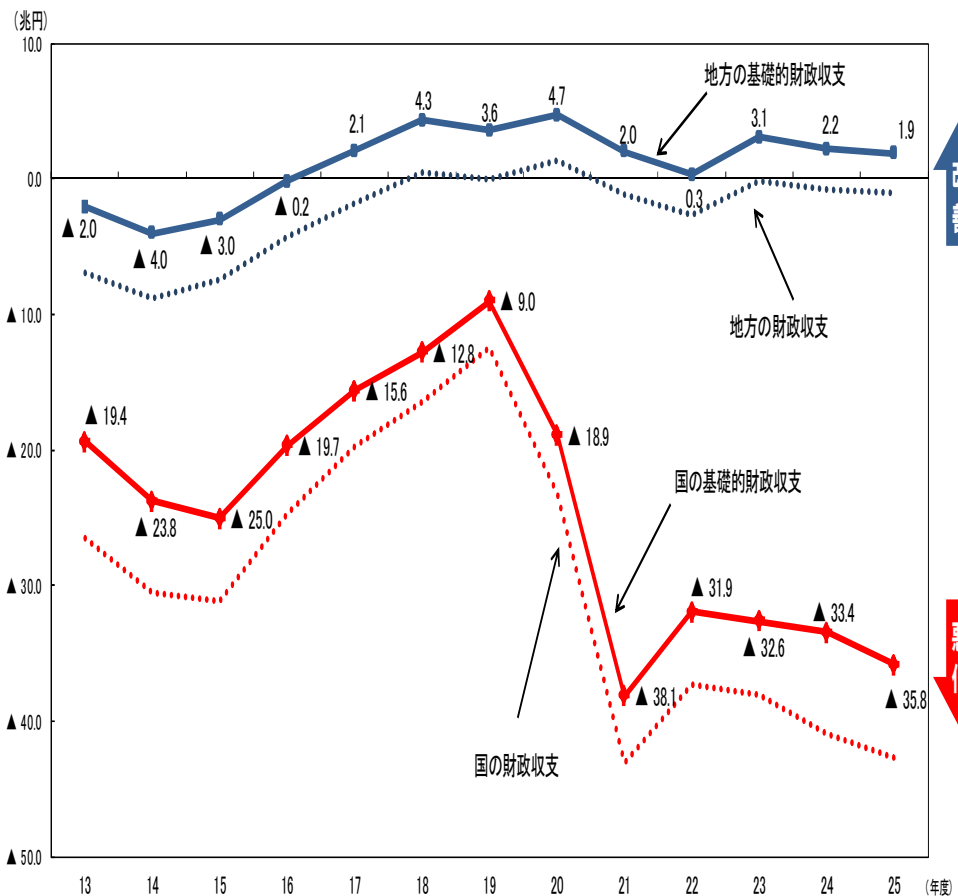
(※2) 交付団体の基金残高は、23年度の不交付団体における各年度の基金残高の合計を取り除いて計算。

(※3) 財政力の弱い県の基金残高は23年度の岩手県のその他基金残高を取り除いて計算。

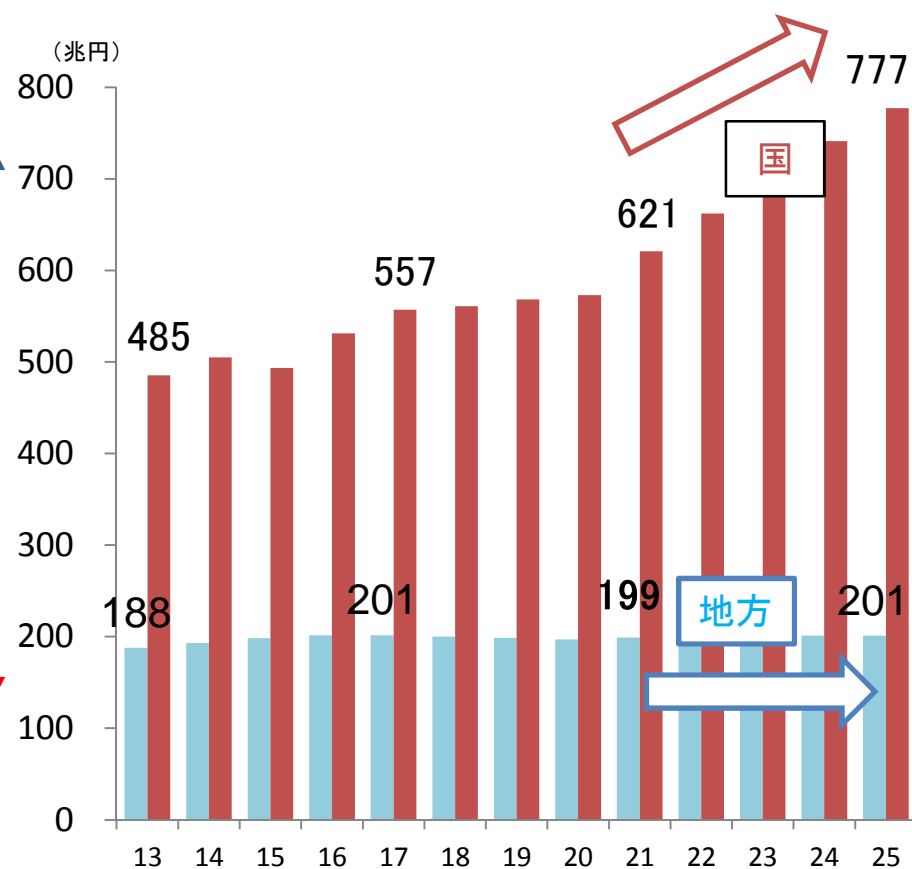
# リーマンショック後の国と地方の財政状況

- リーマンショック後、国・地方とも税収が大きく落ち込む中で、国が巨額の基礎的財政赤字を抱え、債務残高が累増する一方、地方は、基礎的財政収支の黒字を維持し、債務残高も安定。
- 地方歳出を抑制するとともに、国の借金による交付税の上乗せ増額加算（別枠加算等）を速やかに解消することにより、国・地方の財政の不均衡を解消しながら、国・地方の財政健全化を目指す必要。

○ 国と地方の基礎的財政収支・財政収支の推移



○ 国と地方の長期債務残高の推移



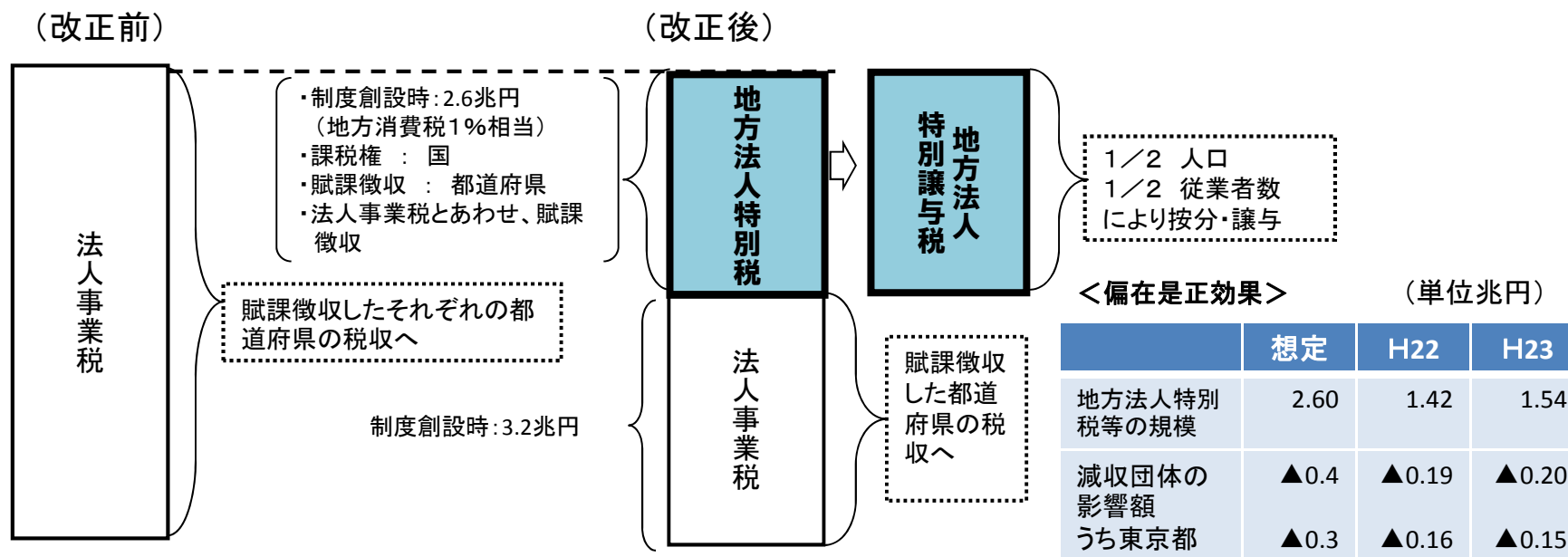
(出典)「国・地方のプライマリーバランス等の推移」(平成25年2月28日内閣府)。  
 (注1)平成18年度、20年度、21年度、22年度及び23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定(18年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入、20年度は日本高速道路保有・債務返済機構から一般会計への債務承継、23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入等を除いている。  
 (注2)平成23年度から25年度については、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

(注)長期債務残高は、平成23年度までは実績値、24年度は実績見込み、25年度は予算(政府案)に基づく見込み。交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は地方負担分であることから、地方に計上。

# 地方団体間の財政力格差の是正の経緯

- 現行の地方法人特別税・譲与税は、平成20年に税源の偏在是正の観点から創設。
- 地方法人特別税・譲与税は、偏在性の小さい地方税体系が構築されるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行うとともに、地方消費税の充実とあわせ地方法人課税の在り方を見直すことで税源の偏在を是正する方策を講ずることとされている。

## ＜地方法人特別税・譲与税の仕組み＞



## ＜税制抜本改革法＞

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」とされている。

(注)「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(総務省)資料より作成

# 地方税の人口1人当たりの税収額(全国平均100、平成23年度決算)

## 人口1人当たり税収の偏在(最大/最小)

地方税計

個人住民税

地方消費税(清算後)

固定資産税

地方法人二税

地方法人二税  
+ 地方法人特別譲与税

最大/最小: 2.5倍  
35.2兆円

最大/最小: 2.9倍  
11.1兆円

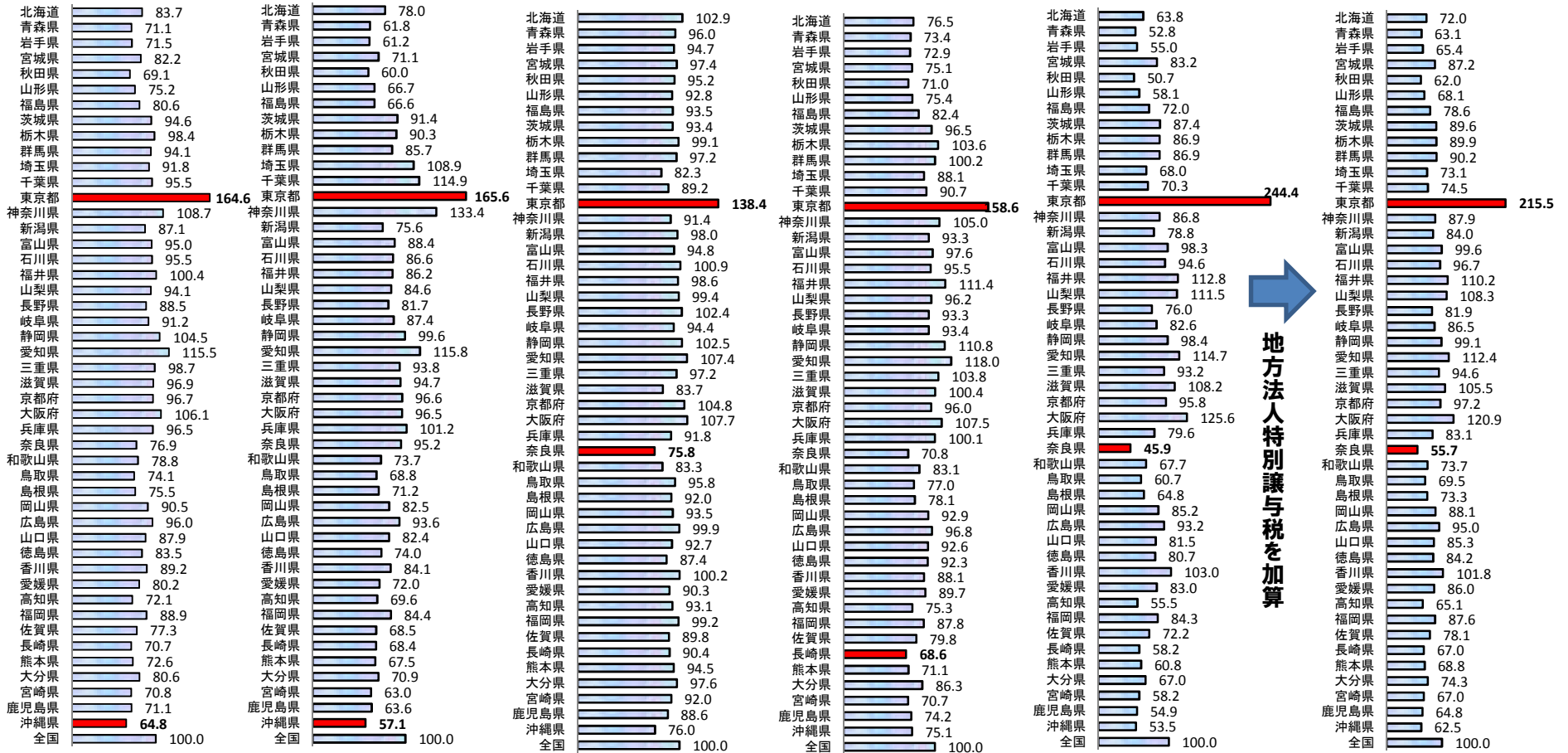
最大/最小: 1.8倍  
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍  
8.9兆円

最大/最小: 5.3倍  
4.6兆円

最大/最小: 3.9倍  
6.2兆円

※地方法人特別税・譲与税による調整後の計数



地方法人特別譲与税を加算

総務省資料を加工

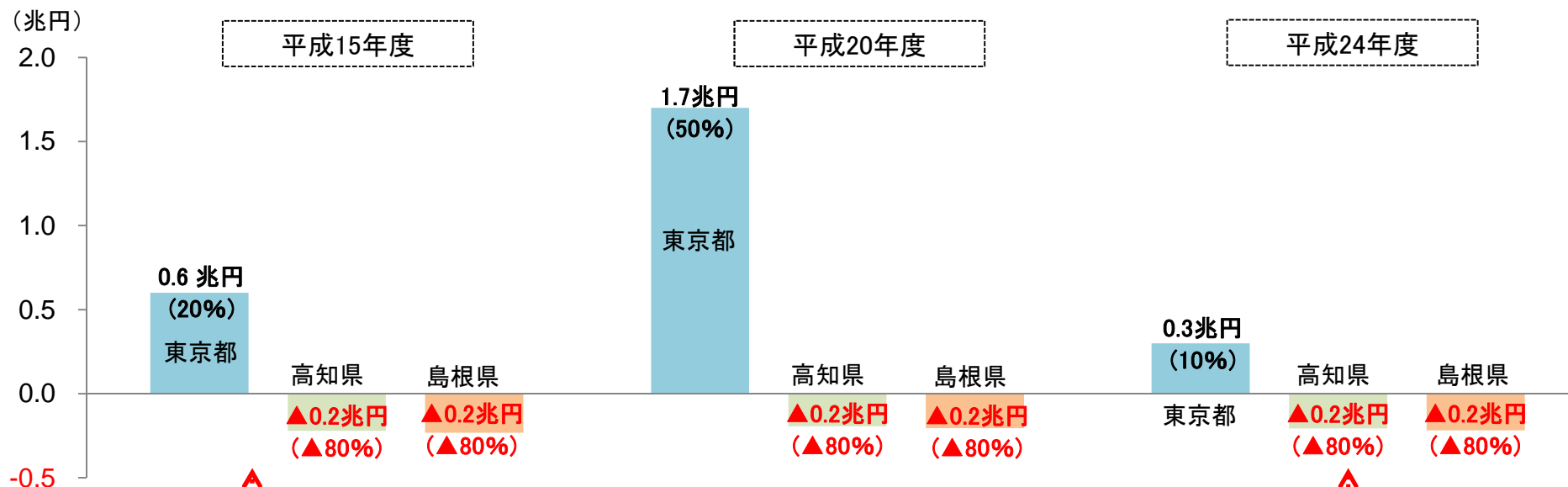
※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

(注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。(注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。(注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く。(注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

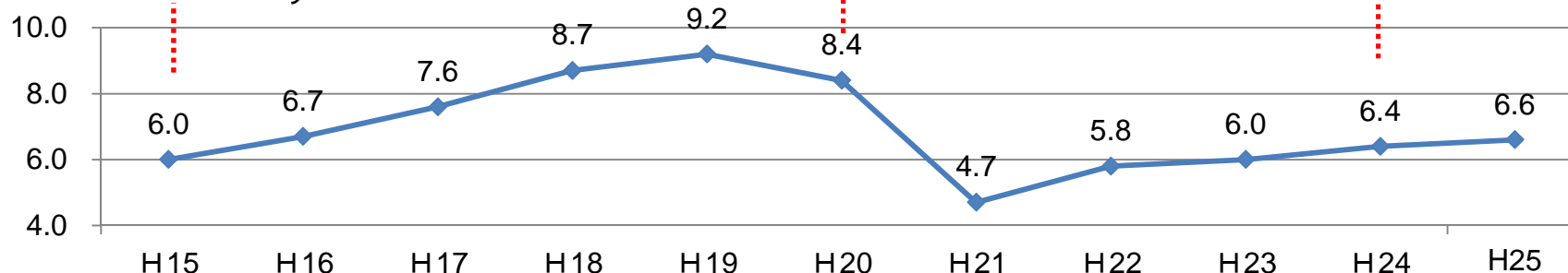
(注5) 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

- 地方税収が低水準に留まった平成24年度においても、東京都(23区含む)と島根県等の間で大きな財政力格差
- 東京都の財源超過額は今後法人税収の回復に伴い拡大する一方、島根県等の財源不足額は大きく変わらない見込み
- こうした現状を踏まえると、偏在性の小さい地方税体系が構築されたと評価することは困難ではないか。

〔 財政力の格差 〕 財源超過額及び財源不足額(標準的な行政需要(基準財政需要)に対するその割合)



〔 地方法人二税の税収 〕



東京都及び平成23年度の財政力指数の下位2県で比較。

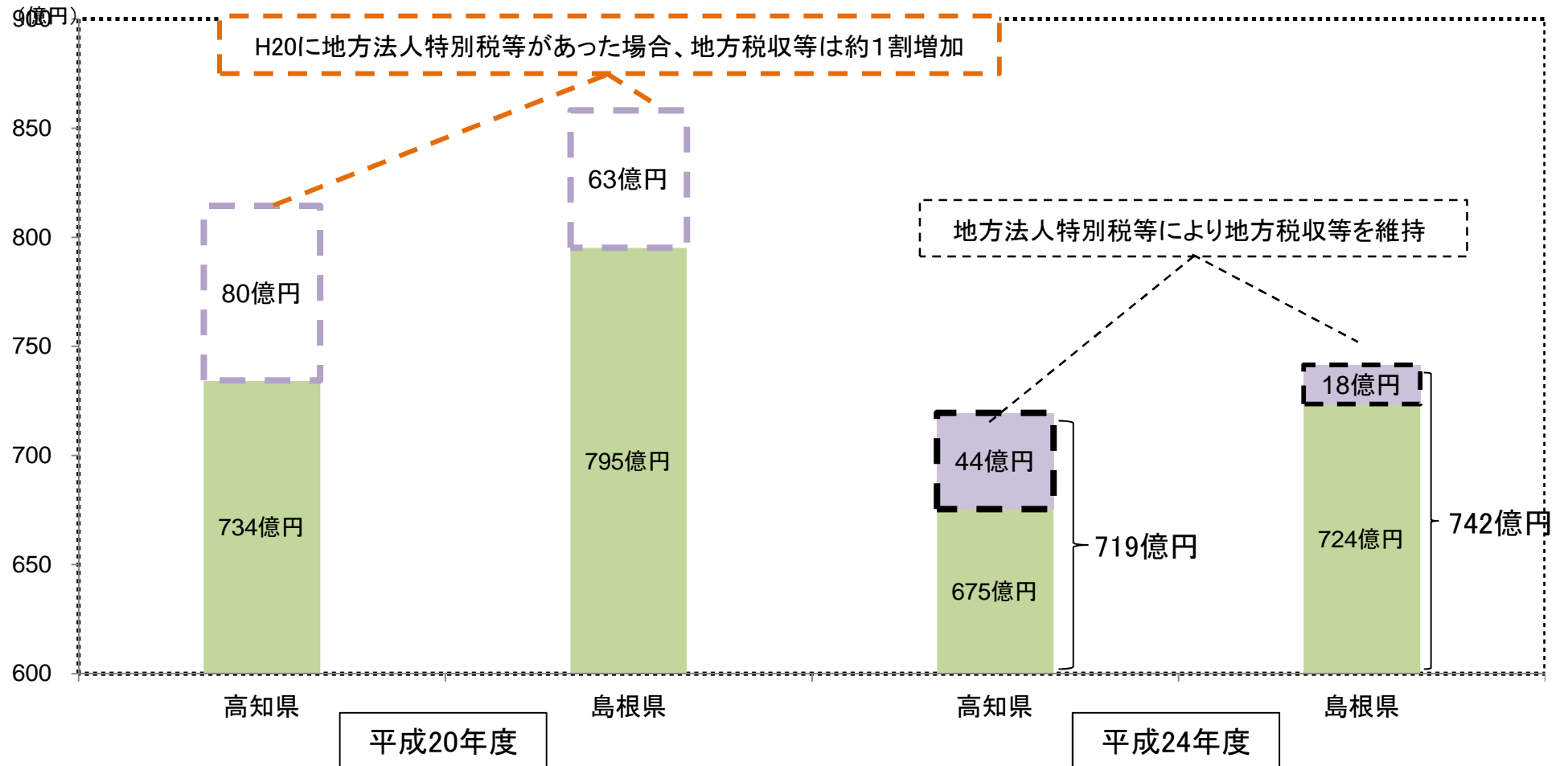
(※1) 普通交付税大綱等を元に作成。東京都は23区を含む。基準財政需要は、臨時財政対策債振替後の額。

(※2) 地方法人二税については、超過課税及び法定外税等を含まず、平成23年度までは決算額、24年度は決算見込額、25年度は地方財政計画額。

## 地方法人特別税等による財政力の弱い地方団体の財政基盤の強化

➤ 法人特別税等は、財政力の弱い地方団体の国からの垂直的財政調整に対する過度の依存を是正する効果。

高知県・島根県における地方税収等（地方税収及び地方譲与税）



高知県及び島根県は都道府県の平成23年度財政力指数の下位2県。  
 (※1) 地方税収等は決算ベース。  
 (※2) 平成20年度における地方法人特別税等による影響額は総務省試算による。



## 不交付団体の行政サービスの水準等と地方の歳出削減努力

- 行政需要ベースで全国の約1割の規模にある不交付団体において、財政力の格差を背景に手厚い行政サービス・高水準の給与が継続すれば、地方全体としての今後の歳出抑制努力の足かせとなる可能性。

## 東京都及び23区の場合

## ○構造的に低い行政コスト・税源の集中による財政余力

- ◆ 財源超過額 (H24) : 0.3兆円、(H20) : 1.7兆円

## ○手厚い行政サービス・高水準の給与

- ◆ 医療費の自己負担:
- 中学校卒業まで無料 (23区)  
(原則: 小学校入学前2割、小・中学校3割)
- ◆ 教育費 (私立幼稚園に通う場合の平均的な自己負担)
- 全国的な平均の概ね1/2~2/3程度  
【年収680万円程度以上の場合】  
・東京23区: 3割の区で18万円以下、9割の区で24万円以下  
・全国平均: 31万円 (国庫補助なし)
- ◆ 都職員給与 (H24: ラスパイレス指数)
- 110.4 (全国で最も高い)

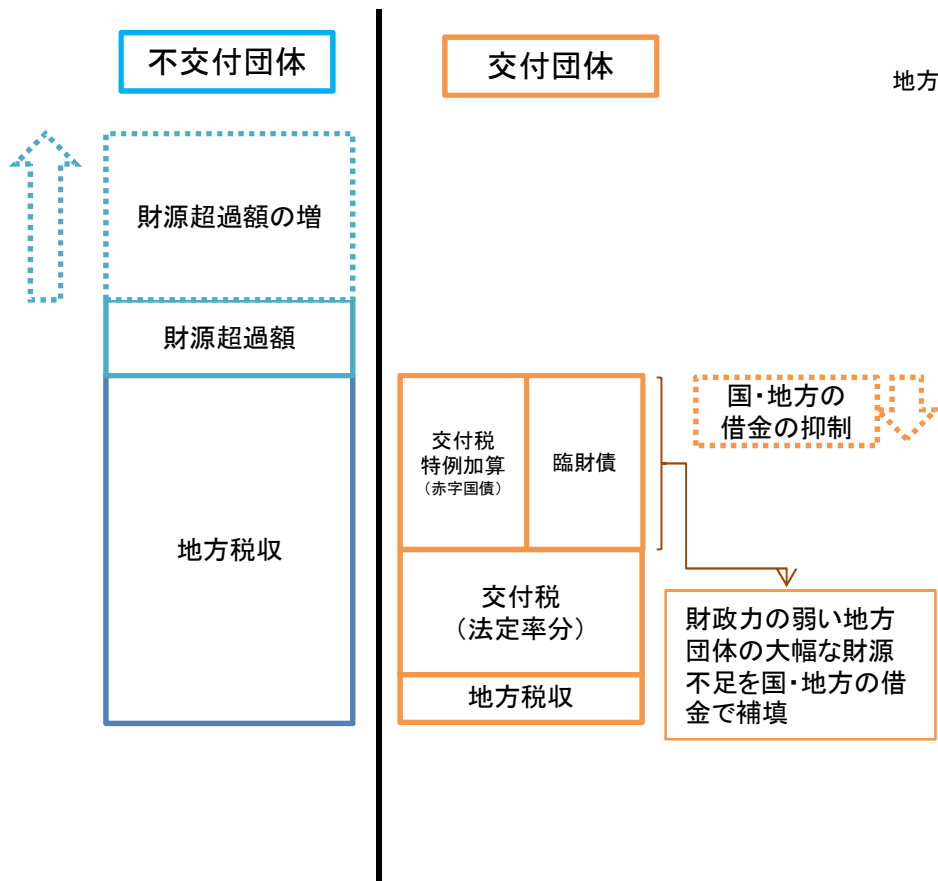
## ○財政余剰(ストック)

- ◆ 積立金: 4.1兆円 (23年度)
- 東京都2.8兆円 (都道府県積立金の37%)
    - 財政調整基金0.4兆円
    - 社会資本等整備基金0.3兆円
    - オリンピック等開催準備基金0.4兆円
    - 減債基金1.5兆円
  - 東京都23区1.3兆円
    - 財政調整基金0.4兆円
    - その他基金0.8兆円
    - 減債基金0.1兆円

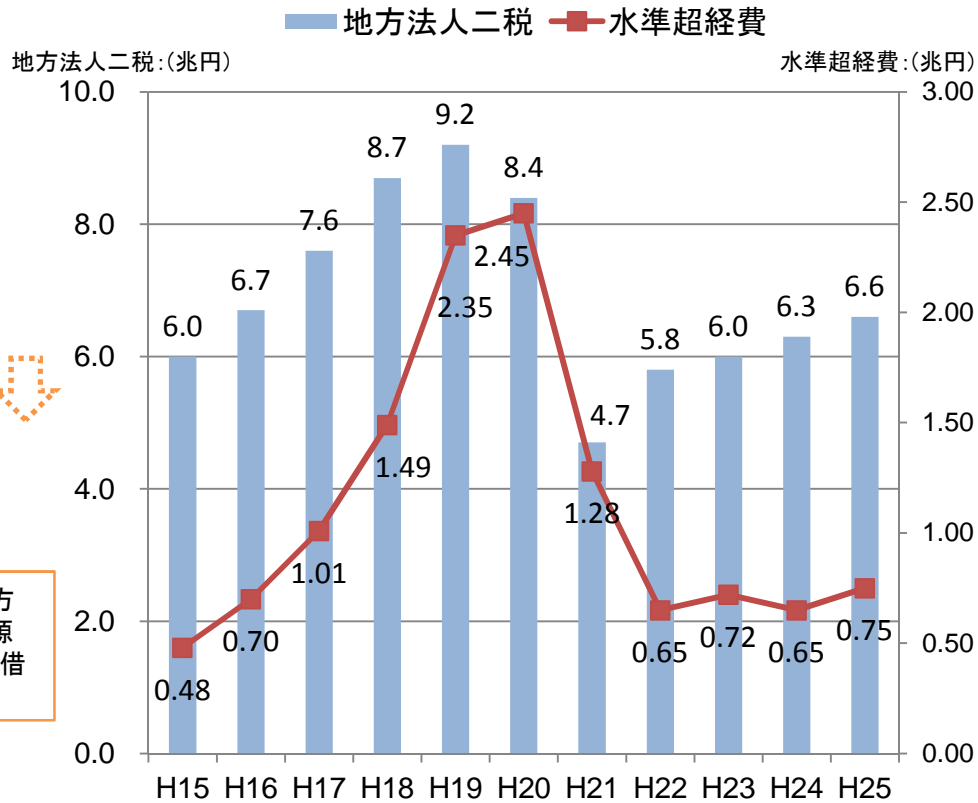
# 地方団体間の財政力格差の是正と国・地方を通じた財政健全化

- 地方税収の増加が不交付団体に集中すると、不交付団体の財源超過額が積み上がる一方、地方税収の増加が財政力の弱い自治体の大幅な財源不足を補填している国・地方の借金の抑制に効果的につながらない。
- 地方税収の国・地方の税収に占める割合が高い(45%)下で、経済成長による地方税収増を全国に再配分しつつ、国・地方を通じた財政健全化を図る観点からも、地方団体間の財政力格差の是正機能を抜本的に強化する必要。

## 地方税収増加の効果



## 地方法人税収と水準超経費

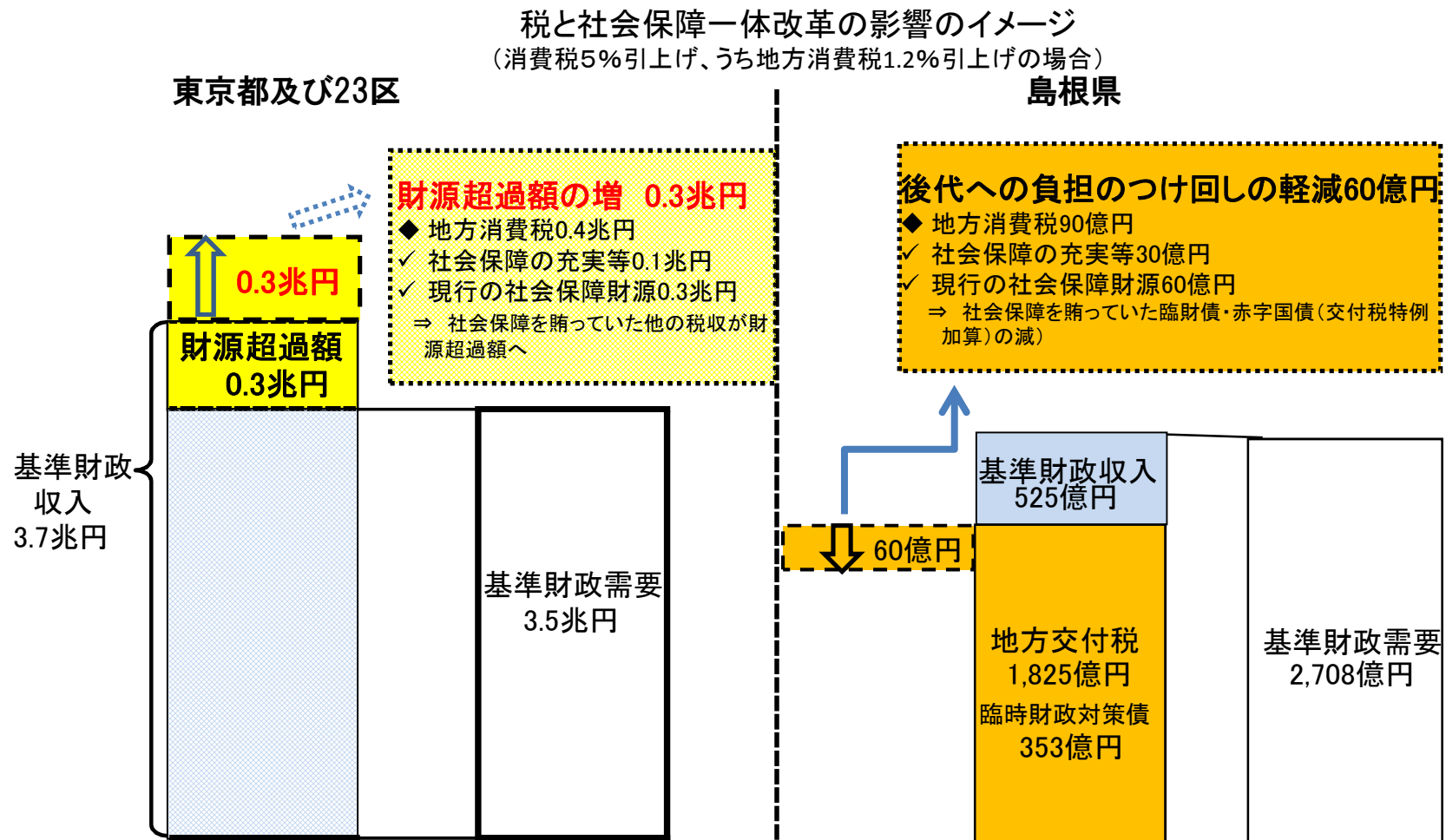


(※)水準超経費とは不交付団体における平均的な水準を超える必要経費(基準財政需要を超える部分に対応する地方税収等)。

(※)地方法人二税は、平成23年度までは決算額、24年度は推計額、25年度は地方財政計画額。水準超経費は地方財政計画額。

# 地方消費税の充実により地方団体間の財政力格差は拡大

- 地方消費税の充実分(1.2%。3%引上げのうち0.7%)は財源超過額のある交付税の不交付団体にも配分。
- この結果、不交付団体の財源超過額が積み増され、自治体間の財政格差をむしろ拡大させる。
  - \* 不交付団体においても地方消費税充実分は全額社会保障の財源となり、社会保障を賄っていた住民税・法人税等の税収が財源超過額に回る。

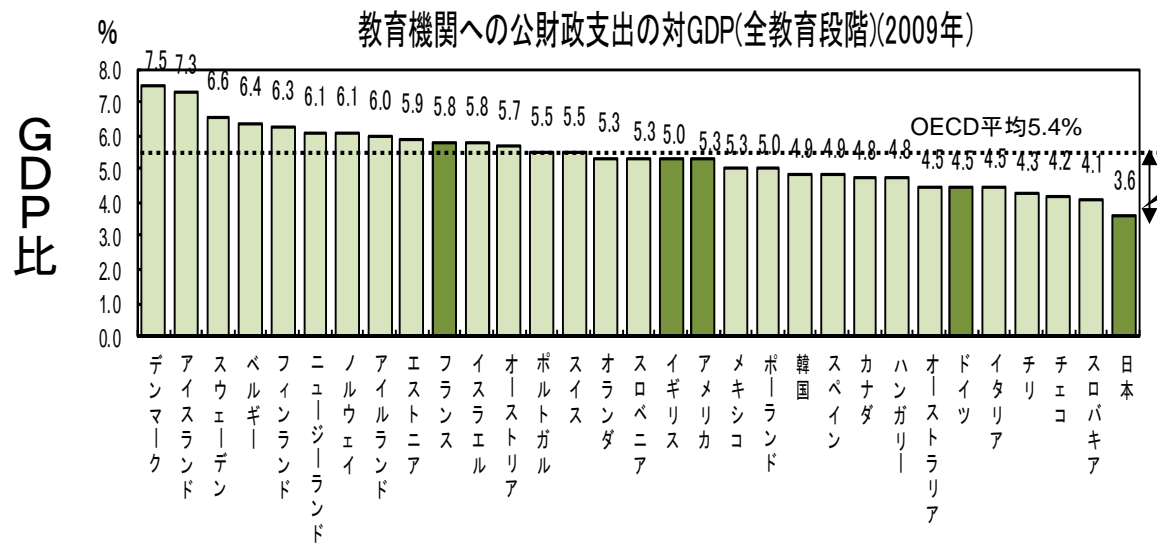


(注1) 地方消費税は消費税率1%で2.8兆円を前提に23年度決算の地方消費税の精算実績を元に試算。社会保障の充実等は3.6兆円を人口で都道府県に按分し、都道府県及び市町村が1/2ずつ負担すると仮定して試算。簡略化のため地方消費税の充実分の全額が基準財政収入に算入されると仮定。なお、交付税の交付団体に対しては別途地方交付税による配分(消費税0.34%分)もある。

(注2) 基準財政需要等の数字は平成24年普通交付税大綱に基づく。島根県の基準財政需要額は臨時財政対策債振替前の数字。

(注3) 東京都及び23区の標準税収等は4.8兆円、留保財源は1.1兆円。島根県の標準税収等は661億円、留保財源は136億円。

# 我が国の公財政教育支出と子どもの数

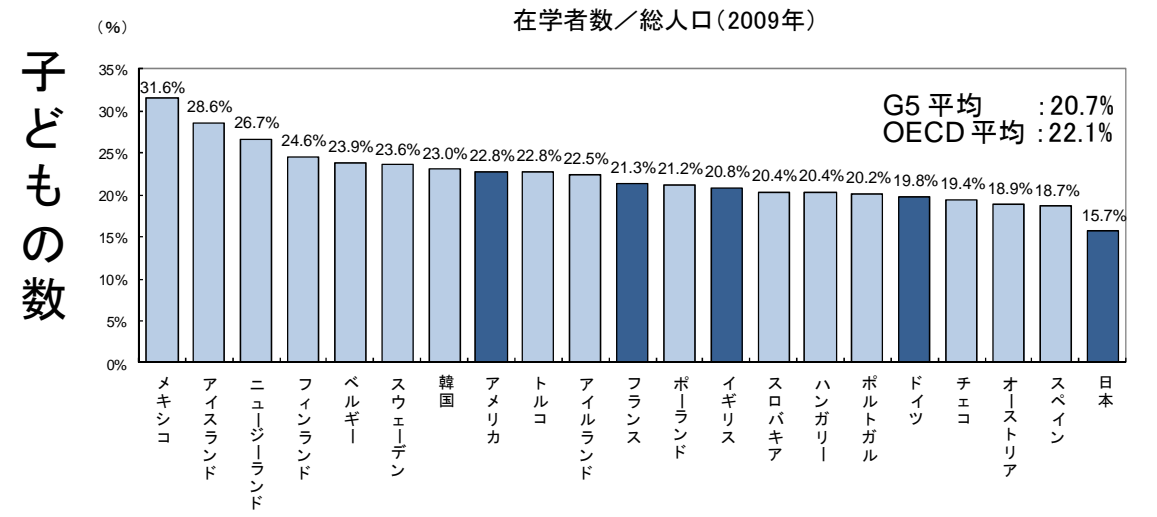


8.5兆円

公財政教育支出GDP比

日本 3.6% (3.8%)  
 OECD平均 5.4% (5.8%)

(注)カッコ書きは、教育機関以外に対する支出(奨学金等)を含んだ計数である。

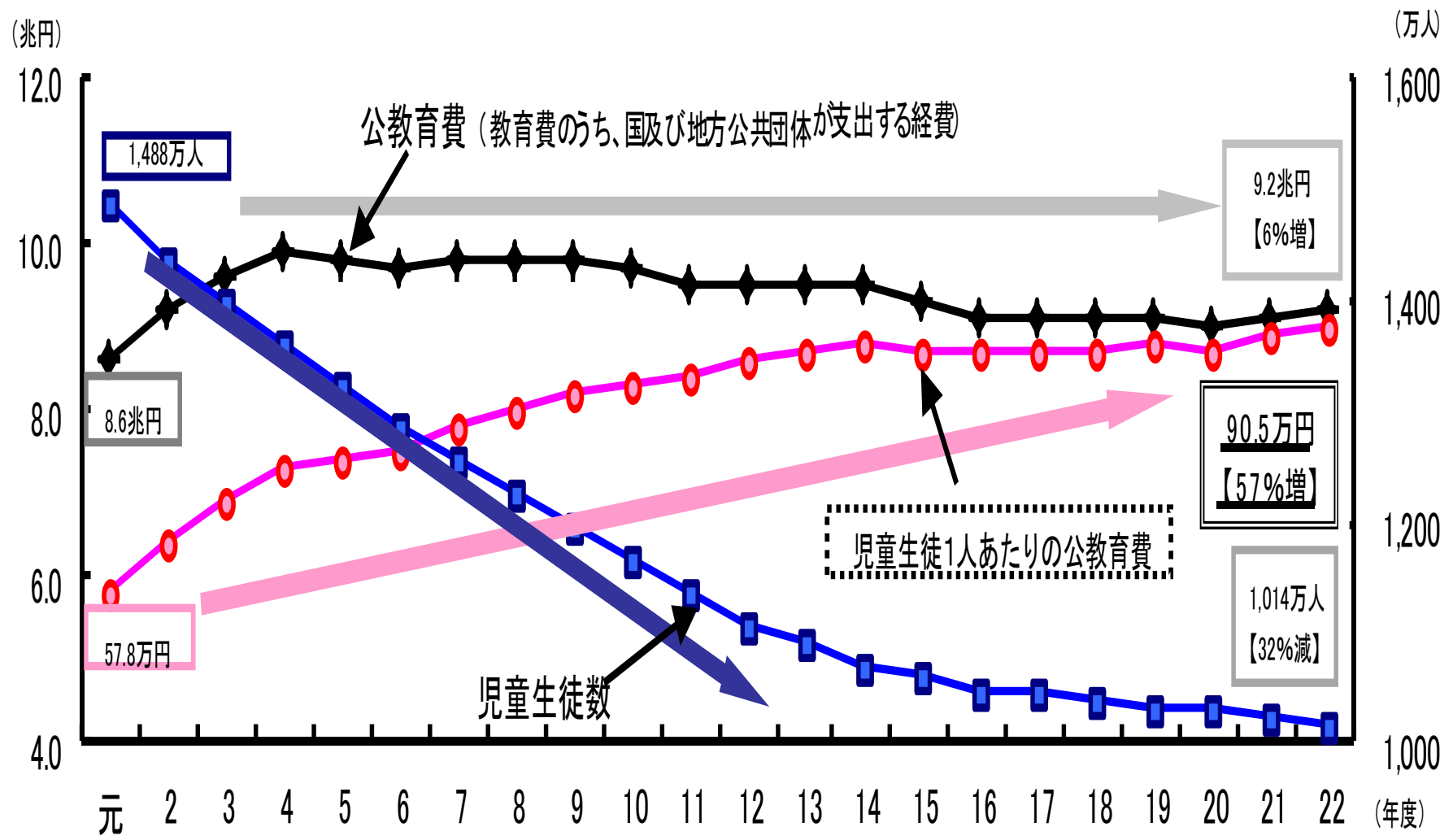


子どもの数

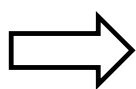
日本 15.7%  
 OECD平均 22.1%

(注)子どもの数は、全教育段階における在学者数であり、フルタイム換算している。在学者の実数で計上すると、日本:16.8%、OECD平均:23.5%である。

児童生徒一人あたりの公教育費の推移



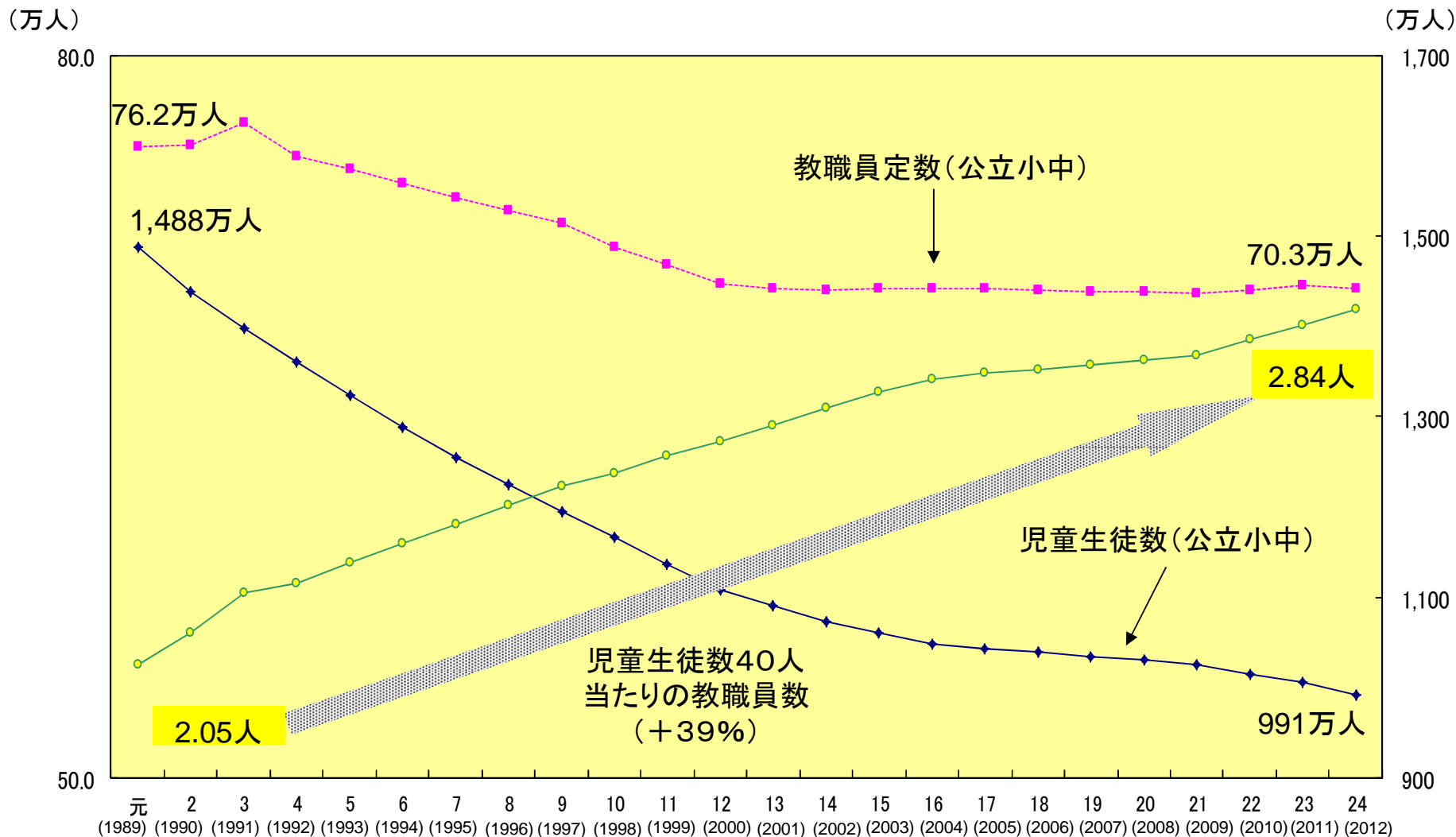
(出典) 学校基本調査、地方教育費調査



平成32年までに児童生徒数は877万人まで減少する見込み。児童生徒一人当たりの公教育費を維持するという前提に立てば、平成32年度の公教育費は8.0兆円(今後10年間で毎年▲1,200億円)となる。

# 公立小中の教職員定数と児童生徒数の推移

□ 平成に入って以降、児童生徒数が3割減となる一方で、教職員数（公立小中学校）は▲8%にとどまっていることから、児童生徒40人当たり教職員数は39%増。



- 平成25年度全国学力・学習状況調査を用い、文部科学省は、「小学校においてチームティーチングに取り組んだ学校の平均正答率が向上」「中学校において習熟度別指導に取り組んだ学校の平均正答率が向上」と評価。
  - ⇒ 同じ基準に立つならば、「小学校・中学校ともに少人数学級に取り組んだ学校の平均正答率は悪化した」と評価せざるをえないのではないか？
- また、文部科学省は、平均無回答数が減少したことをもって、「少人数学級に取り組んだ学校では、学習への積極的な姿勢が見られる」と評価。
  - ⇒ 同じ基準に立つならば、「チームティーチングや習熟度別指導は、学習への姿勢を悪化させる」と評価せざるをえないが、そもそも無回答数で学習への姿勢を測れるものなのか？

(表1)平均正答率(+は向上、-は低下)

<小学校>		国語A			算数A				
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22		
少人数学級	H22未実施でH25実施	193校	0.052	-0.018	-0.070	193校	0.047	0.004	-0.043
	H22とH25両方未実施	4307校	-0.003	0.004	0.007	4307校	0.001	0.002	0.001
チームティーチング	H22未実施でH25実施	88校	-0.003	0.023	0.026	368校	-0.022	-0.004	0.018
	H22とH25両方未実施	3273校	-0.002	-0.004	-0.002	2733校	-0.003	-0.002	0.001
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	53校	0.064	-0.016	-0.080	387校	-0.031	-0.021	0.01
	H22とH25両方未実施	3397校	0.000	0.001	0.001	2594校	-0.009	0.000	0.009

(表2)無回答数(+は増加、-は減少)

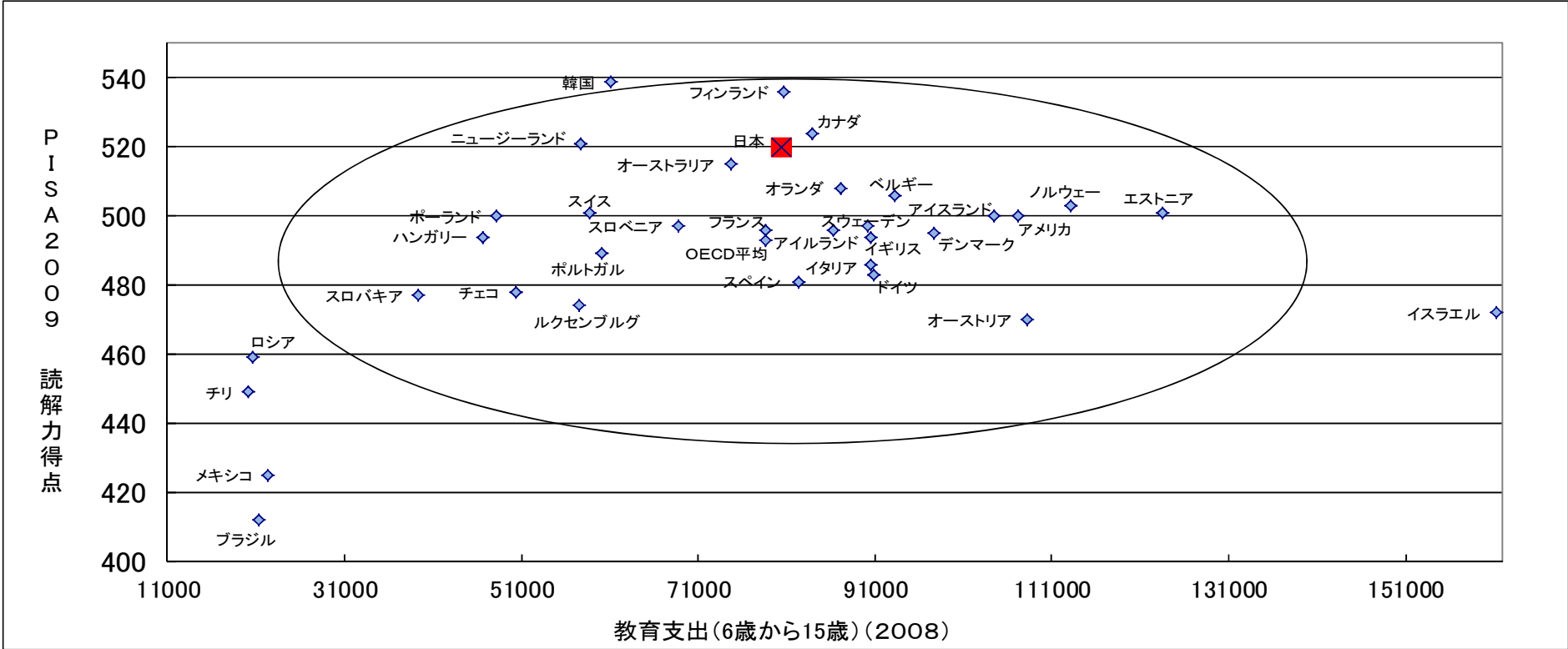
<小学校>		国語A(全18問)		国語B(全10問)		算数A(全19問)		算数B(全13問)	
		H25	差	H25	差	H25	差	H25	差
少人数学級	32人以下学級の児童(※1)	1.882	-0.076	0.235	-0.081	0.312	-0.018	0.790	-0.054
	36人以上学級の児童(※2)	1.958		0.259		0.330		0.843	
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた児童	1.998	0.203	0.301	0.124	0.319	0.051	0.838	0.038
	受けていない児童	1.795		0.228		0.268		0.758	
チームティーチング	T・Tを受けた児童	1.869	0.051	0.255	0.070	0.306	0.024	0.820	0.042
	T・Tを受けていない児童	1.802		0.231		0.282		0.778	

<中学校>		国語A			数学A				
		H22	H25	H25-H22	H22	H25	H25-H22		
少人数学級	H22未実施でH25実施	457校	0.017	0.000	-0.017	457校	0.032	0.006	-0.026
	H22とH25両方未実施	2535校	-0.030	-0.017	0.013	2535校	-0.028	-0.022	0.006
チームティーチング	H22未実施でH25実施	84校	0.000	0.009	0.009	296校	-0.032	-0.032	0.000
	H22とH25両方未実施	3185校	-0.008	-0.004	0.004	2268校	-0.001	-0.002	-0.001
習熟度別指導	H22未実施でH25実施	65校	-0.129	-0.102	0.027	322校	-0.051	-0.025	0.026
	H22とH25両方未実施	3239校	-0.004	-0.000	0.004	2169校	0.004	-0.006	-0.011

<中学校>		国語A(全32問)		国語B(全9問)		数学A(全36問)		数学B(全16問)	
		H25	差	H25	差	H25	差	H25	差
少人数学級	32人以下学級の生徒(※1)	0.713	-0.081	0.235	-0.024	1.893	-0.052	2.635	-0.067
	36人以上学級の生徒(※2)	0.794		0.259		1.945		2.702	
習熟度別指導	習熟度別指導を受けた生徒	0.882	0.176	0.301	0.074	1.945	0.146	2.699	0.207
	受けていない生徒	0.706		0.228		1.799		2.492	
チームティーチング	T・Tを受けた生徒	0.764	0.051	0.255	0.024	1.876	0.041	2.636	0.104
	T・Tを受けていない生徒	0.714		0.231		1.835		2.532	

出典：文部科学省 概算要求資料「全国学力・学習状況調査を活用した少人数教育の効果検証について(速報)」

教育支出とPISA得点(2009読解力)



(参考) OECD分析 PISA2009読解力調査の結果

「PISA2009の読解力得点と6歳から15歳の一人あたり教育支出との比較に示されているように、一人あたり教育支出を増やせば、学力成果が上がるというものではない。これは驚くべきことではない。なぜなら、同じ水準の教育支出を行う国であっても必ずしも同様の教育政策や運営を行っているわけではないためである。」

「PISA2009読解力調査の分析は、学級規模を縮小することは一般的に費用が高く、教師の質向上への投資と比べて、学力向上のための効率的な支出ではないことを示している。」

「学級規模は学力テストの結果に直接の影響を与えていない。例えば、フィンランドは学級規模が小さく、学力テストの結果もトップクラスだが、韓国や日本は学級規模は大きいものの学力テストの上位5か国である」

(出典) OECD “Educational at a glance 2011”, 282頁・394～395頁



## PISAを教訓とした日本への提言 (OECD 2012 “lessons from PISA for Japan”)

### “Effective approach to instruction”から抜粋

・国際比較の結果をみれば、学級規模の縮小に追加資源を充てるのが最も効果的という考え方はあまり支持できない。実際、PISAの結果を見れば、成績が良い国は学級規模より教育の質を優先している。日本では教育への追加投資の多くが学級規模の縮小に充てられていることが問題の本質である。(以下略)

### “Concluding Remarks”から抜粋

・日本の教育の質に非常に重要なのは教員の質であると多くの関係者が気づいている。しかし教員への要望は増え続けている。

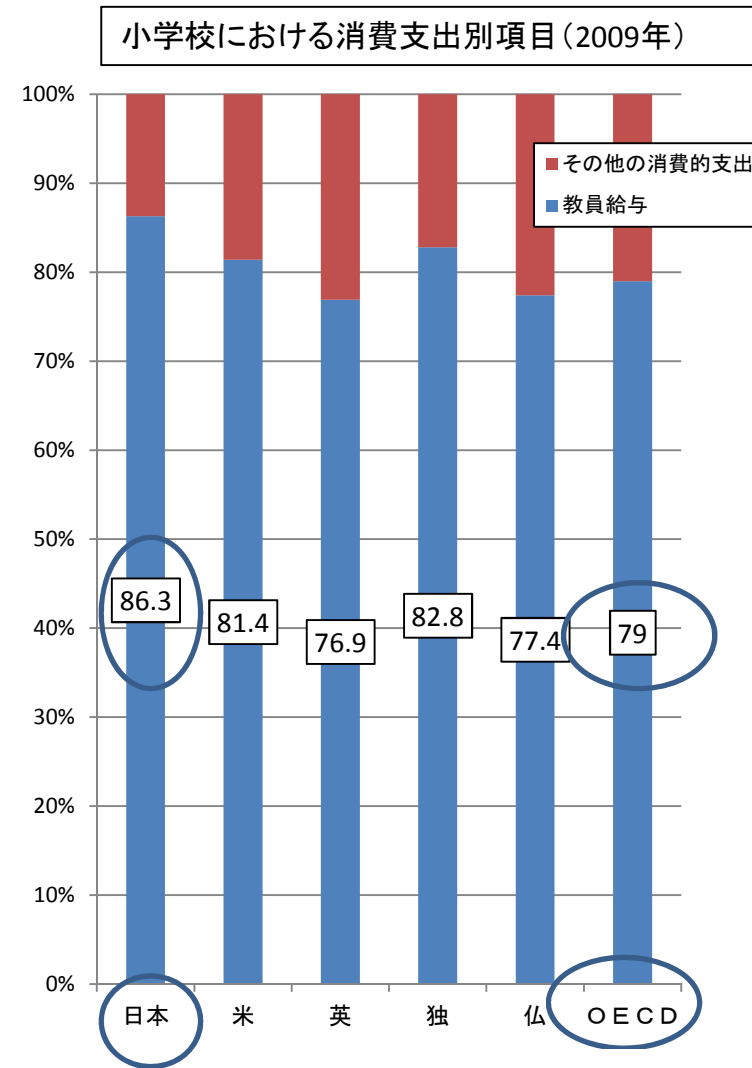
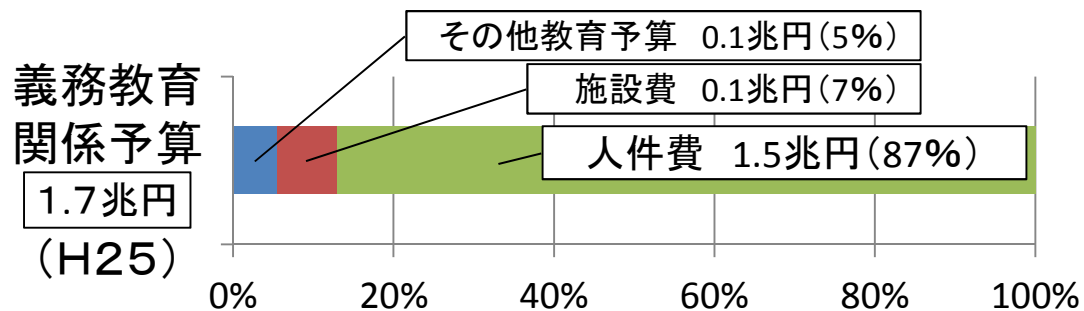
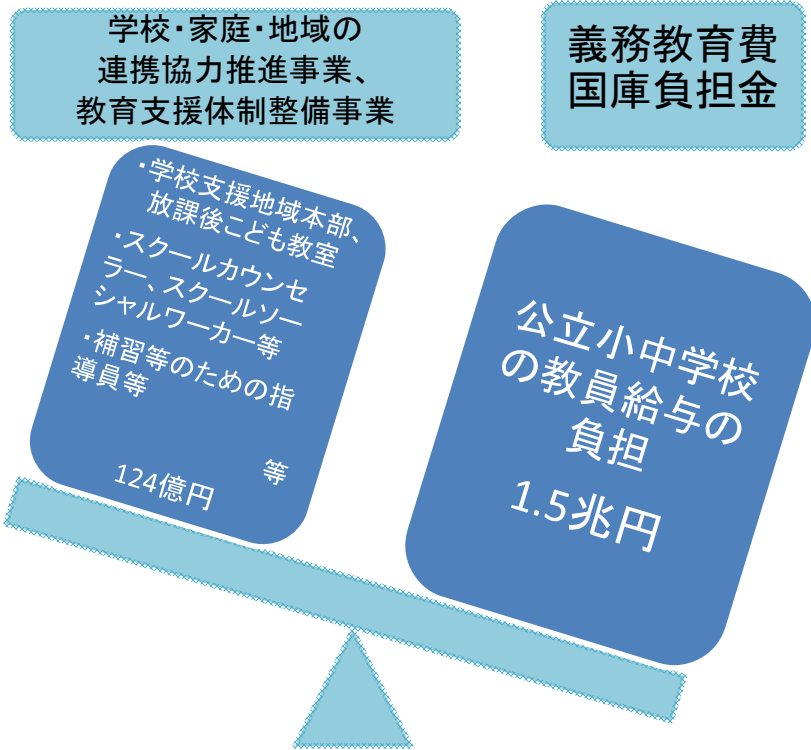
(中略)

・(活動的な市民・労働者となるための能力の取得、個々の学びの支援、カリキュラムの革新といった)こうした教員への要望に対応するため、日本は、教員志願者の集団を最大限活用する方策、教員選抜の仕組み、着任前研修の方策、教員の業績の把握や教員の動機づけの手法、教員に対する継続的な教育と支援、給料の構造、業績不振の教員の改善と業績良好な教員の昇進と更なる責任の与え方を含め、教員育成の手法を考え直さないといけない。

・これまで、日本は教員の質への投資よりも学級規模の縮小を優先する傾向があった。この優先順位は修正される必要があり、この報告書はそのための実例を多く提供している。

(以下略)

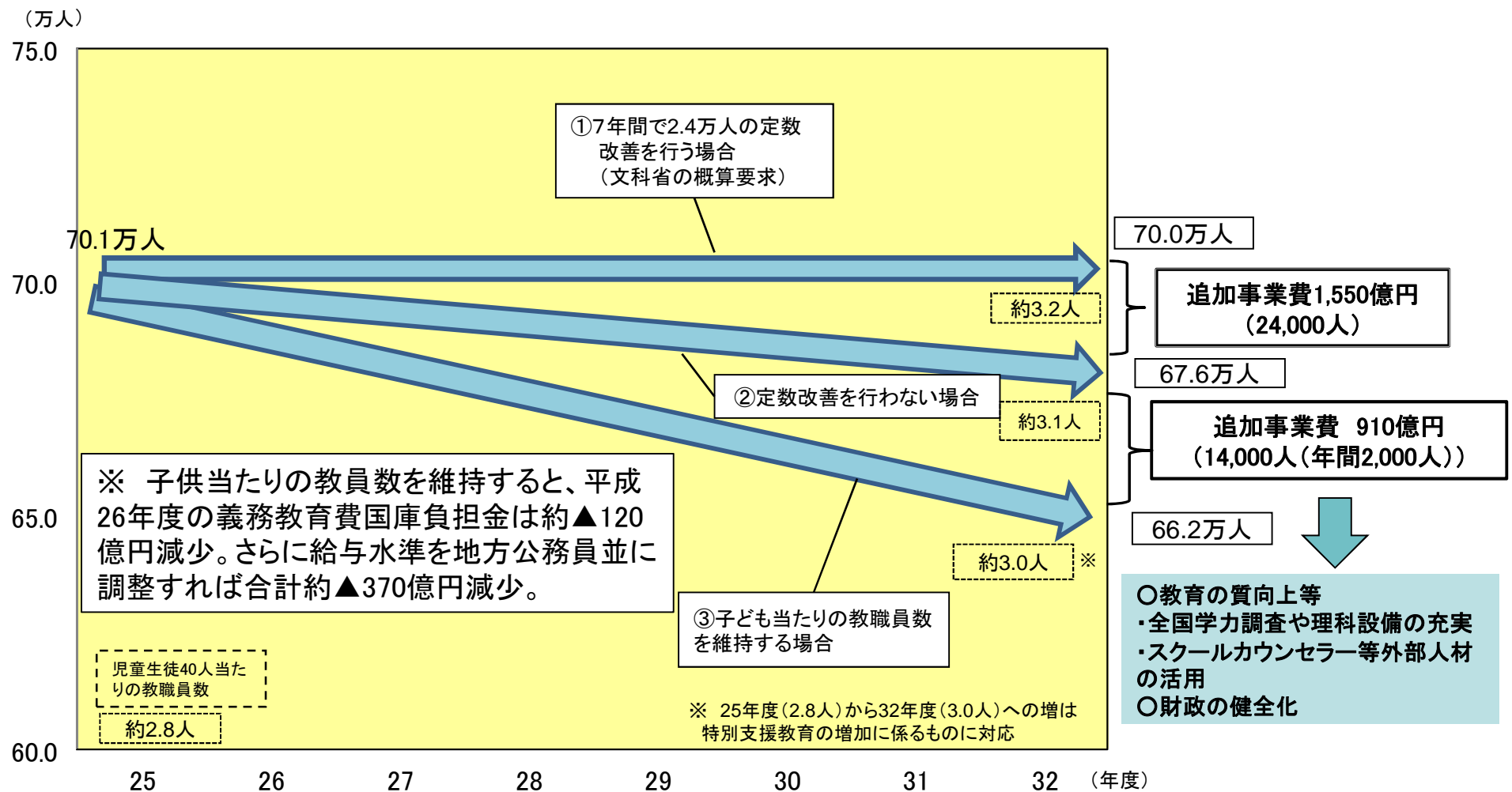
# 学校運営のあり方(外部の力の活用) ～小中学校の予算は教員給与に配分が偏りすぎている～



(出所)OECD「図表で見る教育 2012」

## 今後の教職員定数のあり方～今後7年間の教職員定数～

- こども当たりの教員数を維持するとの考え方に立って、14,000人増（7年間。年間2,000人）の教員予算について、教育の質向上に資する施策や外部人材の活用へ重点投資するとともに、国・地方を通じた財政健全化につなげることが考えられる。



## 事業概要

平成14年度から教育のまちづくりの一環として「学びの21世紀塾」を開講。市内の幼稚園・小学校・中学校、地域住民と連携を取りながら、休日・放課後または長期休暇を利用し、学習支援、実践体験活動、スポーツ活動等の様々なプログラムを提供。

## 事業内容

事業主体:豊後高田市(人口:23,741人、小学生数:1,023人、中学生数:569人)

受講者数:1,640人(平成23年度)

事業内容:①いきいき土曜日事業(第1・3・5土曜日実施)

○寺子屋講座(幼・小・中の英会話・国語・算数・数学・パソコン・そろばん・合唱等)

○水曜日講座(全中学校1・2年生で水曜日の放課後、毎週実施)

○夏季・冬季特別講座(中学3年生対象の7日間の集中講座)

○幼稚園文字・英会話教室(週2日、幼稚園への出前授業)

○寺子屋昭和館・プラチナ館(小学4・5・6年生対象の放課後補充学習)

○テレビ寺子屋講座(ケーブルテレビを活用した小・中学生対象番組の放映)

②わくわく体験活動事業(第2・第4土曜日実施)

○週末子ども育成活動(日頃できないようなものづくりや体験活動)

○ステップアップ・スクール(3泊4日の集団生活・自主活動等の宿泊体験)

③のびのび放課後活動事業

○スポーツ少年団等の活動推進(各種大会・活動の支援や後援)

○文化活動団等の活動推進(発表会・展示会等の支援や後援)

## 効率的かつ効果的な取組のポイント

- ①各講座の受講料はすべて無料
- ②講師は市民ボランティア
- ③土曜日や放課後に開講
- ④学校教育の補完



## 少ない財政負担で大きな効果

### 【総事業費】

平成24年度決算 14.6百万円

(参考)義務教育教職員一人当たりの年間コスト(給与費、共済組合負担金、研修費):約850万円

### 【成果】

○大分県教委が実施する「基礎・基本の定着状況調査」(小学5年生、中学2年生対象)では、平成17年度以降8年連続県内トップ(平成15年度は23郡市中22番目)

○平成25年度全国少年軟式野球大会優勝(中学生)

# 一般行政職と教員の給与比較

## 一般行政職と教員の給与比較 (平成13～17年度における5年間平均ベース)

一般行政職 給与月額 399,128円

本給 358,399円	時間外勤務手当 28,944円	職務給的 手当 10,892円	能率給的 手当 893円
----------------	--------------------	-----------------------	--------------------

教員 給与月額 410,451円

本給 374,495円	教職調整額 (16,096円)	義務教育等 教員特別手当 13,692円	職務給的 手当 7,931円
----------------	--------------------	----------------------------	----------------------

11,323円  
2.76%

教員の優遇分

能率給的  
手当  
11円

※一般行政職、教員ともに平均年齢42歳(大卒)とした場合の平均給与月額

「今後の教員給与の在り方について(答申)」  
(平成19年3月29日中央教育審議会(第61回))

○ 骨太の方針2006において「人材確保法に基づく優遇措置を縮減することとされていることに基づき、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分(2.76%)は縮減を図りつつ、(以下略)

## 一般行政職と教員の給与比較 (平成24年度)

一般行政職 給与月額 376,718円

本給 336,228円	時間外勤務手当 30,563円	職務給的 手当 9,057円	能率給的 手当 870円
----------------	--------------------	----------------------	--------------------

教員 給与月額 377,935円

本給 351,032円	教職調整額 (14,804円)	義務教育等 教員特別手当 5,856円	職務給的 手当 8,506円
----------------	--------------------	---------------------------	----------------------

1,217円  
0.32%

教員の優遇分

※一般行政職、教員ともに平均年齢43歳(大卒)とした場合の平均給与月額

●義務教育等教員特別手当の縮減  
[給料の3.8%⇒給料の1.5%](20～23年度)

○ 平成20年度以降の見直しにより、教員給与月額が一般行政職給与月額を上回る部分は0.32%まで縮減。

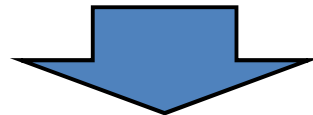
○ しかし、給与の調整を主に義務教育等教員特別手当の縮減により行い、本給部分をほとんど縮減しなかったため、年収ベースで比較すると、一般行政職597.5万円、教員607.7万円となり、約10万円(1.7%)教員が上回っている状況。

## 教員給与見直しの経緯

資料Ⅱ－3－11

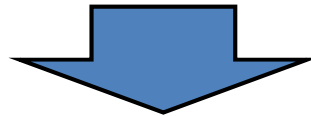
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年2月成立）

第3条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。



簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法）（平成18年5月成立）

56条3項 政府は、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）の廃止を含めた見直しその他公立学校の教職員の給与の在り方に関する検討を行い、平成十八年度中に結論を得て、平成二十年四月を目途に必要な措置を講ずるものとする。



「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）

人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリを付けた教員給与体系を検討する。その結果を退職手当等にも反映させる。

## ○国立大学改革のこれまでの流れ

### 平成25年4月 総理指示（第6回日本経済再生本部）

- 国立大学のグローバル化、イノベーション人材育成、若手登用の観点から、運営費交付金の戦略的配分、年俸制の抜本的導入など人事給与システムの改革、大学での外国人教員の採用拡大を軸とした具体的な改革パッケージを早急に取りまとめること。

### 平成25年5月 教育再生実行会議（第三次提言）（5月28日）

- 徹底した国際化を断行し、世界に伍して競う大学の教育研究環境をつくる。
- 社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める。
- 大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化する。

### 平成25年6月 日本再興戦略（6月14日）

- 人材・教育システムのグローバル化による世界トップレベル大学群の形成
- イノベーション機能の抜本強化と理工系人材の育成
- 人事給与システム改革による優秀な若手、外国人研究者の活躍の場の拡大



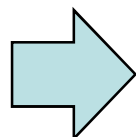
### 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」（6月20日文科科学省）

- ⇒第2期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間を「改革加速期間」として設定し、「ミッションの再定義」で明らかにされる各国立大学の有する強みや特色、社会的役割を踏まえ、以下の観点を中心としてさらに機能の強化に取り組む。
- 大学のガバナンス改革、学長のリーダーシップの発揮による、各大学の強み・特色を活かした組織の再編成の推進
  - 人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成の推進
  - イノベーション創出のための教育・研究環境整備の推進
  - 人事・給与システムの改革の推進、優秀な若手研究者・外国人研究者の活躍の場の拡大



### 平成25年秋目途 「国立大学改革プラン」を策定

- ⇒大学ごとにミッションを再定義し、改革の工程を確定。



**大学の枠・学部の枠を越えた再編成等へ**

# 各国立大学法人への運営費交付金の配分は固定化していないか？

○国大運営費交付金の特別運営費交付金は本来競争的に配分されるべきもの。  
 ○しかし、上位10校の配分実績でみると、特別運営費交付金の配分(45.8%)は、教員・学生数に基づき配分される一般運営費交付金の配分(42.1%)と大差ない。  
 ○なお、代表的な競争的資金である科学研究費補助金(人文・社会科学から自然科学まで対象)は上位10校で68.3%を配分。  
 ※特に国立大学改革の実施を考慮すれば、特別運営費交付金は大学のガバナンス改革等に資するように活用していくべきではないか。

一般・特別運営費交付金予算額、国公私補助金実績額及び科学研究費補助金配分額の上位10校の比較

(単位:千円)

一般運営費交付金				特別運営費交付金			
順位	法人名	予算額	シェア	順位	法人名	予算額	シェア
1	東京大学	716,191,672	8.03%	1	東京大学	47,032,273	9.23%
2	京都大学	491,652,602	5.52%	2	大阪大学	32,561,129	6.39%
3	東北大学	419,133,017	4.70%	3	東北大学	30,374,253	5.96%
4	大阪大学	400,448,265	4.49%	4	京都大学	26,214,922	5.15%
5	九州大学	353,514,498	3.97%	5	九州大学	20,773,741	4.08%
6	筑波大学	331,179,041	3.72%	6	名古屋大学	18,950,553	3.72%
7	北海道大学	330,163,413	3.70%	7	北海道大学	18,252,370	3.58%
8	名古屋大学	277,297,265	3.11%	8	筑波大学	12,857,685	2.52%
9	広島大学	234,062,940	2.63%	9	群馬大学	12,417,301	2.44%
10	東京工業大学	199,174,789	2.23%	10	熊本大学	12,031,474	2.36%
<b>合計</b>		<b>3,752,817,502</b>	<b>42.10%</b>	<b>合計</b>		<b>194,240,576</b>	<b>45.82%</b>

(注)予算額は、平成16年度から平成25年度の合計額。

(注)平成24年度・25年度の予算額は、復興特別会計計上分を含む。

(単位:千円)

国公私補助金				科学研究費補助金			
順位	法人名	実績額	シェア	順位	法人名	配分額	シェア
1	東京大学	22,424,185	10.50%	1	東京大学	143,807,415	17.51%
2	東北大学	18,609,870	8.71%	2	京都大学	89,441,507	10.89%
3	京都大学	17,767,321	8.32%	3	大阪大学	67,206,675	8.18%
4	大阪大学	16,943,344	7.93%	4	東北大学	66,658,618	8.11%
5	東京工業大学	12,038,363	5.63%	5	名古屋大学	43,505,685	5.30%
6	名古屋大学	9,883,159	4.63%	6	九州大学	40,038,507	4.87%
7	北海道大学	9,525,060	4.46%	7	北海道大学	39,490,538	4.81%
8	九州大学	7,038,562	3.29%	8	東京工業大学	31,083,559	3.78%
9	千葉大学	5,119,848	2.40%	9	筑波大学	21,808,414	2.65%
10	神戸大学	4,880,948	2.28%	10	神戸大学	17,666,631	2.15%
<b>合計</b>		<b>124,230,660</b>	<b>58.15%</b>	<b>合計</b>		<b>560,707,549</b>	<b>68.26%</b>

(注)国公私補助金の実績額は、大学改革推進等補助金及び研究拠点形成費補助金の受入額と国際化拠点整備事業費補助金の執行実績額の合計(平成16年度から平成23年度の合計額)

(注)科学研究費補助金の配分額は、「研究者が所属する研究機関別配分額(新規採択+継続分)」の合計(平成16年度から平成23年度の合計額)



# 国立大学授業料の設定状況

- 文部科学省令(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令)において「標準額」を規定。
- 省令第10条に基づき、各大学は「標準額」の120%を上限に、その範囲内で学則等においてそれぞれ授業料を設定。  
(下限は未設定)

平成25年度国立大学の授業料標準額の設定

各大学の授業料の設定状況

平成25年度標準額	
学部・大学院	年額 535,800
法科大学院	年額 804,000

5大学院及び2研究科等を除き、標準額と同額に設定。

あるべき姿

質の高い教育等の提供



当該教育に見合う授業料の設定



収入増加

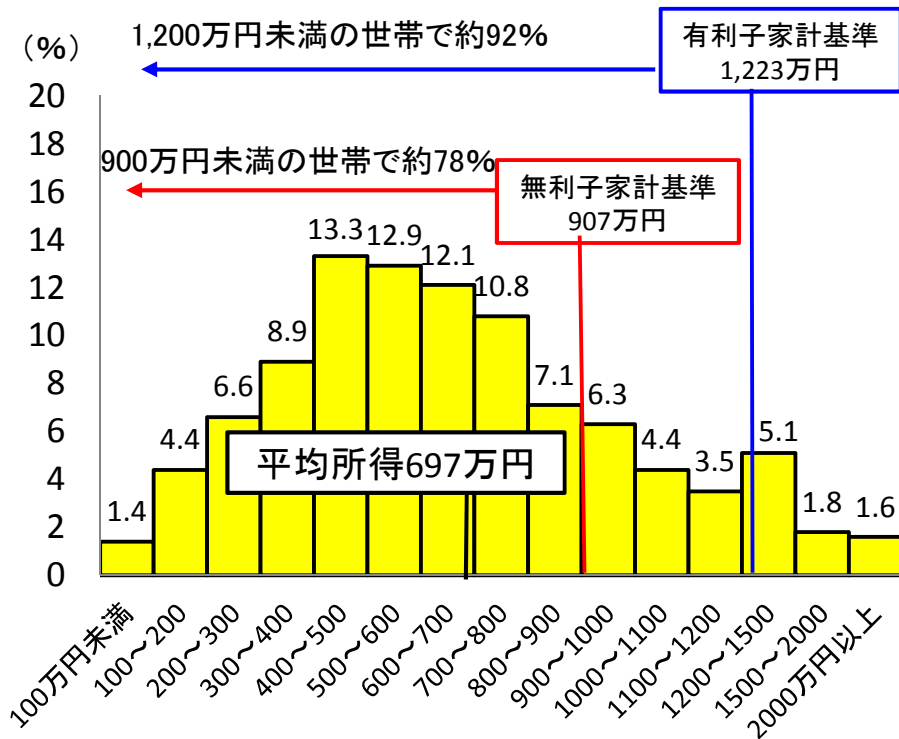


- ①更なる教育への投資
- ②教育環境整備による学生への還元 等

- ①国立大学授業料等学生納付金標準額
  - ・国立大学の授業料標準額については、中期目標期間(6年)毎に社会経済情勢や家計負担の状況等を勘案しつつ、標準額を見直すこととし、中期目標期間中はその額を固定する。
- ②上限設定
  - ・各国立大学法人の自主性・自律性を一層確保する観点から、平成19年度から標準額の120%(+10%)に引き上げ。

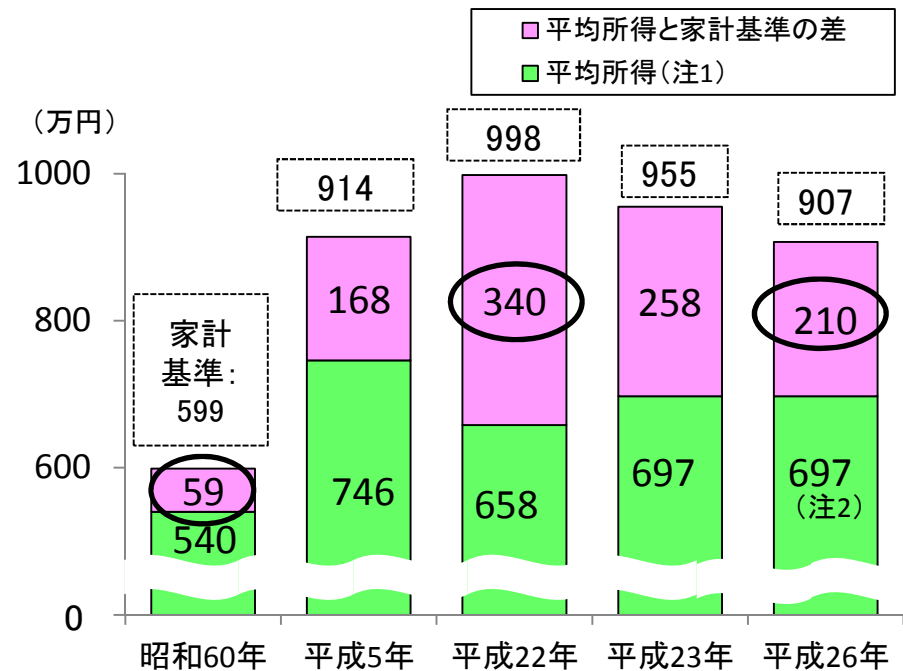
- 児童のいる世帯の所得分布(平均所得697万円)によれば、**無利子奨学金の家計基準(907万円以下、私立大・4人世帯・自宅)**を満たす世帯は全体の約8割に上る(有利子奨学金の家計基準(1,223万円以下、同様)を満たす世帯は全体の約9割)。
- 現行制度の導入(昭和59年～)以降、無利子奨学金の家計基準が大幅に緩和されてきた結果、平均所得との乖離は昭和60年の59万円から平成22年で340万円まで拡大。平成23年以降、家計基準の引下げを行っており、引き続き見直しが必要。

児童のいる世帯の所得分布について



(注1)厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査」(児童のいる世帯)より。  
 (注2)福島県を除く。

平均所得と無利子奨学金の家計基準について



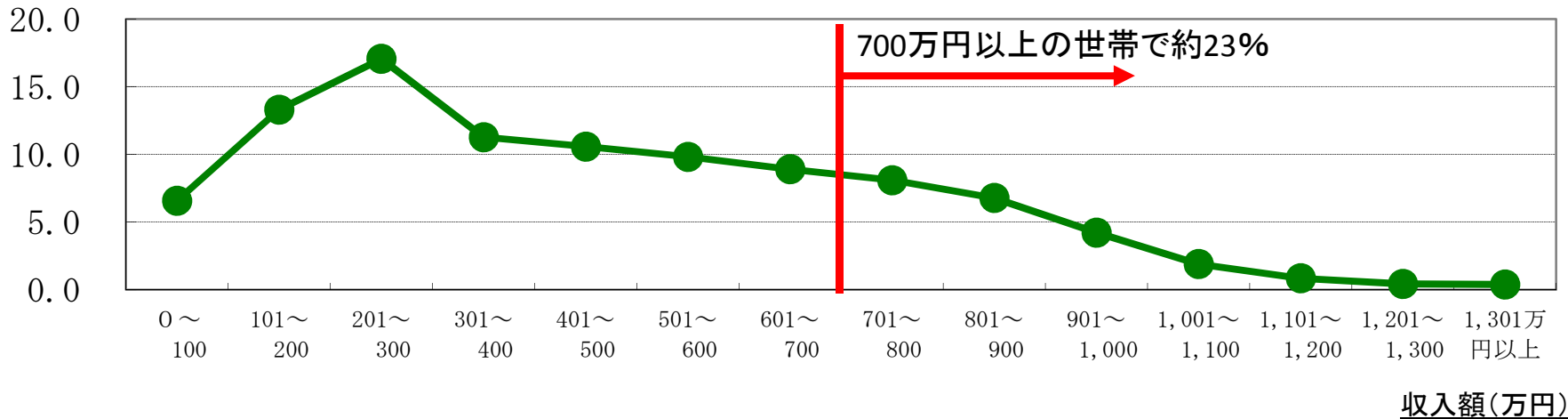
(注1)厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査」(児童のいる世帯(福島県を除く))より。  
 (注2)26年のデータがないため、平成23年の平均所得を置いている。  
 (注3)収入限度額は私立大、4人世帯、自宅通学の場合。

○ 文部科学省は、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないように、安心できる環境を整備することを政策目標として無利子貸与の大幅増員の概算要求を行っているが、無利子貸与を受けている世帯のうち平均所得(697万円)※以上の世帯が2割を占めている実態を踏まえ、無利子奨学金を低所得世帯に重点配分する等運用の改善を図るべき。

※厚生労働省「平成24年国民生活基礎調査」(児童のいる世帯)より。

比率(%)

平成25年度 無利子奨学金における収入階層別人員 (7月現在)



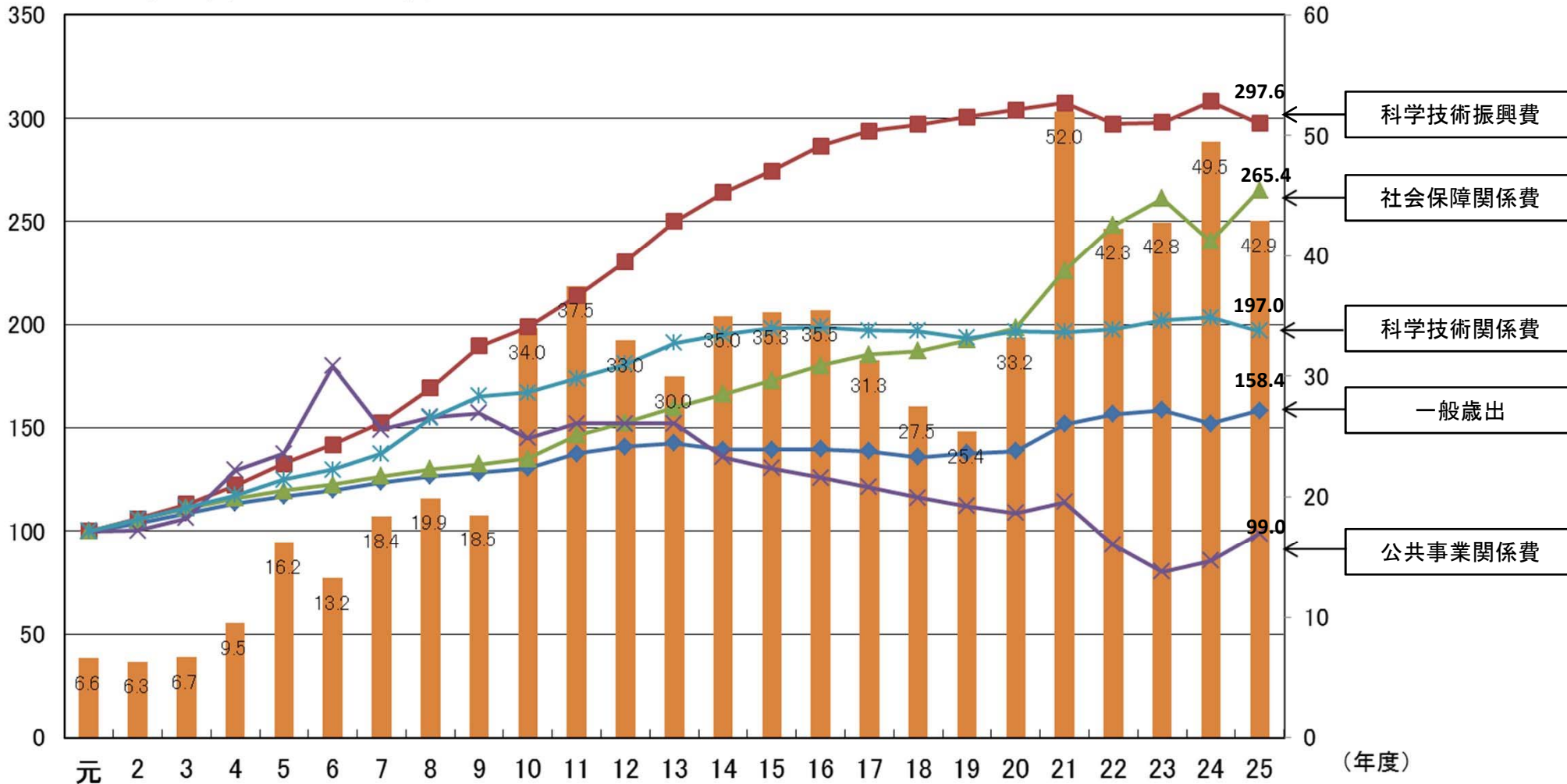
		0~100	101~200	201~300	301~400	401~500	501~600	601~700	701~800	801~900	901~1000	1001~1100	1101~1200	1201~1300	1300万円以上
無利子奨学金	人数(人)	7,496	15,171	19,450	12,840	12,047	11,182	10,135	9,217	7,713	4,800	2,150	956	477	421
	比率(%)	6.6	13.3	17.1	11.3	10.6	9.8	8.9	8.1	6.8	4.2	1.9	0.8	0.4	0.4
	累積比率(%)	6.6	19.9	36.9	48.2	58.7	68.6	77.4	85.5	92.3	96.5	98.4	99.2	99.6	100

(注)所得区分は、父と母双方の収入又はこれに代わって家計を支えている者の収入をもとに区分している。

# 科学技術振興費は平成元年度比で3倍と大きな伸び

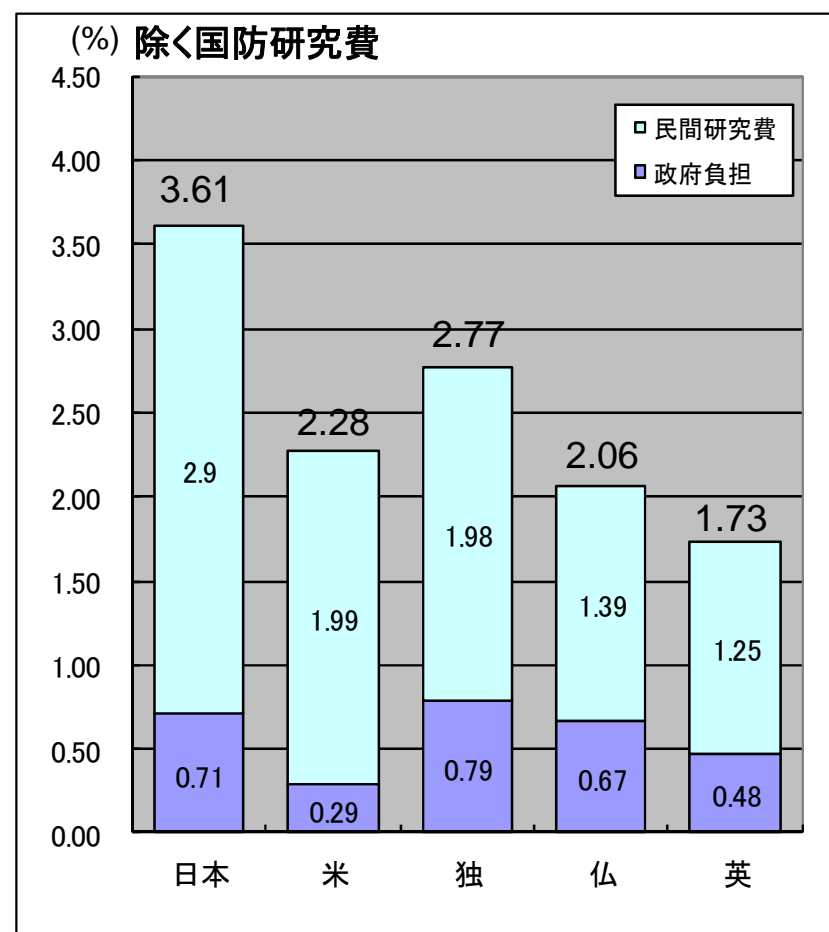
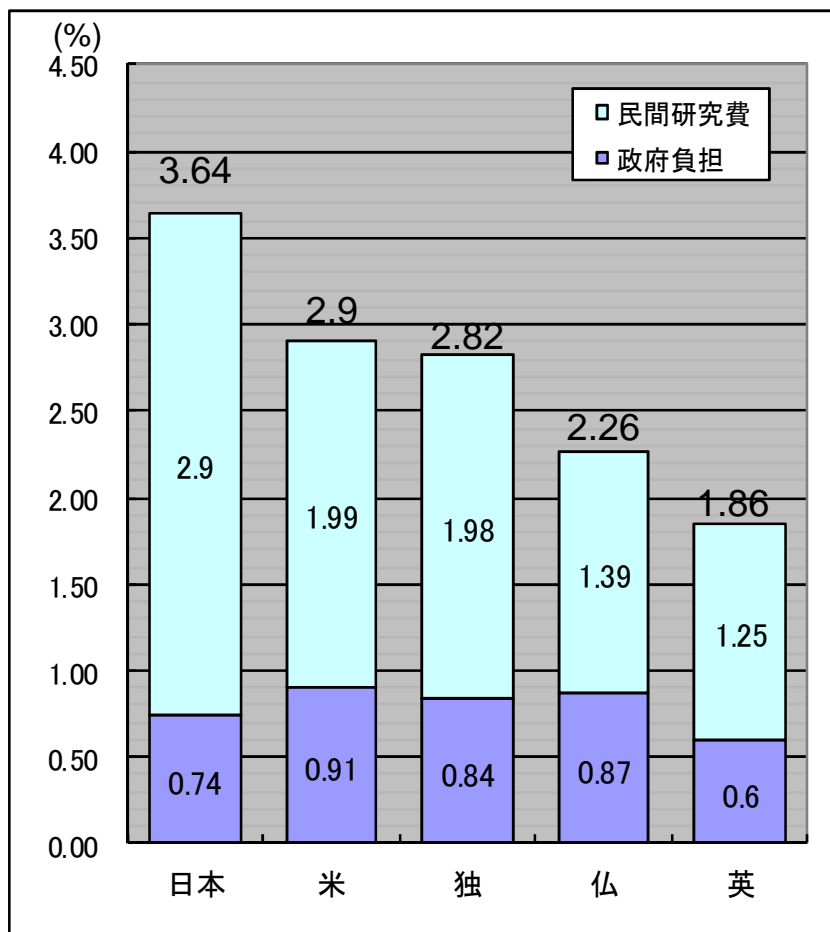
(主要経費 対平成元年度比：%)

(国債発行額：兆円)



- 科学技術振興費は平成元年度比で約3倍(25年度)と、社会保障関係費を超える大きな伸び。
- 国債発行額は平成元年度比で約6.5倍と大幅増(25年度)。
- このように大幅に増加させてきた科振費は真に効果的に使われているのか？

# 主要国研究開発費の対GDP比

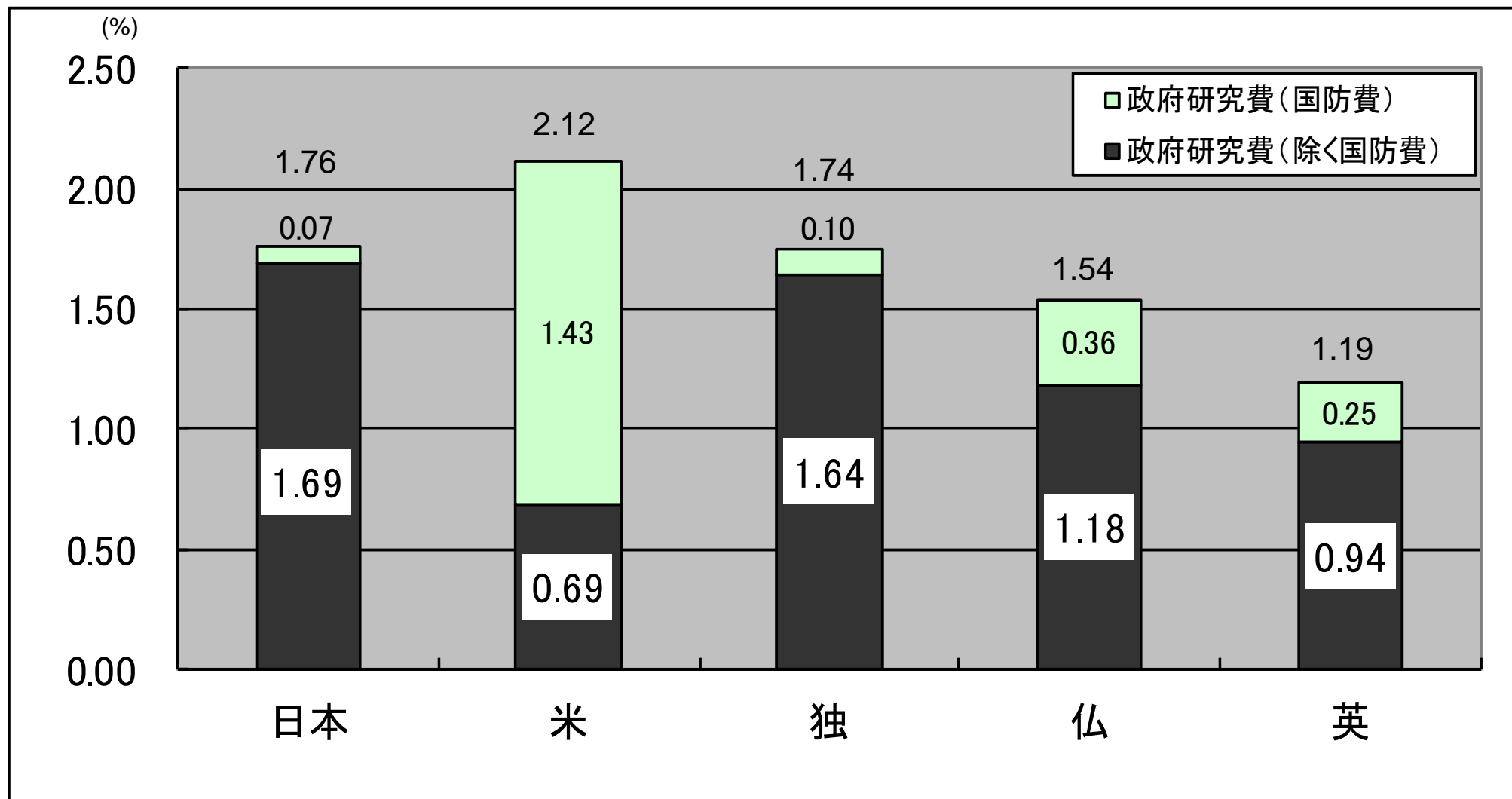


(注) 2009年度の数値。  
出所: 平成24年版科学技術要覧から試算。

### 【参考】各国の研究者数(2009年)

日本	米国(99年)	独国	仏国	英国(98年)
83.9万人	126.1万人	31.7万人	23.4万人	15.8万人

# 一般政府総支出に占める政府研究費の割合



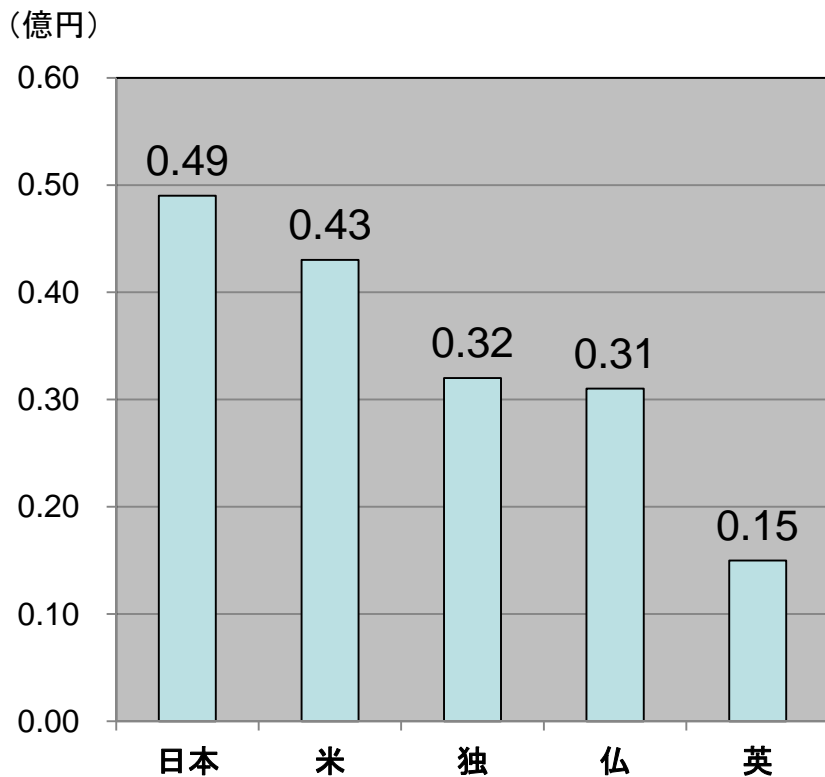
(注)2009年度の 数値。

出所：平成24年版科学技術要覧及びOECD Economic Outlook 93から試算

# 我が国の1論文あたり予算額と論文の質(主要国との比較)

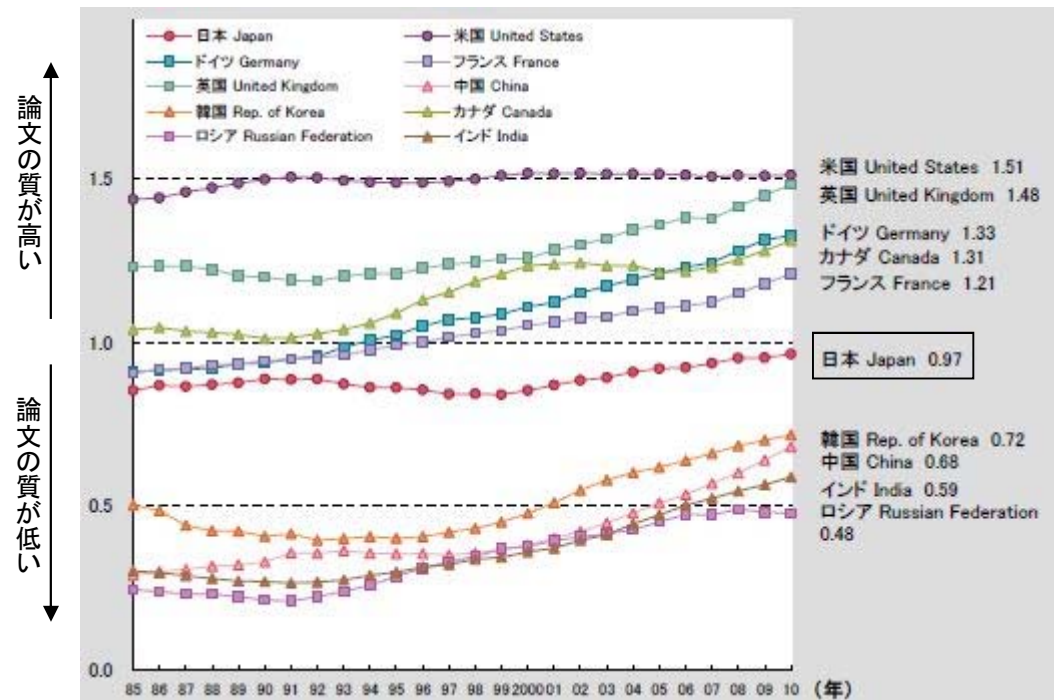
○我が国の1論文あたりの予算額は主要国の中でも高額。  
 一方、世界全体の水準と比べた論文の質を示す相対被引用度は、主要国と比べて低い水準で推移。

1論文あたりの科学技術関係予算額



(注)2010年度の数值。  
 出所:科学技術指標2012及び科学技術要覧平成24年度版より試算。

相対被引用度の推移



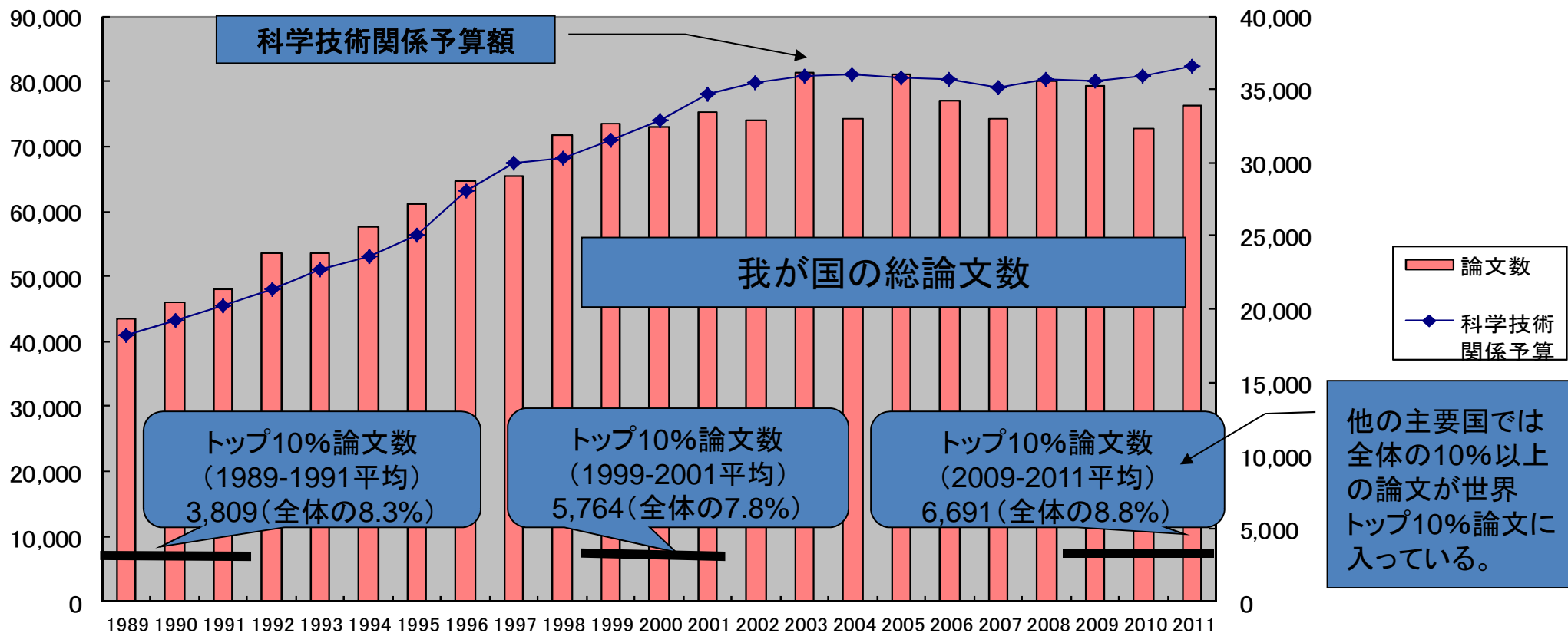
(注)相対被引用度とは、各国の論文数あたりの被引用回数を全世界の論文数あたりの被引用回数で除して基準化した値をいう。  
 出所:科学技術要覧平成24年度版

# 我が国の科学技術関係予算と論文の量・質の推移

○科学技術関係予算の伸びに伴い、我が国の総論文数は伸びたものの、被引用度で世界トップ10%に入る質の高い論文数は低水準にとどまる(2009年～2011年平均で8.8%。一方、米15.2%、英15.9%、独15.0%、仏13.7%、)。

論文数(件数)

科学技術関係予算(億円)



(注)出所:科学技術指標2012より試算。



○研究不正は研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害  
○研究不正には、研究における「不正行為」と研究費の「不正使用」の2つがあり、それぞれへの対応を図ってきているが、不正事案は後を絶たない状況

**副大臣を座長とするタスクフォースを設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策を検討**

国として、研究者の所属する組織が、研究不正に関して既に規定されているガイドライン等を遵守するよう促すことを前提とした上で、基本方針として3つの柱に整理

☆：共通事項  
□：不正行為  
◇：不正使用

## 不正を事前に防止する取組

### ○倫理教育の強化

☆倫理教育プログラムの開発（日本学術会議等と連携）、☆競争的資金制度における倫理教育の義務づけ、☆倫理教育に関する国の体制の強化

### ○不正事案の公開

☆不正事案の公開（一覧化して公開）、□不正行為に関する調査結果の国への報告

### ○不正を抑止する環境の整備

□一定期間の研究データの保存・公開（事後的な検証可能性の確保）、◇不正使用に関する機動的な調査の実施、◇ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入  
◇機関におけるリスクアプローチ監査の導入、◇取引業者に対する誓約書提出の義務づけ、◇取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成

## 組織の管理責任の明確化

### ○組織としての責任体制の確立

☆倫理教育責任者の設置、◇研究費の管理・執行責任者の設置、☆組織における規程の整備・公表

### ○不正事案に関する管理責任の追及

☆不正調査の期限設定（正当な理由なく遅れた場合は研究費執行の一部見合わせ等の措置）  
☆組織に対する措置の発動（間接経費の削減等）

## 国による監視と支援

### ○国の監視機能の強化と充実

☆規程・体制の整備状況の調査、□不正行為に関する調査結果の国への報告、◇研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化  
☆調査等への第三者的な視点の導入（国等の体制強化を図り、将来的には研究不正の監視や各機関の対応の支援等を行う公的組織の設置も検討）

### ○国による組織の不正防止対策への支援

☆倫理教育や規程整備等への支援、☆調査研究の実施、☆研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破、☆組織改革への働きかけ

今後は、「これらの取組の詳細を検討するとともに、関係府省にも働きかけ

大型プロジェクトの後年度負担(例)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合 計
スパコン 「京」	概念設計等		詳細設計等		試作・評価・製造等		性能 チューニング等	平成24年9月末 共用開始
	35億円	120億円	200億円	190億円	397億円 (うち補正186億円)	119億円	50億円	1,111億円

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (要求)	平成27年度 以降	合 計
ITER	実機製作・欧州納入・現地試験										平成32年11月 運転開始予定
	13億円	28億円	47億円	76億円 (うち補正25億円)	39億円 (うち補正1億円)	184億円 (うち補正130億円)	181億円 (うち補正129億円)	145億円	275億円	1,207億円	2,195億円 (うち補正285億 円)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合 計
H-IIA	開発強化対策(第1段・第2段エンジン開発強化、204型(SRB-A×4本形態)開発)												平成18年度 開発完了
	機体開発												
	設備開発												
	地上総合試験												
	2億円	21億円	117億円	438億円	269億円	226億円	18億円	56億円	71億円	25億円	3億円	1億円	1,246億円

## 1. 「京」の運用状況

「京」には提供可能資源の6.7倍の申請があるなど、利用のニーズは高い。また、「京」の利用結果がとコンピュータシミュレーション分野で最高の賞であるゴードン・ベル賞を2年連続（2011年・2012年）で受賞するなどの成果。

## 2. 諸外国の開発状況

米国、欧州、中国では、2020年頃にエクサスケールの次世代スーパーコンピュータの実現に向けて計画を推進。

## 3. 論点

- 国内の研究開発を支えるインフラとしてどのような性能が具体的に求められるか。
- 仮に国産での開発に限定する場合、コスト面で割高となる可能性はないか。また、これまでの開発が国内メーカーの競争力向上に必ずしもつながっていない傾向をどう考えるか。

（参考）スーパーコンピュータの開発・調達費用

京(日本)	Sequoia(アメリカ)	Blue Waters(アメリカ)
793億円	2億1,700万ドル (約230億円)	5億500万ドル (約540億円)

（注）京については、上記の他、開発段階の費用351億円を民間が負担。Sequoiaは調達費用のみ公表されている。

- 仮に国産開発を行う場合、費用対効果の観点からそのメリットを十分説明できるか。また官民の費用分担は適切か。

## オリンピック・パラリンピック開催に係る国の関与について

- 9月7日のIOC総会において、2020オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定。今後、東京都等を中心に、大会組織委員会の立上げが行われる予定。
- 「平成32年（2020年）第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会の東京招致について（平成23年12月13日 閣議了解）」

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、国際親善、スポーツの振興等に大きな意義を有するものであり、また、東日本大震災からの復興を示すものともなるものであることから、平成32年（2020年）第32回オリンピック競技大会・第16回パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）を東京都が招請することを了解する。

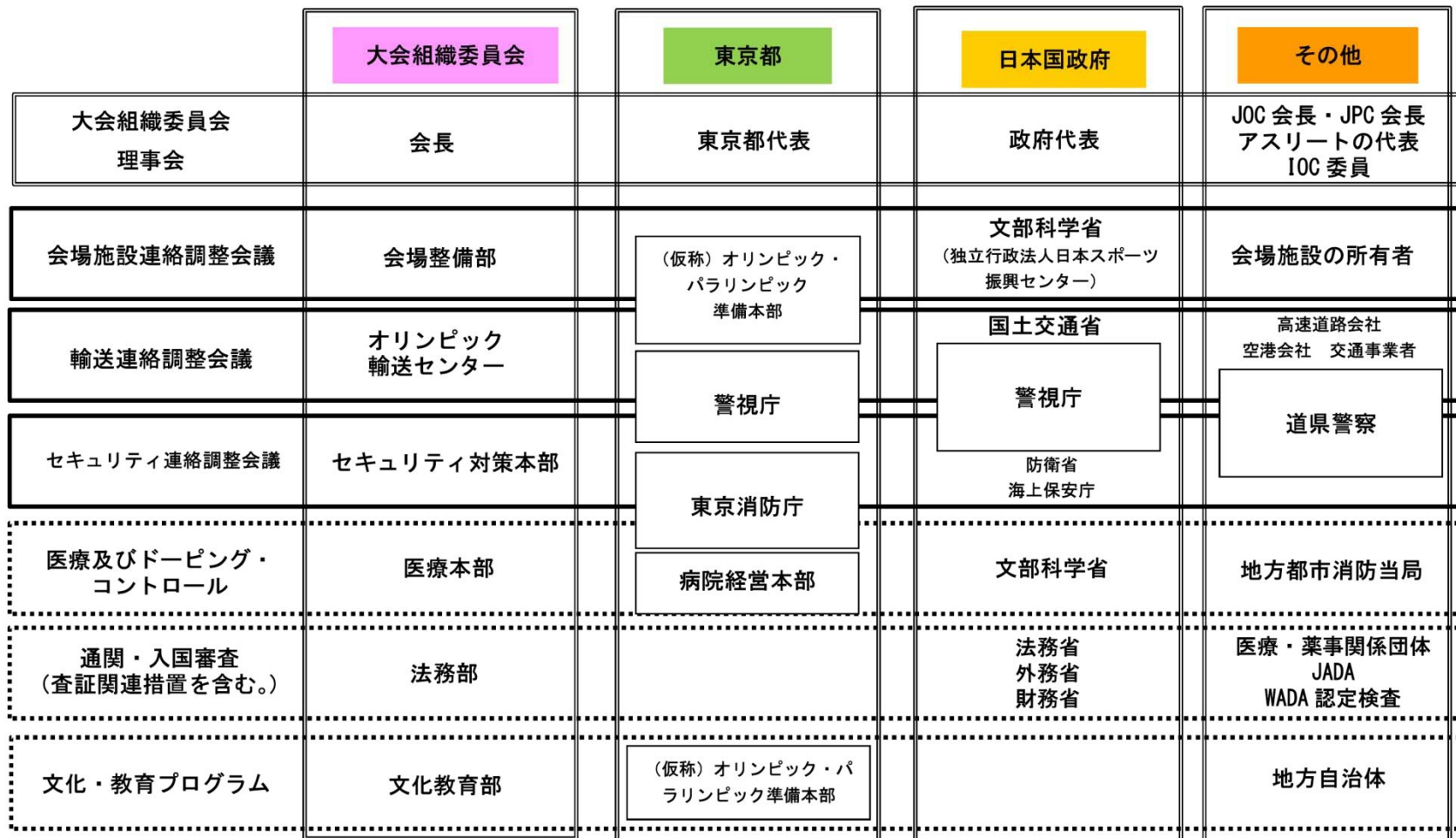
政府としては、東京都の大会招請に当たり、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第27条に基づき、大会の円滑な我が国への招致又は開催のために必要な措置を講ずるものとする。

なお、現在、国・地方とも財政改革が緊要な課題であることに鑑み、簡素を旨とし、別紙に掲げる方針により対処するものとする。

## 別紙

- 1 大会の開催に係る施設については、既存施設の活用を図ること。  
また、施設の新設・改善その他の公共事業については、その必要性等について十分検討を行い、多様な財源の確保に努めつつ、その規模を通常の公共事業費の中での優先的配分により対処し得るものとし、国庫補助負担率等国の財政措置は、通常のものとすること。
- 2 新設する施設の将来にわたる管理・運営については地元の責任と負担を主体として行われるものとする。
- 3 大会運営費は適正な入場料の設定、放映権収入等の事業収入等により賄われるものとする。
- 4 国の所要経費は、その必要性等について十分検討を行い、真に必要なものに限り、将来にわたり既定経費の合理化により賄うものとすること。  
関係地方団体においてもその所要財源の確保に努めるよう要請すること。

大会組織委員会と所轄官庁等の関係図（立候補ファイル（東京 2020）から作成）

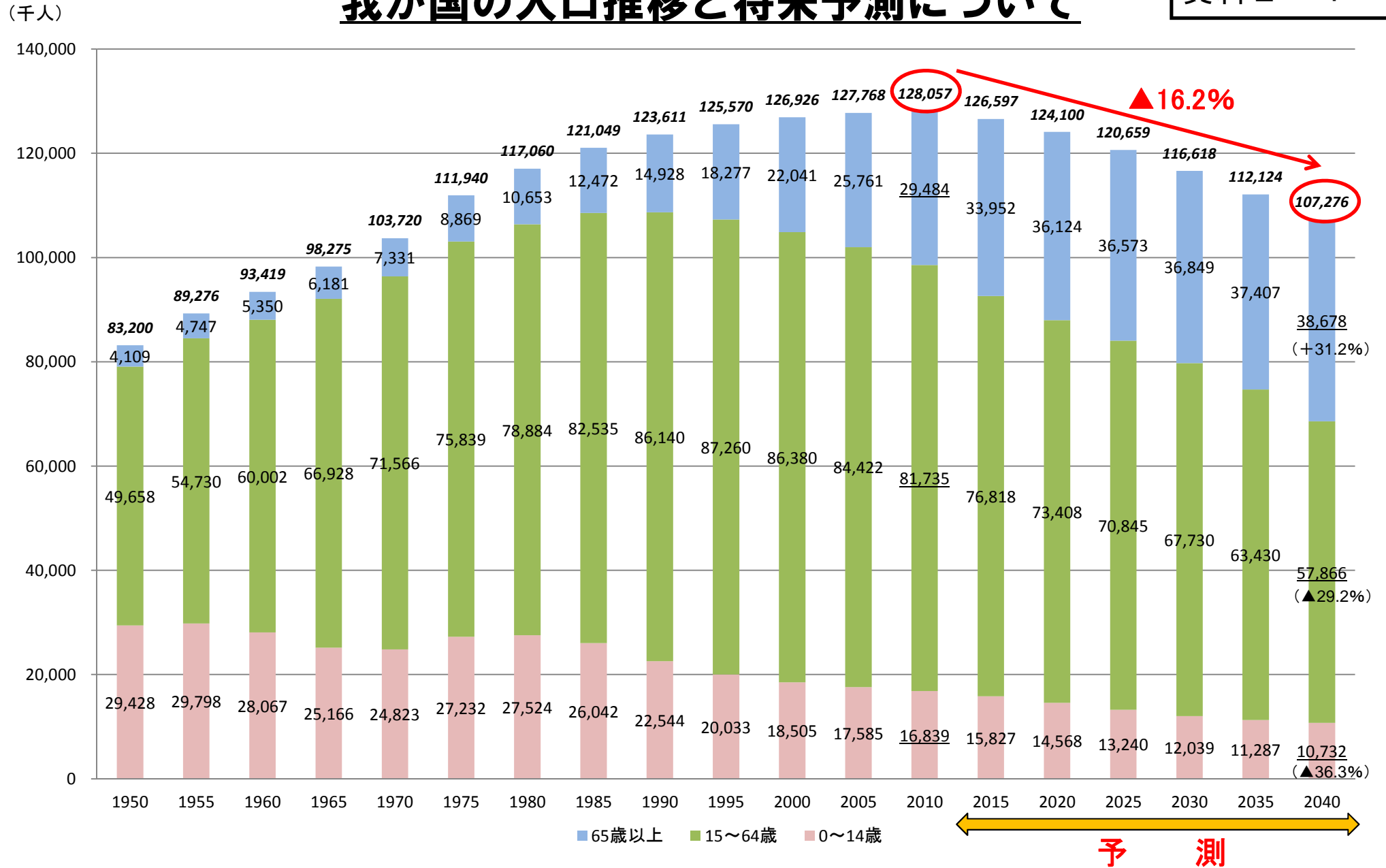


連絡調整会議
  協働関係

## 社会資本整備の進捗状況

		平成2年度 (1990年度)	平成24年度 (2012年度)	90年度比
○ ダムの数	(箇所数)	313	→ 567	(+81%)
○ 道路延長(高規格幹線道路)	(km)	5,281	→ 10,490	(+98%)
○ 重要港湾以上の岸壁数(水深14m以深)	(箇所数)	7	→ 71	(+914%)
○ ジェット化空港数(原則2000m以上)	(箇所数)	48	→ 69	(+44%)
○ 汚水処理人口普及率	(%)	62	→ 88	(+41%)
		※H8年度		
○ 都市公園等の整備面積	(万ha)	7	→ 12	(+76%) ※23年度

# 我が国の人口推移と将来予測について



国立社会保障・人口問題研究所

1950年から2010年までの人口推移は、「人口統計資料集2013 年齢3区分(別人口及び増加率(1884~2011年))」を基に作成。

2015年から2040年までの人口予測は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」を基に作成。

# 社会資本の老朽化の現状

高度成長期に大量に整備された道路、河川、下水、港湾等について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定される

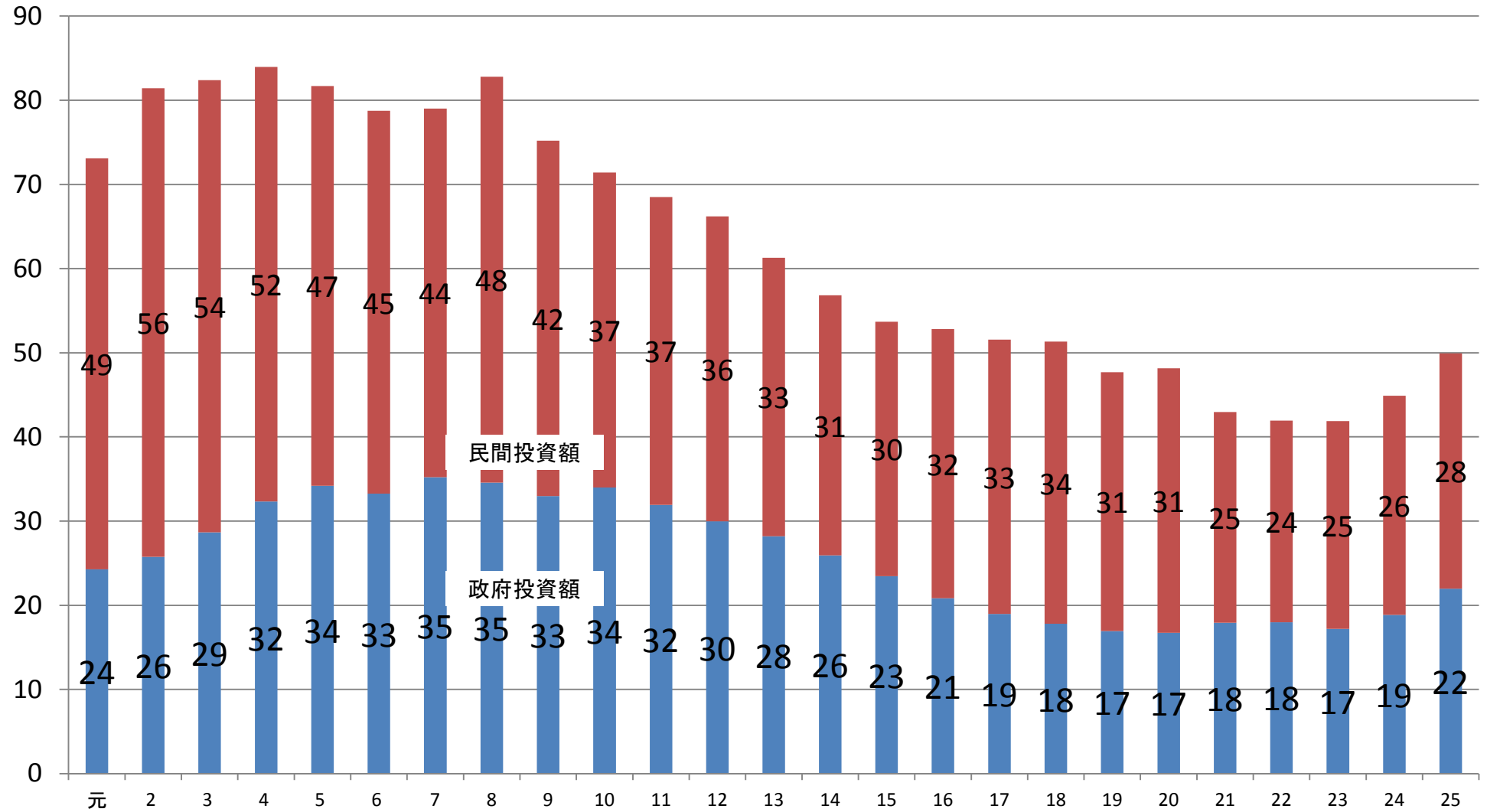
## 《建設後50年以上経過する社会資本の割合》

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 (橋長2m以上)	約16%	約40%	約65%
トンネル	約18%	約31%	約47%
河川管理施設 (国管理の水門等)	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 (水深－4.5m以深)	約7%	約29%	約56%



# 建設投資見通し（国土交通省）（25年6月発表）

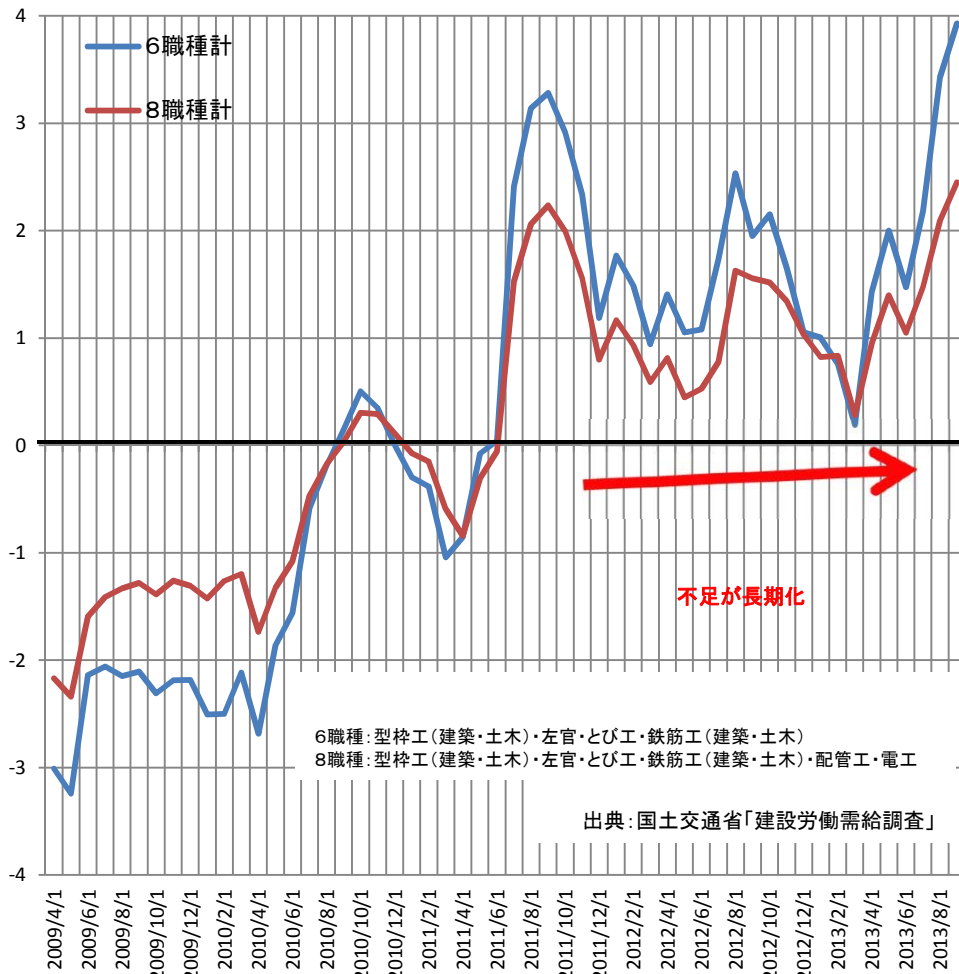
(兆円)



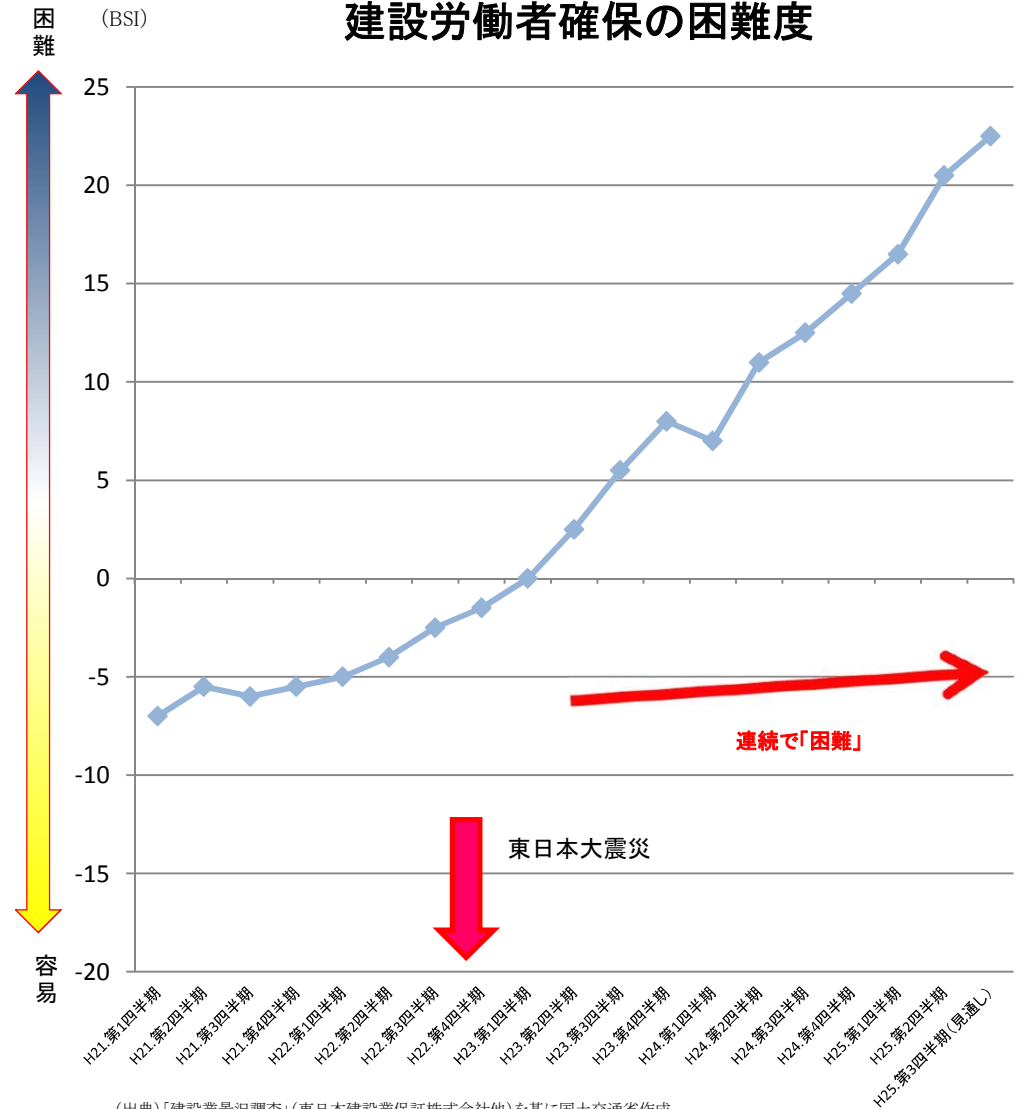
(注)22年度までは実績。23、24年度は見込み。25年度は見通し。

# 建設労働者の不足傾向

## 建設技能労働者の不足率



## 建設労働者確保の困難度



(出典)「建設業景況調査」(東日本建設業保証株式会社他)を基に国土交通省作成

# 稲作生産コスト等(10a当たり)

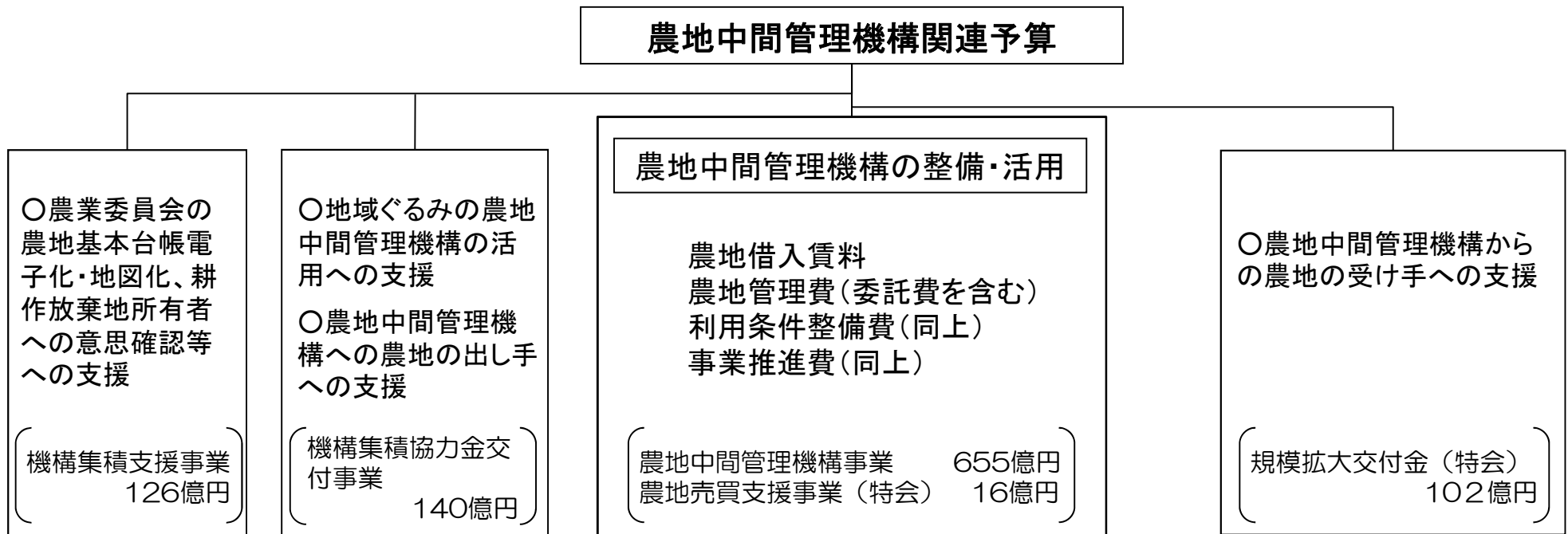
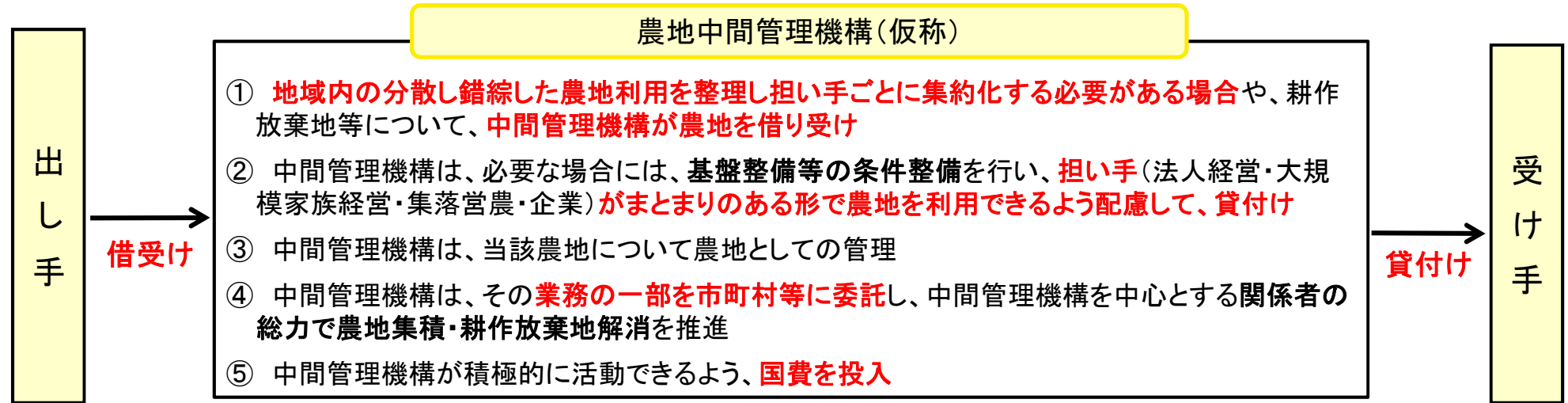
資料Ⅱ－5－1

水稲作付規模	生産コスト (全算入生産費)	労働時間 (投下労働時間)
～0.5ha	217,889円	44.47時間
0.5～1.0ha	185,193円	34.84時間
1.0～2.0ha	144,477円	28.18時間
2.0～3.0ha	127,568円	24.72時間
3.0～5.0ha	115,234円	21.23時間
5.0～10.0ha	110,379円	19.15時間
10.0～15.0ha	106,658円	16.12時間
15.0ha～	96,876円	13.64時間

農林水産省「平成23年産 米及び麦類の生産費」

(参考)米国産うるち精米単粒種のSBS輸入の価格:143円/kg (約75,000円/10a)

農地中間管理機構関連予算 【26年度概算要求額（所要額）1,039(-)億円】



# 経営所得安定対策の概要

平成25年度予算額 7,186億円

経営所得安定対策の見直し及び多面的機能の維持に着目した日本型直接支払については、引き続き、平成26年度予算編成過程において検討を進めることから、関連施策は前年度と同額(7,186億円)で要求。

資料Ⅱ－5－3

## コメに対する助成：米の直接支払交付金(1,613億円)、米価変動補填交付金(84億円)

○ 生産数量目標に従って生産する農業者に対して、以下の交付金を交付。

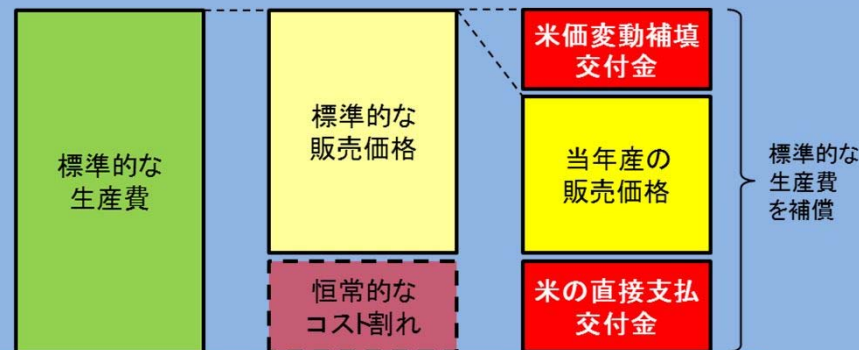
### 【米の直接支払交付金】(1,613億円)

1.5万円/10a

### 【米価変動補填交付金】(84億円(24年産))

24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を10割補填。全額国費負担であり、農業者の拠出による積立なし。

<イメージ>



## 水田活用の直接支払交付金(2,517億円)

○ 水田で麦、大豆等を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保しうる水準の交付金を交付。

### 【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

## 畑作物の直接支払交付金(2,123億円)

○ 麦、大豆等を生産する農業者に対して、生産費と販売価格の差額を交付。

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	6,410円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

## 水田・畑作経営所得安定対策

### 【収入減少影響緩和対策】(724億円)

認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件

- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填
- 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出

### 加算措置等

- 加算措置 20億円
- 直接支払推進事業費 104億円

(平成25年度予算編成に向けた考え方(25年1月21日財政制度等審議会)より抜粋)

以下のような観点からは、規制的手法をポリシーミックスの中で中心的な手法として位置づけるべきと考えられる。

- エネルギー・環境分野は、期待収益率の高い成長分野であり、将来性のある分野であるからこそ、市場のダイナミズムを壊すことのないよう、特定の商品や企業への補助的支援は可能な限り控えるべき。
- 規制的手法はエネルギーの消費自体を抑えることに直結するが、補助的手法では対象となった製品の購入を促進することになるという点でエネルギー消費を抑えることにはなるが規制的手法より効果は劣る。
- 補助的な手法は、すでに逼迫状態にある我が国の財政への負担となる。

規制的手法の取組みは、世界的に見ても我が国はまだ遅れている面があり、さらに推進することが必要である。課税面の取組みである温暖化対策税の段階的引上げについても着実に行っていく必要がある。

## 「規制的手法」

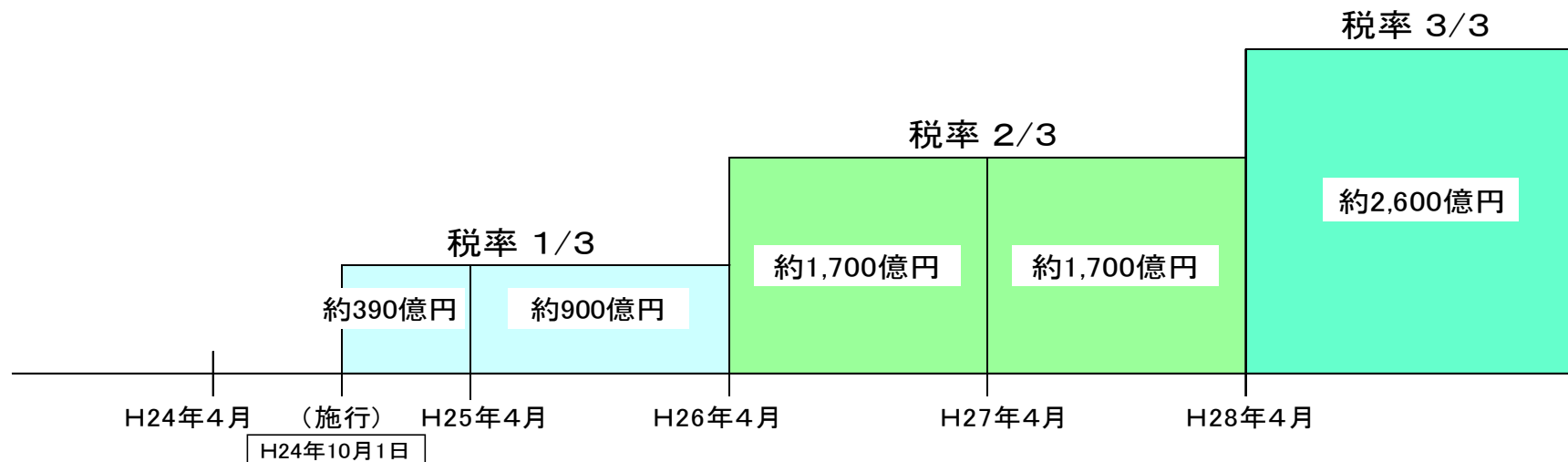
- 規制強化
- 課税



## 「補助金的手法」

- 予算(補助金等)
- 減税措置

# 地球温暖化対策のための税



○ 「地球温暖化対策のための課税の特例」の税率

課税物件	現行税率	24年10月1日～26年3月31日	26年4月1～28年3月31日	28年4月1日～
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

※ ( ) は石油石炭税の税率。

## ○ 省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)の「トップランナー制度」

(民生部門の省エネルギー対策)

エネルギー消費機器(※1)の製造事業者等に対して、目標年度(3～10年程度先に設定)において高い基準(=トップランナー)を満たすことを求め、目標年度になると報告を求めてその達成状況を国が確認する制度(※2)。



※1 乗用自動車、エアコン、テレビ、照明、冷蔵庫、ヒートポンプ給湯器など28機器

(本年11月より2機器を追加)

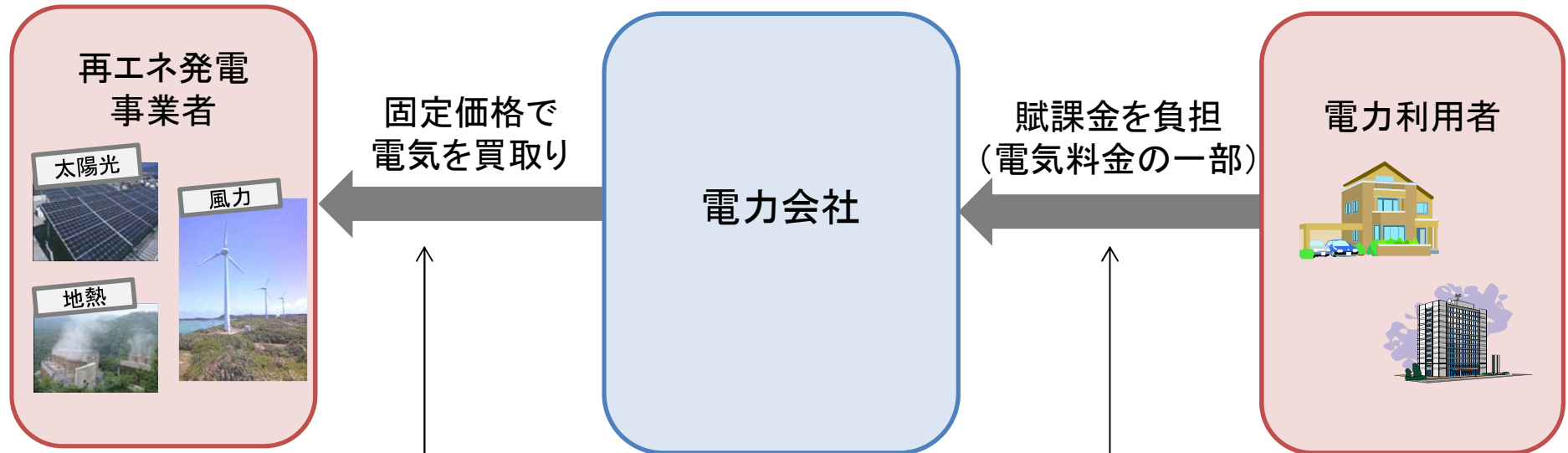
※2 性能向上を相当程度行う必要がある場合、勧告、公表、命令(違反時は罰金)の措置あり。



本年の通常国会で成立した改正省エネルギー法において、新たに、自らエネルギーを消費しなくても、住宅・ビルや他の機器等のエネルギーの消費効率の向上につながる製品(→建築材料等(窓、断熱材等)を想定)を、トップランナー制度の対象に追加。



# 固定価格買取制度の基本的な仕組み



調達価格は、再生可能エネルギー電気の供給の効率的な実施に通常要する費用等を基礎に、適正利潤を勘案して算定。  
 (※)また、集中的に再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、施行後3年間は、特に利潤に配慮。

電力多消費産業への賦課金は減免し、国費で補てん  
 ・25当初 191億円  
 ・26要求 290億円

【平成25年度の調達価格(1kWh当たり・税込)と調達期間(例)】

	太陽光		風力		地熱	
	10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	15,000kW以上	15,000kW未満
(調達価格)	37.8円	38円	23.1円	57.75円	27.3円	42円
(調達期間)	20年間	10年間	20年間	20年間	15年間	15年間

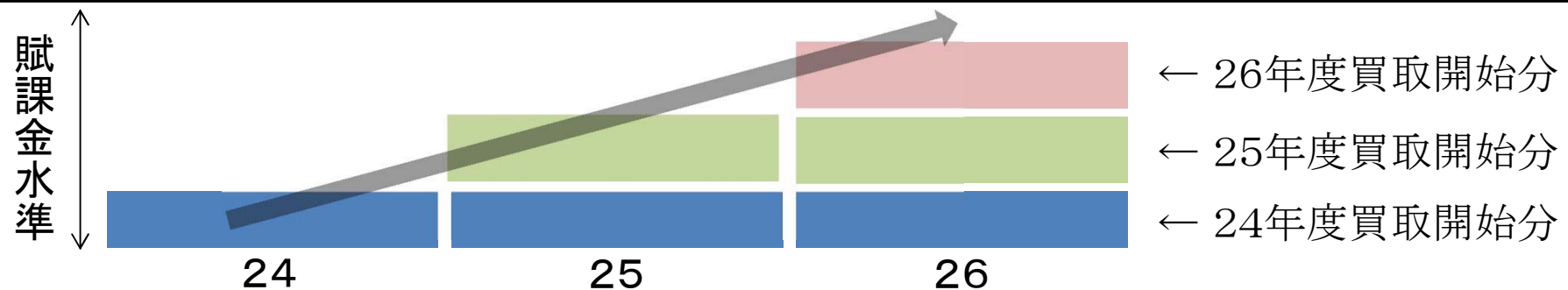
ある年度に新たに買取制度の対象となった案件には、買取期間を通じて同一価格を適用。

→ 賦課金は、前年度までに買取制度の対象となった買取分に、その年度において新たに対象となる買取分が上乗せされる形で推移。

⇒ 電力料金が高止まりする要因となりかねない。

これに伴い、「電力多消費産業への賦課金減免制度」に伴う国費補てん額も、毎年度累増していくこととなる。

⇒ 財政を硬直化させる要因となりかねない。



## (参考)固定価格買取制度の見直し検討条項(再生可能エネルギー特別措置法)

### 法附則第10条第1項

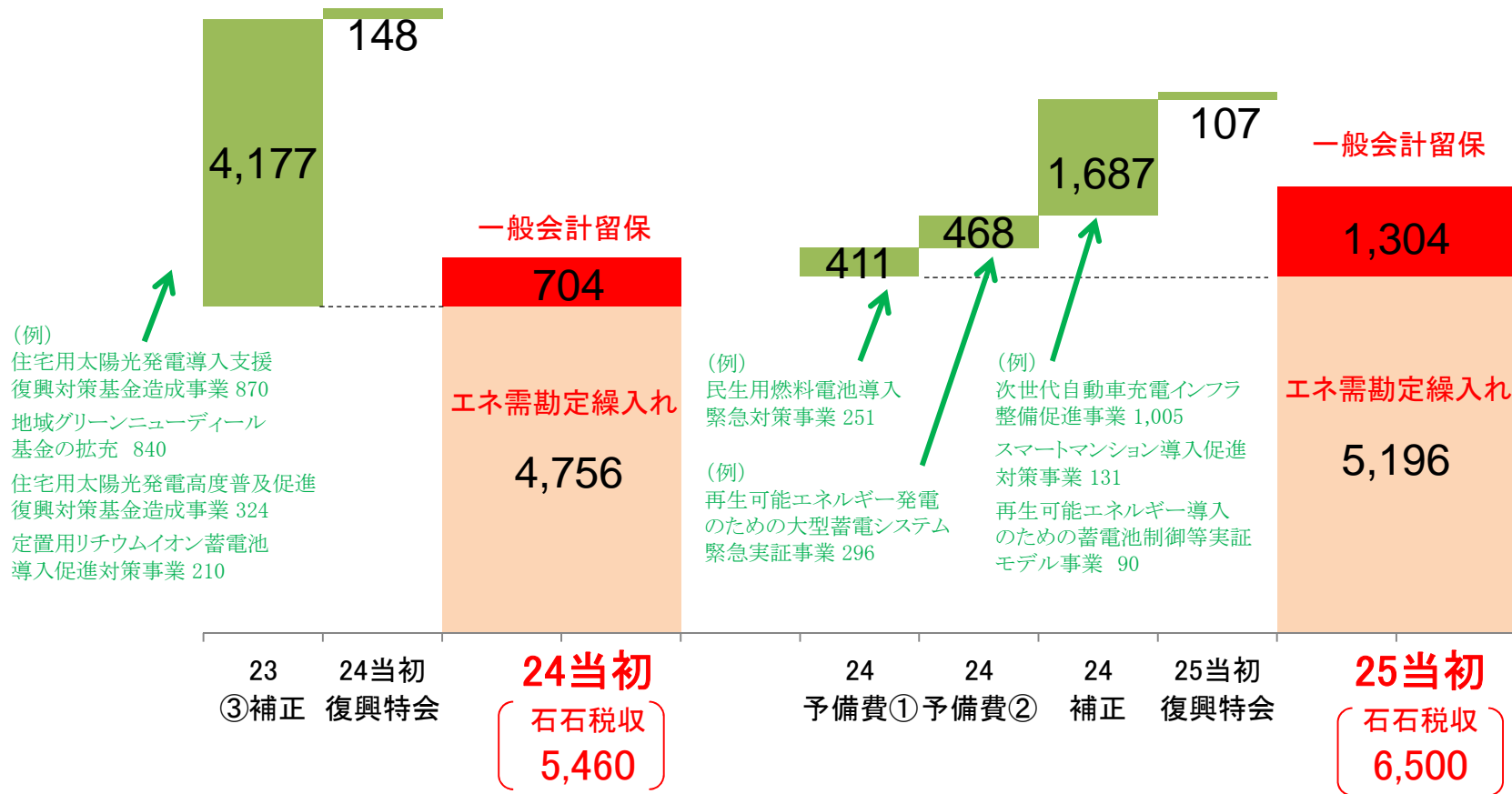
政府は、東日本大震災を踏まえて(略)エネルギー基本計画(略)が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

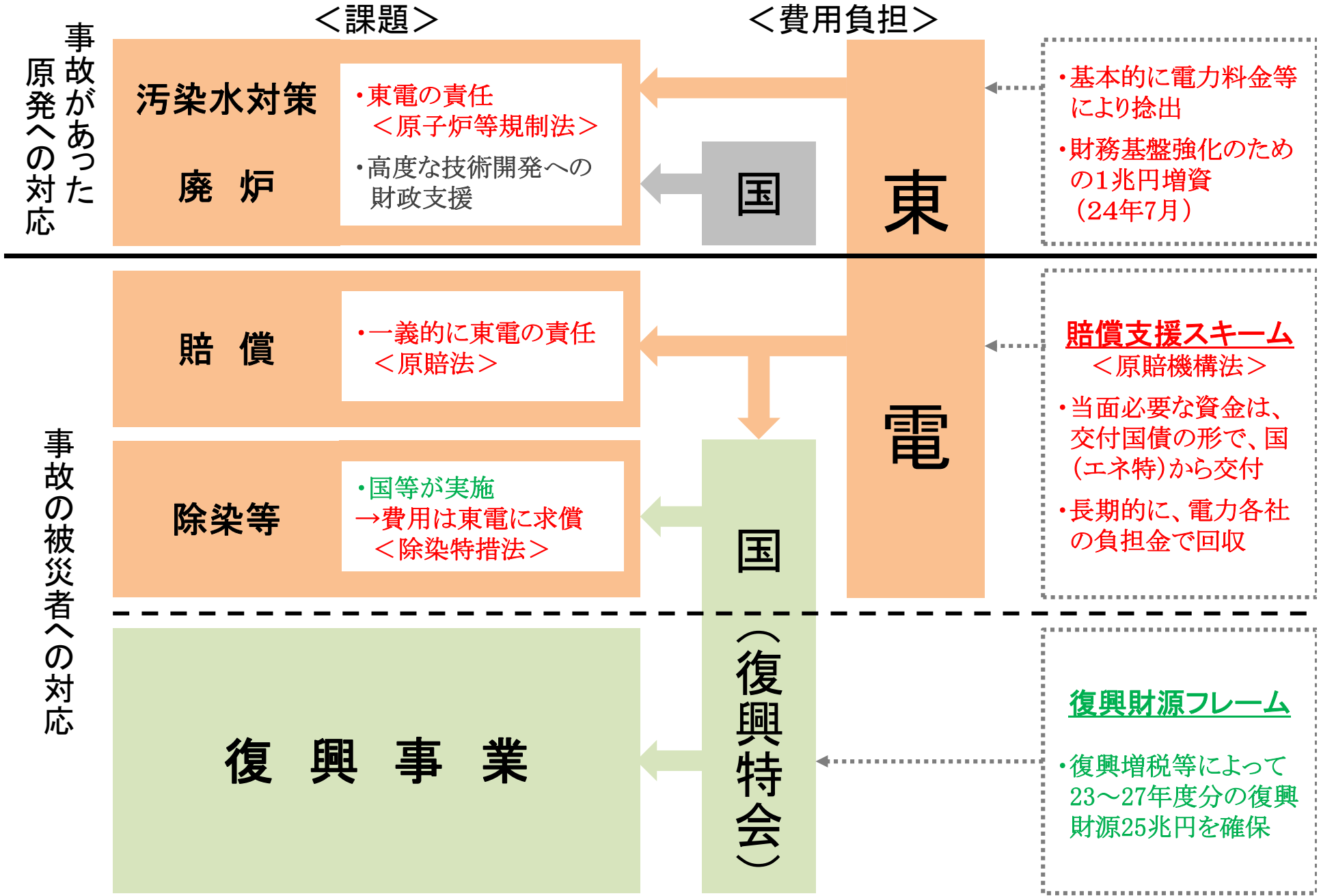
### 法附則第10条第2項

政府は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、前項の規定により必要な措置を講じた後、エネルギー基本計画が変更されるごとく又は少なくとも3年ごとに、当該変更又は再生可能エネルギー電気の供給の量の状況及びその見通し、電気の供給に係る料金の額及びその見通し並びにその家計に与える影響、第十六条の賦課金の負担がその事業を行うに当たり電気を大量に使用する者その他の電気の使用者の経済活動等に与える影響、内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 石油石炭税収の一般会計留保

- 特別会計法上、毎年度の石油石炭税収(及び過去の一般会計留保額の合計額)は「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定」に繰り入れるものとされているが、他方で、必要が無いと認められる金額は、繰入を留保できる(一般会計留保)。
- 一般会計当初予算ベースで見ると、一般会計留保額は増加傾向にある。他方、補正予算・予備費や復興予算において、「エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定」の事業に類似する事業が多数計上されており、その総額は、当初予算の一般会計留保額を上回る水準となっている。





### 基本的考え方

福島第一原子力発電所における事故以降、流入する地下水によって毎日増加する汚染水への対応を継続してきたが、未だ解決には至っておらず、福島県の皆様や、広く国民の皆様にご不安を与えている状況にある。一日も早い福島復興・再生を果たすためには、深刻化する汚染水問題を根本的に解決することが急務であることから、今後は、東京電力任せにするのではなく、国が前面に出て、必要な対策を実行していく。その際、従来のような逐次的な事後対応ではなく、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的に、抜本的な対策を講じる。また、徹底した点検を行うことなどにより、新たに発生する事象を見逃さず、それらの影響を最小限に抑えるよう適切な対応を行う。

### 政府の対応

- (1) 関係閣僚等会議の設置
- (2) 廃炉・汚染水対策現地事務所の設置
- (3) 汚染水対策現地調整会議の設置
- (4) 廃炉・汚染水対策の工程管理とリスクの洗い出し
- (5) **財政措置** ←
- (6) モニタリングの強化、風評被害の防止、国際広報の強化

#### (5) 財政措置

技術的難易度が高く、国が前面にたつて取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていくこととし、凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去設備の実現について、事業費全体を国が措置する。まずは予備費を活用して、早期の事業開始を促す。

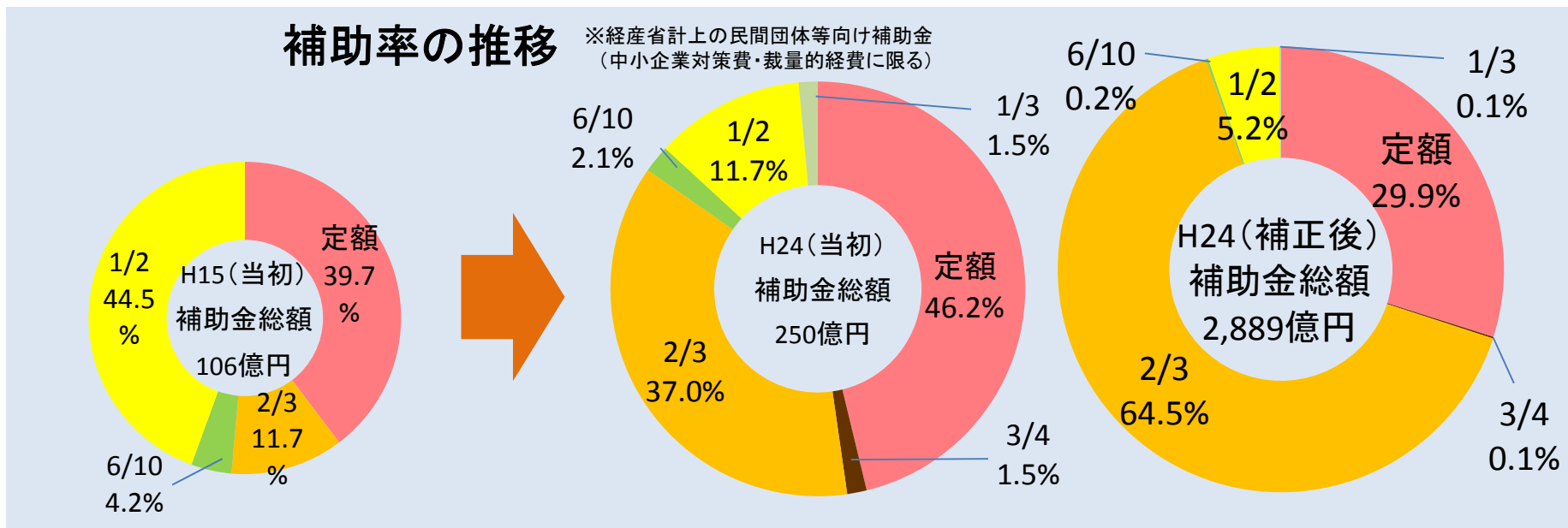
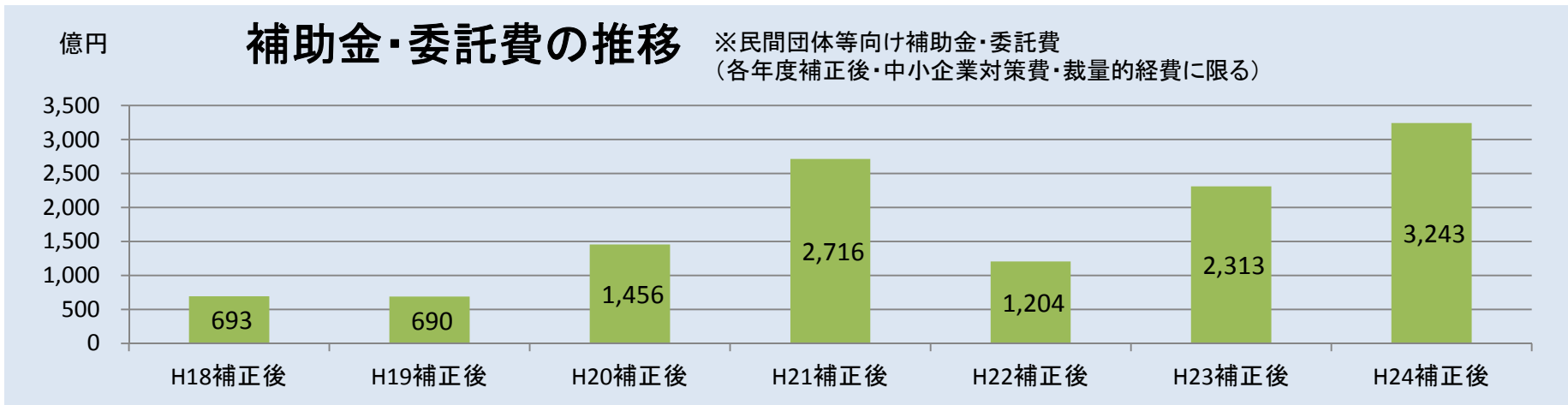
(参考) 安倍総理: 25年10月17日参・本会議

福島第一原発における汚染水問題は、東京電力のみに任せるのではなく、国が前面に出て、全体の行程管理などを行うとともに、技術的難易度が高く、汚染水問題解決のボトルネックとなっている事業について、予備費を活用して取り組んでいるところです。…当然のことながら、廃炉・汚染水対策については、現場をあずかり、個々の対策を実施する東京電力が、プライドを持ち、これまで以上の緊張感を持って全力で取り組んでもらいたいと考えます。…

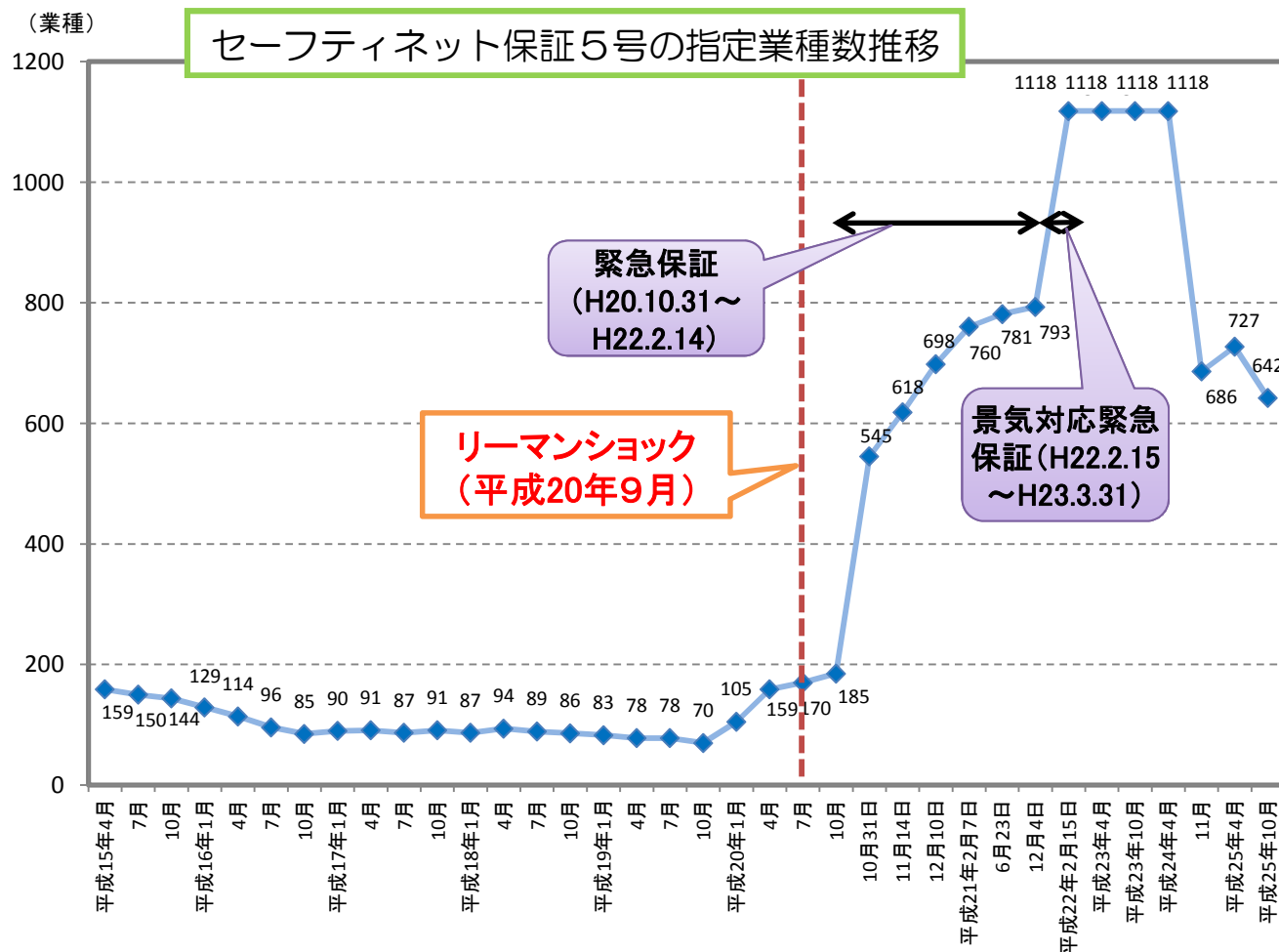
	新しい生活の支援と 健康管理・健康不安対策	原子力損害賠償	除染・中間貯蔵施設の加速	廃炉・汚染水対策
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興庁を中心に対応（インフラ復興、町外コミュニティの建設等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法と指針に基づき、東電が支払中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除染：国・自治体を実施 東電に求償</li> <li>● 中間貯蔵施設：建設に向けて準備中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 東電にて実施中</li> <li>● 汚染水漏れ等の対策がうまく進んでいない</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 早期帰還をいかに実現するか</li> <li>● いかにして被災者に新たな生活を始めてもらうか</li> <li>● 健康管理・不安払拭をどう進めていくか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新しい生活を選ぶための賠償のあり方、基準をどう考えるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除染をいかに効率的に進めるか</li> <li>● 中間貯蔵施設の建設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国が前面に立つ」と言うが、具体的に、国と東電の役割分担をどう考えるか</li> <li>● 政府内の意思決定系統の一元化</li> <li>● 実施体制をどう考えるか</li> </ul>
提言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帰還可能な地域を優先するため、除染・インフラの整合的実施</li> <li>● 双葉郡全体の将来像の提示</li> <li>● 長期に帰還困難な地域の方々への新たな生活を選択するための判断材料の提示</li> <li>● 「放射線量に応じた防護措置の具体化」の検討等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立及び新たな生活への移行を促進するための賠償総額の見通しの提示</li> <li>● 賠償の継続期間、早期帰還者の追加賠償について年内に結論</li> <li>● 避難指示が6年を超える場合の精神的損害の賠償に関し、追加賠償基準の早期提示</li> <li>● 消滅時効の停止・延長の検討等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 帰還可能な区域の除染の優先的実施</li> <li>● 計画されている除染実施後の更なる取組については、公共事業的観点からの取組みとして検討</li> <li>● 中間貯蔵施設建設・管理には費用負担を含め、国が万全を期すよう検討。ただし、復興財源は使わない。エネルギー施策の中で追加的・安定的財源の確保に努めること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金の拠出や実施体制への国の関与のあり方を早期に明確化</li> <li>● 政府内の意思決定系統を整理し、事務局機能を強化</li> <li>● 実施体制について早期に結論</li> </ul>

# 中小企業向け補助金の推移

- 経済対策のための補正予算等により、補助金は大幅な拡大傾向
- 国が3分の2以上を負担する高率補助金への画一化が進行



- 業況の悪化している業種に属する不況中小企業者に別枠の付保を実施
- 従前、セーフティネット保証5号の指定業種数は概ね80～200業種程度で推移
- リーマンショックを受け、業種基準が大幅緩和（平成22年2月からは全業種を指定）
- 震災の影響により、原則全業種指定は継続され、平成24年10月末に終了
- 引き続き緩和された指定基準が適用され、平成25年10月時点で642業種を指定



## セーフティネット保証5号

- ① 業種基準（業況悪化している業種として経産大臣が指定するものに属すること）
  - ② 事業者基準（当該業者が最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少等の状況にあること）
- の2要件を満たす事業者の借入れを対象とする信用保険の付与

⇒ 全業種指定は実質は①の撤廃

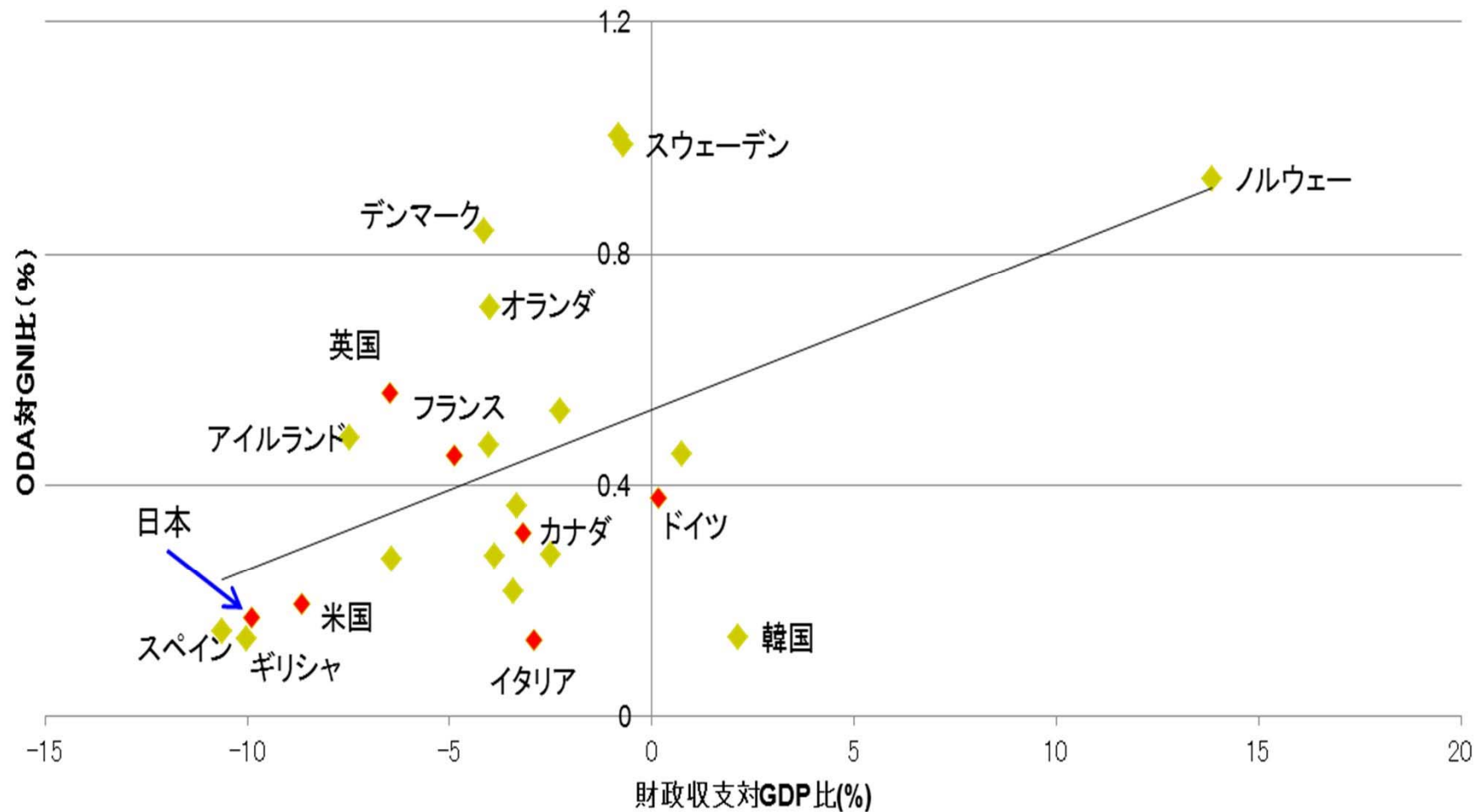
## ソフトランディング措置

業種指定の基準として通常の基準（最近月の売上高等が前年同月比5%以上減少等）に加え、一層緩和した基準（最近月の売上高等がリーマンショック前比5%以上減少等）が適用

⇒ 全業種指定措置を解除した後も、指定業種数は高止まり



D A C加盟国 財政収支とODA事業量の対GNI比（2012年）



(出所) OECD DAC

(注1) DACには、先進国24か国が加盟（2012年度末時点）。

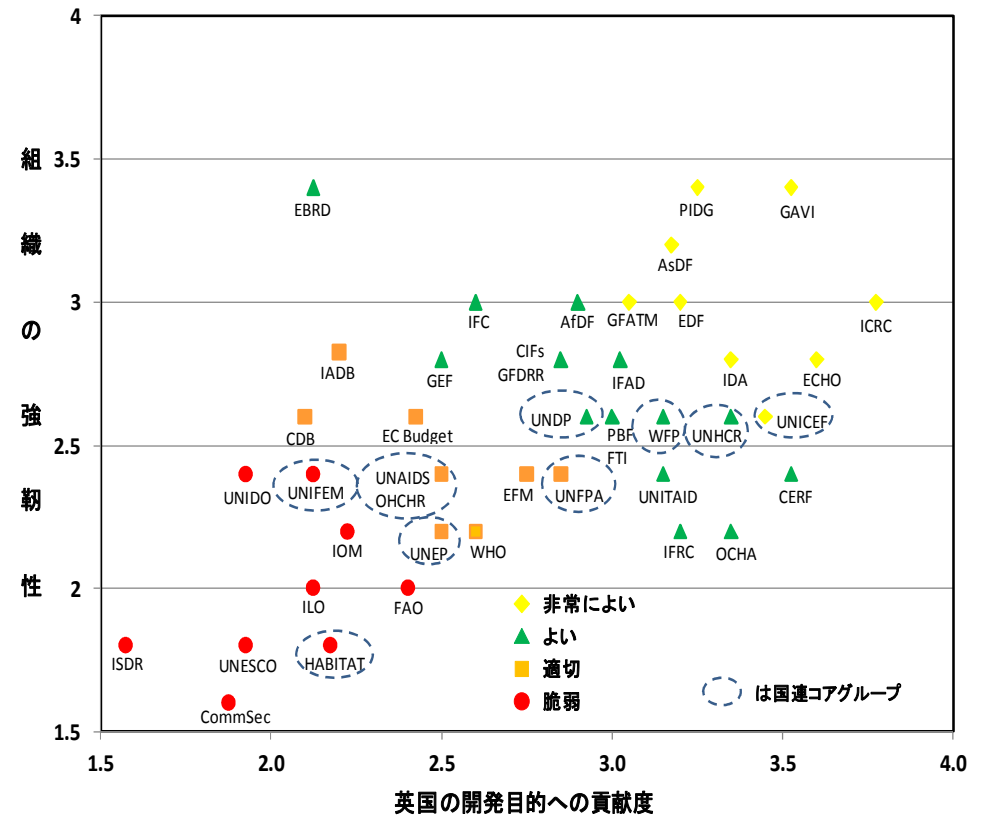
(注2) ODA事業量は借款の返済を除いたネットベース。

英国国際開発省マルチ支援報告書（2011年）

- 自国が拠出する国際機関について、
    - ① 英国の開発目的への貢献度  
自国の重点分野（女性分野、環境、低所得国など）への重点化の程度等
    - ② 組織の強靱性  
コストパフォーマンス、マネジメント力、金融管理能力、透明性等を定量的に評価。
  - 評価に当たって、英国国際開発省は、被支援国、国際機関、NGO、MOPAN（国際機関評価ネットワーク）等に対して調査を実施。  
※ MOPAN: Multilateral Organizations Performance Assessment Network
- ↓
- 評価結果を踏まえ、評価の低かったHABITAT（国連人間居住計画）、UNIDO（国連工業開発機関）、ISDR（国連国際防災戦略）、ILO（国際労働機関）の4機関のコア基金に対する拠出を停止。
  - 現在、英国国際開発省は、2011年の評価のアップデートを実施中。

評価結果

…同じ国連コアグループ機関でも大きな差



国際機関の活動評価ネットワーク（MOPAN）

（MOPANへの主要国の参画状況等）

- 米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、韓国等の17か国は、国際機関の活動評価のネットワーク（MOPAN）に参画。日本は参画せず。
- MOPANは、2003年に活動を開始し、毎年複数の国際機関について、以下の点を評価。
  - 重要課題への重点化の程度（女性、環境、気候変動、民間セクター開発 など）
  - 透明性
  - 金融リスク管理能力など
- 各機関の評価に当たっては、ネットワーク参加国のうち特定の国が主導的な役割（「リード」）を担う。
- 書面による調査に加え、インタビューも実施。
- 2013年は、国際連合世界食糧計画等4機関について評価を実施中（2012年は、国際連合児童基金等6機関）。

評価対象機関と評価リード国  
（2013年）

機関	リード国
国際連合世界食糧計画（WFP）	フィンランド スイス
アジア開発銀行（ADB）	フランス 韓国
国際農業開発基金（IFAD）	カナダ スペイン
世界保健機関（WHO）	ベルギー オランダ

## 円借款制度の改善（平成25年4月）

## ○ 対象国等の拡大

- 中進国を超える国（例：マレーシア）等についても、「日本として戦略的意義が認められる場合」に供与を可能とする。
  - 中進国（例：タイ）に対する支援分野に「広域インフラ」「農業」を追加。
- ※ 中進国：一人当たりGNI4,036～7,035ドル。

## ○ 変動金利制の導入

- 中進国を超える国等において導入。

所得水準の高い国  
（中進国、  
中進国を超える国）

所得水準の低い国

現行の円借款の対象範囲

## ○ 金利引き下げ等

- 重点分野に適用される優遇金利：  
0.55%～1.2% ⇒ 0.01%～0.60%
- 重点分野に「防災」「保健・医療」を追加。

## ○ タイド借款の拡大

- 適用金利の引下げ： 0.20% ⇒ 0.10%
- 調達について、本邦企業、途上国の本邦企業子会社に加え、先進国の本邦企業子会社からの調達も参入可とする。

（参考）日本再興戦略（抜粋）  
[平成25年6月14日]

## 三. 国際展開戦略

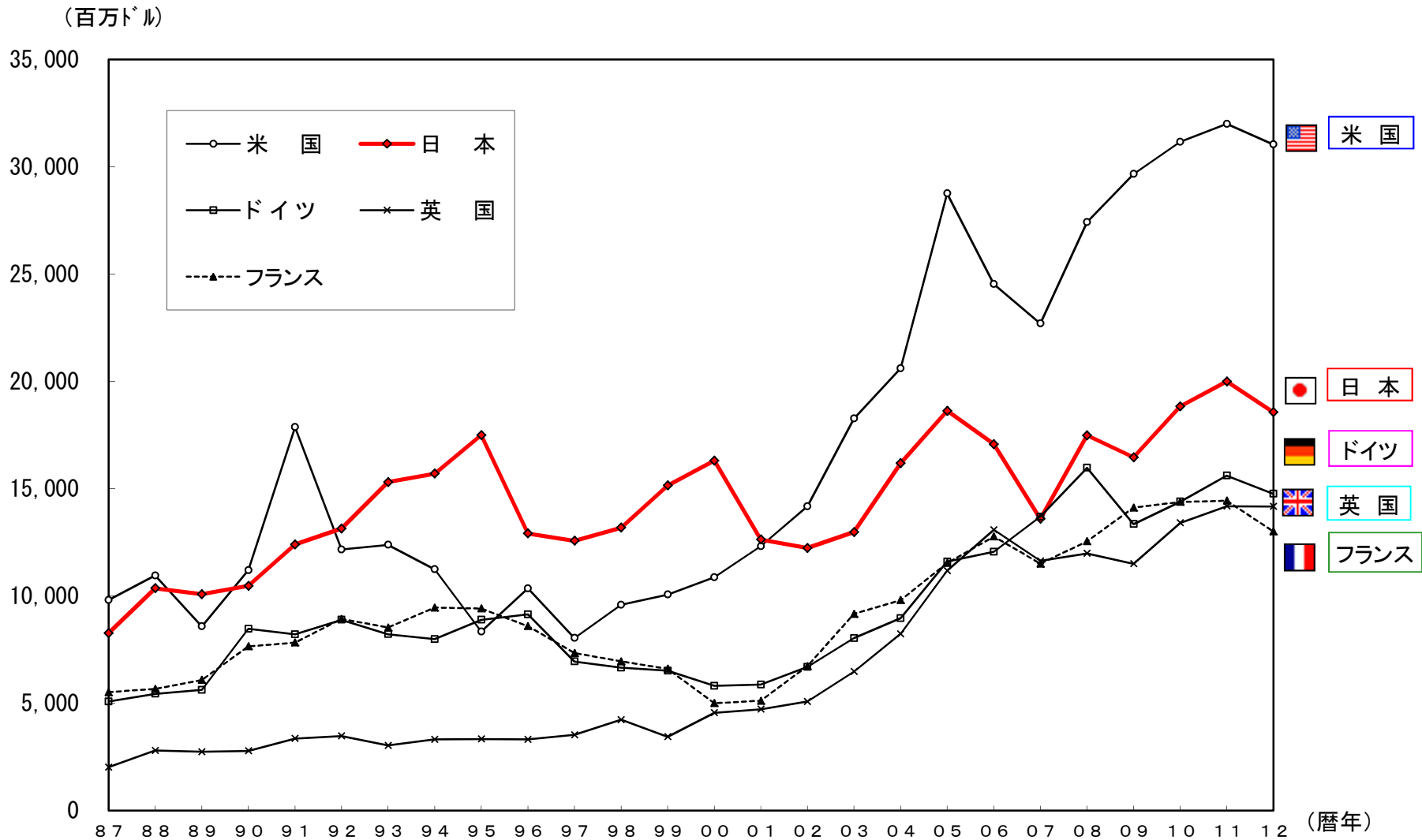
## 2. 海外市場獲得のための戦略的取組

## ①インフラ輸出・資源確保

## ○経済協力の戦略的な活用

- 経済分野での国際展開の支援、好ましい国際環境の構築及び人間の安全保障の推進の3本柱を踏まえた戦略的ODAを展開する。
- 日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み日本経済の活性化につながるよう、本年4月発表の「円借款の戦略的活用のための改善策について」の各施策を推進するとともに、引き続き改善策を検討する。
- また、日本企業や自治体によるインフラ等の輸出を拡大するため、広域開発プロジェクトの早期段階から技術協力や無償資金協力も活用しながら相手国政府と連携し、円借款・海外投融資等を戦略的に活用する。

# グロスのODA事業量（実績）の推移



(出所) OECD DAC

# 防衛関係費の構造

○ 防衛関係費は、単年度での可変範囲が小さく、各自衛隊の体制の見直し、調達改革、人事制度改革など、中長期的な改革への不断の取組みが重要。

## 25年度歳出予算

4兆7,538億円（対前年度比400億円、+0.8%）

人件・糧食費 19,896億円	○ 人件費	19,570億円		
	○ 糧食費	326億円		
歳出化経費 17,149億円	○ 主要装備品	6,048億円		
	○ 修理費・通信維持費等	8,032億円		
	○ 研究開発	1,267億円		
	○ 施設整備・基地対策等	1,265億円		
	○ 米軍再編・SACO関係費	536億円		
一般物件費 10,493億円	○ 装備品の維持費等	4,084億円	修理費	1,619億円
			教育訓練費等	1,467億円
			油購入費	999億円
	○ 基地対策経費等	4,009億円	在日米軍駐留経費負担	1,691億円
			施設の借料、補償経費等	1,317億円
			周辺環境整備	573億円
			住宅防音	428億円
	○ 米軍再編・SACO関係経費	198億円	米軍再編(地元負担軽減分)	149億円
			SACO	49億円
	○ その他	2,202億円	装備品等購入費等	411億円
			研究開発費	275億円
その他(電子計算機等借料等)			1,516億円	

## 25年度新規後年度負担

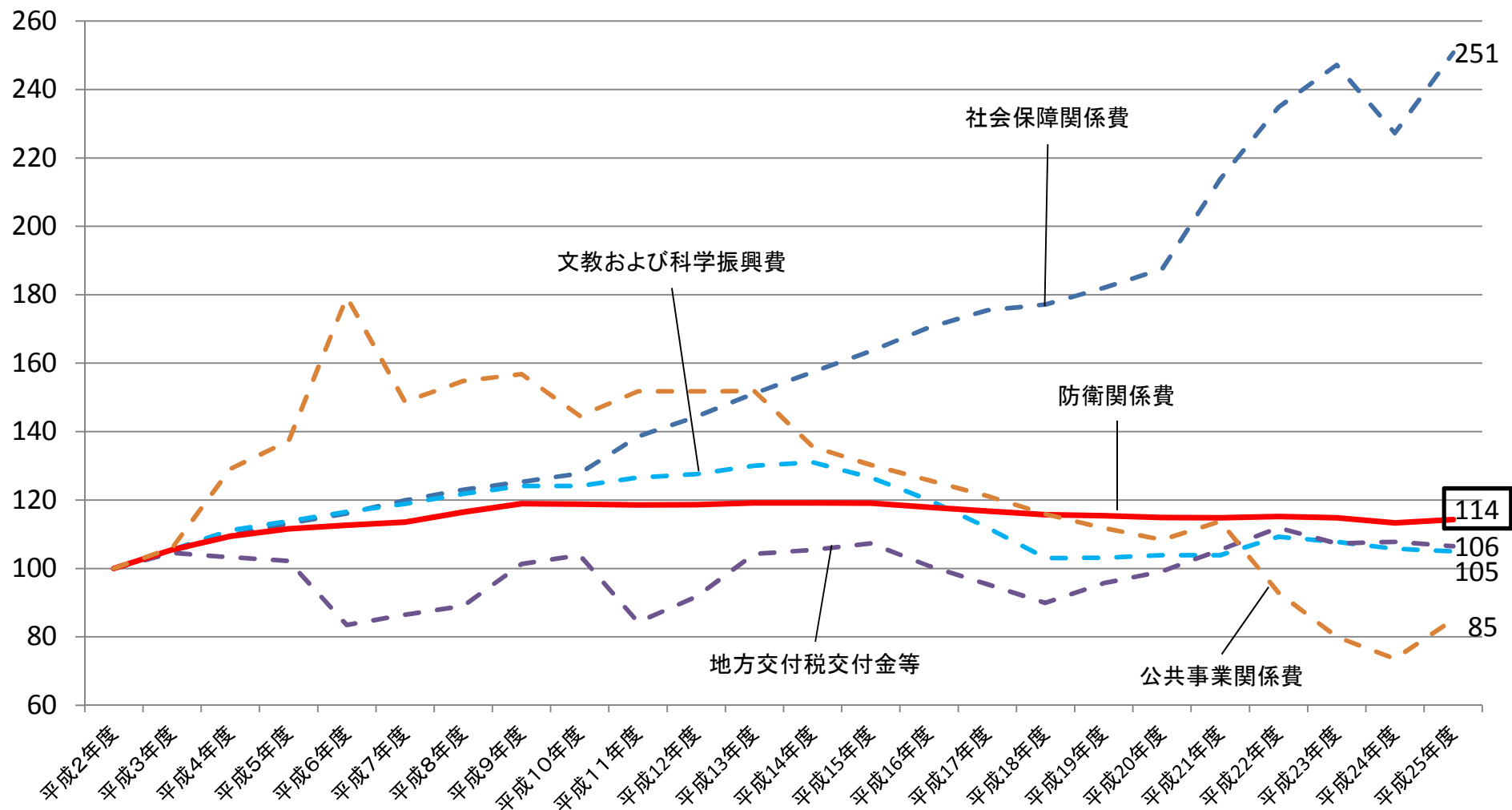
1兆7,299億円（対前年度比+46億円、+0.3%）

(注1) このほか、東日本大震災復興特別会計に1,252億円の計上がある。

(注2) 対前年度比はXバンドレーダー関係経費1,224億円を除いたものである。

## 一般会計の主要な経費の規模の推移(平成2年度(1990年度)を100とした場合)

- 冷戦終結時期であり、一般会計税収額が最高額(60.1兆円)となった平成2年度を基準にとると、社会保障関係費を除く主要な経費の中で防衛関係費の水準は最も安定的に維持・確保されている。
- 一方、例えば、公共事業関係費については、平成一桁年度に大幅増となるものの、平成13年度以降、急減するなど、振幅が大きくなっている。

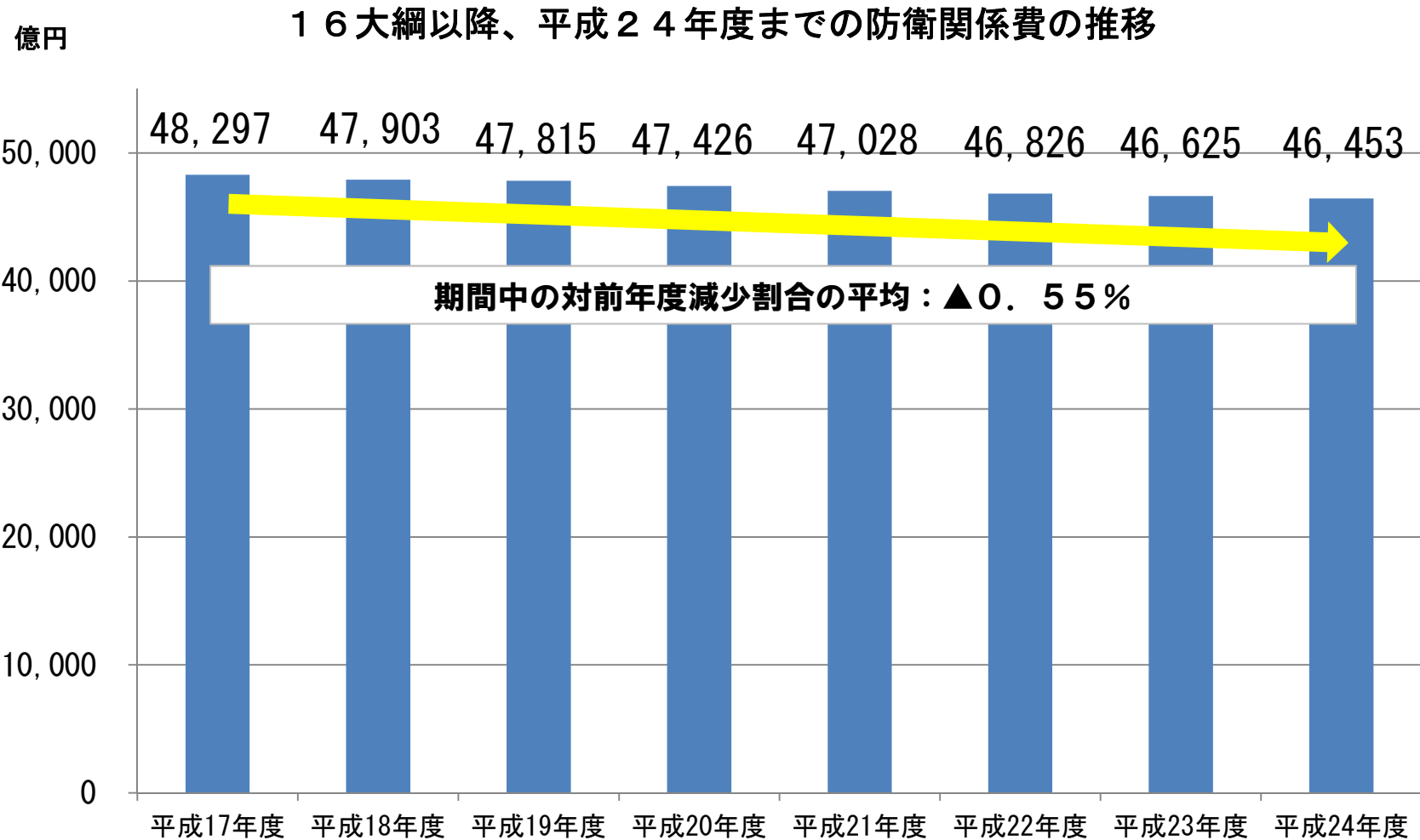


(注1) 当初予算ベース

(注2) 地方交付税交付金等については、平成10年度までは地方交付税交付金のみ。平成11年度以降は地方特例交付金も含む。

# 16大綱以降の防衛関係費の推移

- 冷戦型の装備・要員について抜本的に見直すこととされた16大綱以降、防衛関係費は、SACO・米軍再編関係経費除きで見れば平成24年度まで減少したとの指摘がなされることがある。
- この期間における、各年度における防衛関係費の対前年度減少割合の平均は▲0.55%となっており、減少局面においても、穏やかな変化率とすることで、計画的・着実な防衛力整備を可能としている。



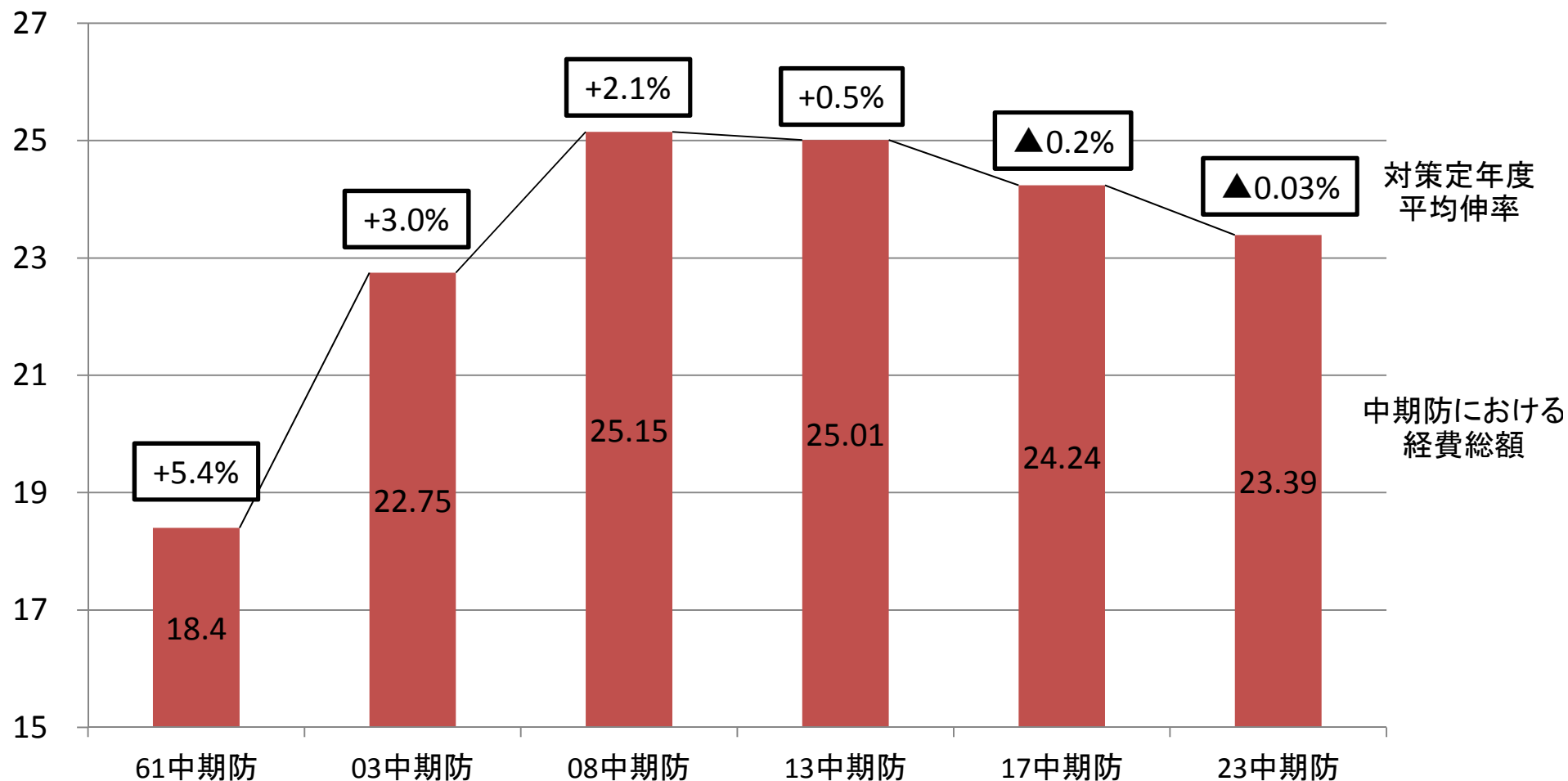
※上記防衛関係費は、SACO・米軍再編関係経費除きの計数



# 中期防衛力整備計画における防衛関係費総額の推移

○ 中期防衛力整備計画（中期防）においては、5か年の経費の総額を示している。

(兆円)



※ 上記防衛関係費は、SACO・米軍再編関係経費除きの計数

※ 03中期防、08中期防、17中期防は、見直し前の総額を示している。

※ 13中期防及び23中期防においては、将来の予見し難い事象への対応等特に必要と認められる場合に、安全保障会議の承認を得て、一定額を措置できる、としている。(いわゆる調整枠。13中期防：1,500億円、23中期防：1,000億円)

# 防衛装備品の調達改革の必要性

- ① 装備品の高性能化・複雑化に伴って、開発・製造コストが上昇し、装備品の取得単価を押し上げ。一方、厳しい財政事情の中、取得単価の押し上げは、調達数量の減少を招来。調達数量の減少は、更なる取得単価の高騰を招くことから、企業の事業性はますます低下する悪循環の傾向。【図1】
- ② 装備品の高性能化・複雑化は維持・整備コストも押し上げ、調達経費を逆転。【図2】

図1

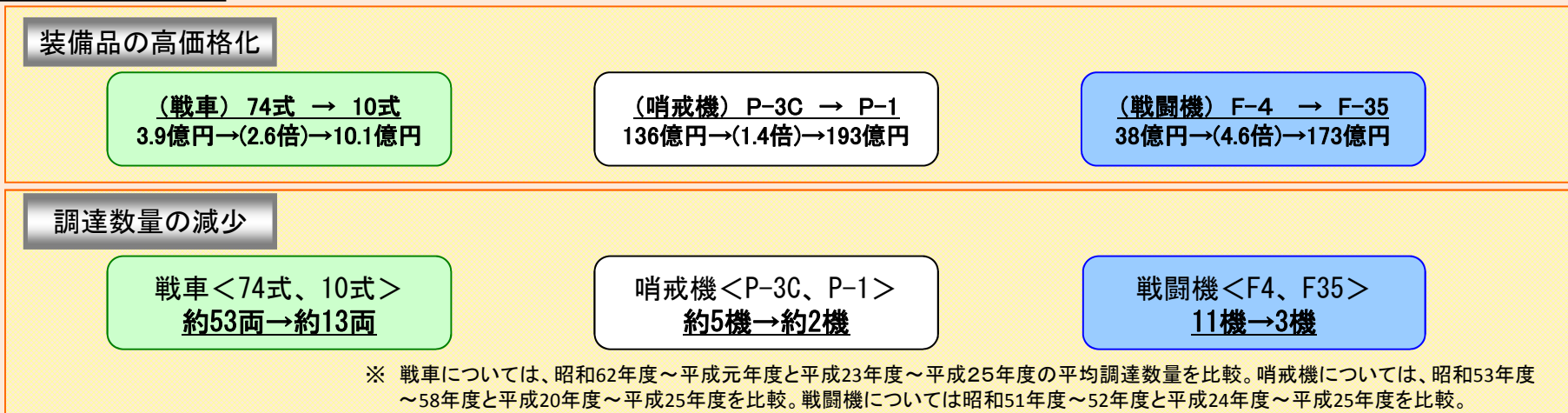
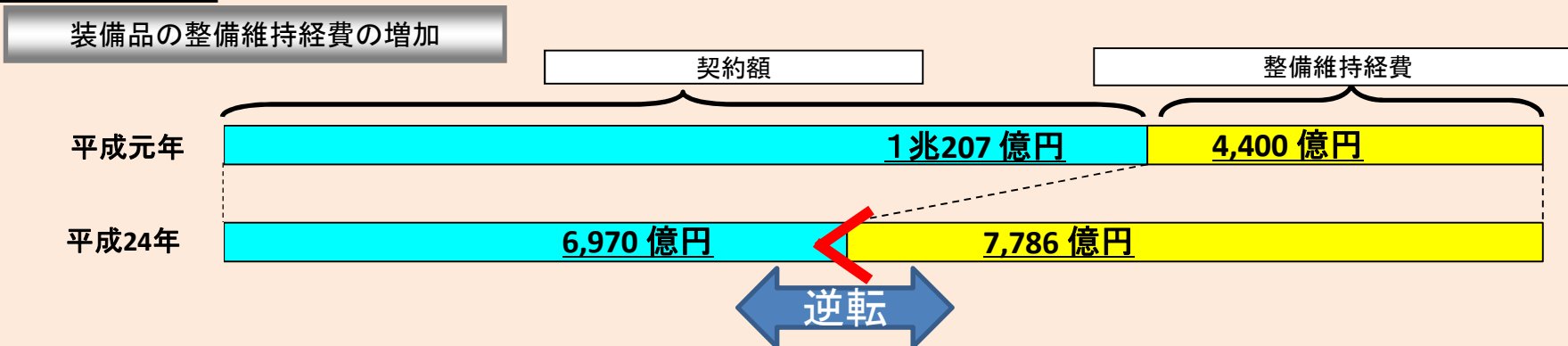


図2



※「契約額」とは主として直接戦闘に使用する火器・戦車・戦闘機・護衛艦などの装備品調達に係る契約のための経費、「整備維持経費」とは装備品の修理や消耗品の代価及び役務費などに係る契約のための経費を示す。

# 人事制度改革の検討の方向性

## 現状とその背景

### 【現 状】

- ① 階級構成・・・幹部・准曹の増に対し、士の減。特に、任期制士の大幅減。
- ② 年齢構成・・・若年層の減少による高齢化。平均年齢は4歳近く上昇。

### 【背 景】

- ・ 自衛隊の任務の多様化・国際化等により、人的構成において熟練・専門性の必要の高まり。
- ・ 少子化・高学歴化による募集環境の悪化に対し、任期制士から非任期制士へ採用をシフト。
- ・ 産業構造の変化などによる厳しい再就職環境。

## 検討の方向性

### ① 精強性の確保

若さも含め、体力、技術、経験などを総合して精強性の確保について検討すべき。

### ② 階級構成と年齢構成の在り方

各自衛隊の任務などの特性を踏まえつつ、階級構成、年齢構成の在り方について検討すべき。

### ③ 人事施策の在り方

①、②を踏まえ、以下の点について検討すべき。

- ・ 中途退職の在り方
- ・ 退職自衛官の技能・経験の活用(再任用等)
- ・ 募集、再就職援護の強化

## 医療費の自然増の企業・家計への影響

- 医療費については、概算要求時点で「自然増」の要求がなされており、26年度要求では、**自然増は、国費ベースで約+3,500億円**とされている。これは**医療費ベースでは、約+1兆3,500億円(+3.2%)**に相当。(内訳: **保険料: 約+6,500億円**、**患者負担: 約+1,800億円**、税金: 約+5,100億円)
- **自然増も企業・家計の負担増要因**であり、**診療報酬の改定以前に**、まずは、**この負担増の妥当性から検証が必要**。

- 平成25年度の医療費: 約42兆円(予算ベース)

<b>税金 約16兆円</b> (国: 約11兆円、地方: 約5兆円)	<b>保険料 約20兆円</b>	<b>患者負担 約5兆円</b>
--	------------------	------------------



- 26年度概算要求における**医療費の自然増**(国費ベースで約+3,500億円)



**医療費ベースでは、約+1兆3,500億円の増(約+3.2%)**



**企業・家計の負担増(保険料、患者負担、税金)**



公費負担を上回る水準での負担増

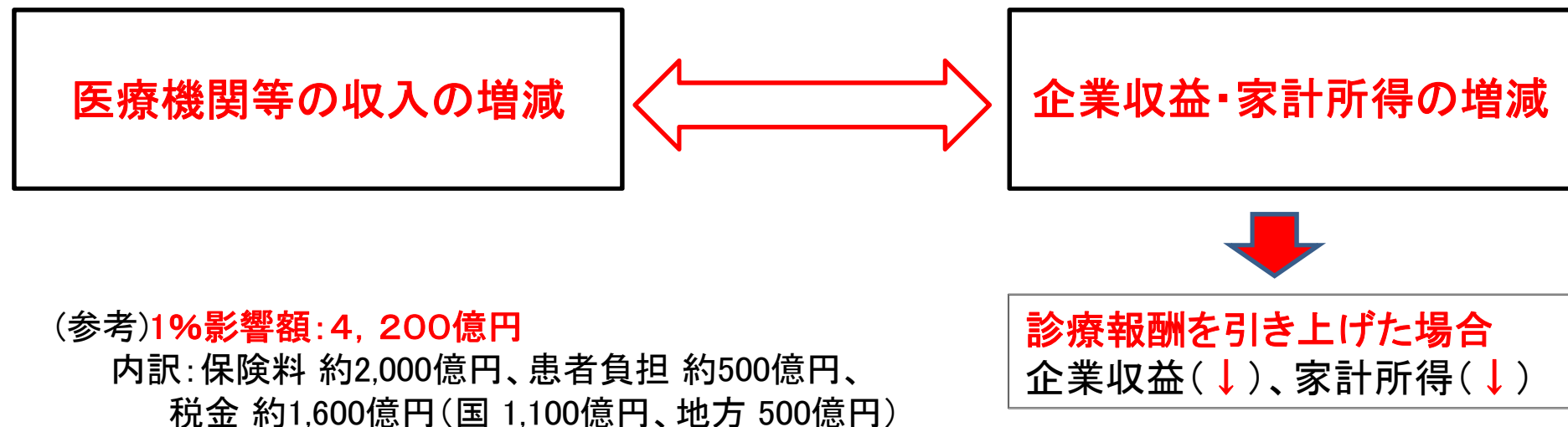
<b>税金 約+5,100億円の増</b> (国: 約3,500億円の増、地方: 約1,600億円の増)	<b>保険料 約+6,500億円の増</b>	<b>患者負担 約+1,800億円の増</b>
---	------------------------	-------------------------

※平成25年度予算ベースの医療費を公表されている最新の内訳で按分

- 診療報酬とは、診療行為等の対価として、患者・保険者が医療機関等に支払う料金を国が定めるもの（公定価格）。
- 診療報酬改定は、いわば「公共料金」の見直しであり、この引上げは医療機関等の収入を増やし、企業・家計の所得を減らすもの。

○ 診療報酬改定とは  
⇒ いわば「**公共料金**」の見直し

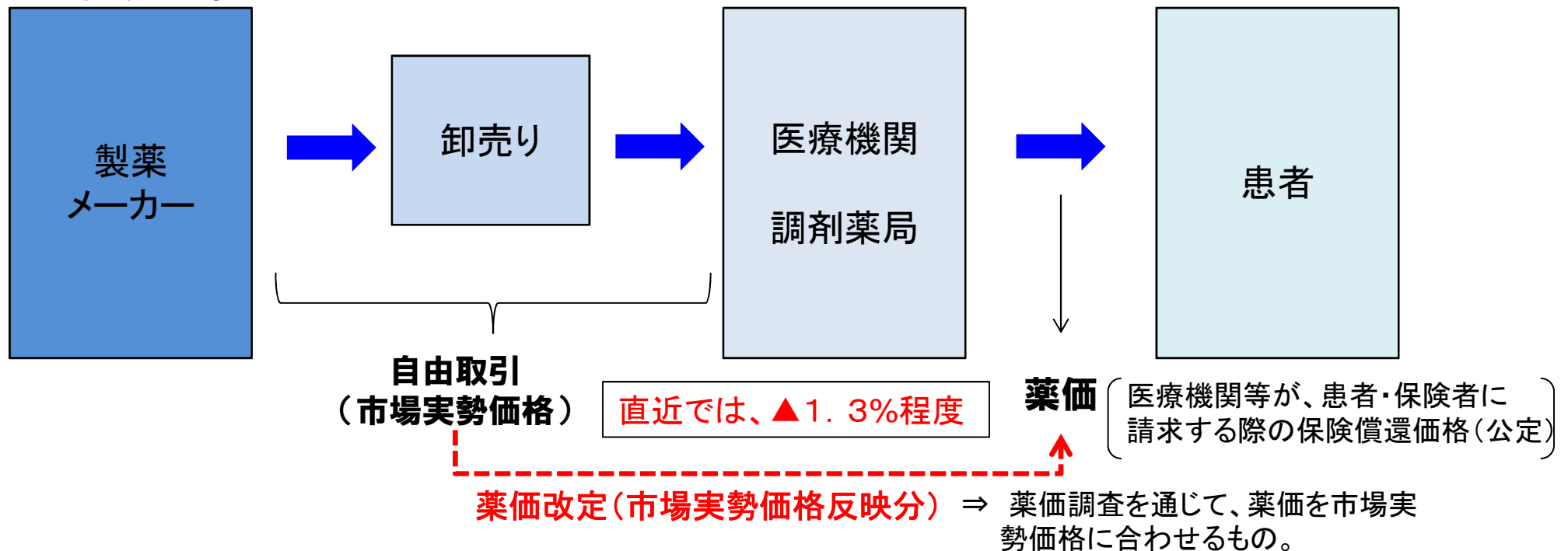
○ 診療報酬改定の影響



(参考)1%影響額:4,200億円  
内訳:保険料 約2,000億円、患者負担 約500億円、  
税金 約1,600億円(国 1,100億円、地方 500億円)

- 薬価(薬の保険償還価格)は、市場実勢価格に一致させることが大原則。
- このため、9月に薬価調査(当年度の市場実勢価格を把握)を行っている。
- 8月の概算要求時点では、便宜上、前々年度の市場価格を踏まえて決定された薬価に基づいて予算要求がなされているが、通常、薬の市場実勢価格は、従前の薬価を下回っており、これを確実に薬価改定に反映させる必要。
- ⇒ 直近(23年)の薬価調査における場合と同様の市場実勢価格の下落を前提とすれば、要求時点での自然増は、約+5,500億円(医療費ベース)もの過大計上となっており、この是正が不可欠(保険料:約+2,700億円、患者負担:約+700億円、税金:約+2,100億円(国+1,400億円、地方+700億円))。
- ⇒ なお、薬価改定は、要求額の当然の時点修正(未実現の歳出増見込みの修正)であり、これをもって何らかの財源が捻出されたと考えること(ましてや、これを財源として診療報酬本体を含む他の経費に流用すること)はない。

## ○ 薬価改定の仕組み



## 診療報酬改定率の在り方について

- 診療報酬改定においては、薬価部分の過大要求の下方修正の金額を医療費総額に対する割合に置き換えた「薬価改定率」と、診療報酬本体部分の改定率を差し引きする「ネット改定率」の概念が存在。
- しかし、薬価部分の「マイナス改定」は過大要求の時点修正に過ぎない。歳出としていまだ実現していないものの下方修正から何らかの財源が生み出されることはなく、この修正分を診療報酬本体部分に流用することには合理性がないどころか、そうした議論以前の問題として、財源があるとする自体がフィクション。
- 正しい理解の妨げとなっているいわゆるネット改定率の概念をなくすべき。

(年度)

	1998 (H10)	2000 (H12)	2002 (H14)	2004 (H16)	2006 (H18)	2008 (H20)	2010 (H22)	2012 (H24)
薬価等(A) (医療費ベース)	▲2.8%	▲1.7%	▲1.4%	▲1.0%	▲1.80%	▲1.2%	▲1.36%	▲1.375%
診療報酬 本体(B)	+1.5%	+1.9%	▲1.3%	±0%	▲1.36%	+0.38%	+1.55%	+1.379%
(参考) いわゆる 「ネット改定率」 (A)+(B)	▲1.3%	+0.2%	▲2.7%	▲1.0%	▲3.16%	▲0.82%	+0.19%	+0.004%

## 長期収載品(後発品のある先発品)の価格の引下げ

- 「**後発医薬品の使用促進**」(先発医薬品(ブランド薬)から後発医薬品(ジェネリック)へのシフト) **については、第1次安倍政権時に閣議決定された目標**(「平成24年度までに数量シェアを30%以上」(後発医薬品/全医薬品)) **も達成されていない**(厚生労働省は、25年4月に、目標未達状態を追認する「新目標」を設定)。**日本の後発医薬品シェアは主要先進国と比較して最低水準。**
- 後発医薬品への置換えが進まない現状を踏まえ、**後発医薬品の使用促進の更なる加速化(目標値の引上げ、達成時期の前倒し)を行うことは勿論、長期収載品(後発品のある先発品)の薬価の大幅引下げを行うべき。**

- 後発品のある先発品が、全て後発医薬品に置き換わった場合の影響額

⇒ **医療費:約▲15,300億円**

(保険料:約▲7,400億円、患者負担:約▲2,100億円、税金:約▲5,800億円)

- 厚生労働省が設定した「新目標」(平成30年3月末までに後発医薬品の使用割合60%)を達成した場合の医療費への影響額

⇒ **医療費:約▲5,300億円**

(保険料:約▲2,600億円、患者負担:約▲700億円、税金:約▲2,000億円)

特許切れ市場における後発医薬品シェア  
(数量ベース、2010年)

日 本	約40%
ア メ リ カ	約90%
イ ギ リ ス	約70%強
ド イ ツ	約80%強
フ ラ ン ス	約60%強

(参考) 経済財政改革の基本方針2007 について(平成19年6月19日 閣議決定)(抜粋)  
「平成24年度までに、数量シェアを30%(現状から倍増)以上にする」

※ 上記の数量シェアの算出方法は、「後発医薬品/全医薬品」

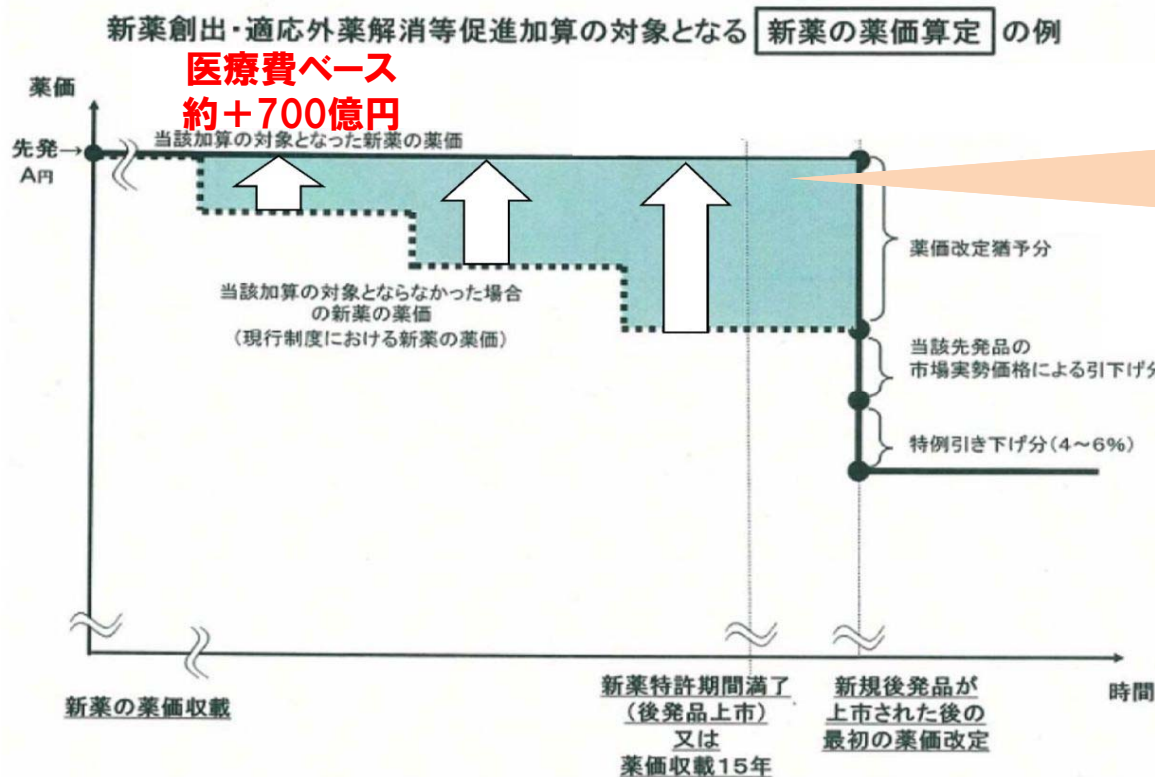
※ 上記の後発医薬品シェアの算出方法は「後発医薬品/(後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品)」によるもの。

従来の算出方法(後発医薬品/全医薬品)による場合の日本の後発医薬品シェアは22.8%。



## 新薬創出・適応外薬解消等促進加算

- 「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」は、革新的な新薬の創出・適用外薬の開発の促進等を目的に、平成22年度以降、試行的に導入。
- これは、①後発医薬品が上市されていない新薬で、②市場実勢価格の下落率が平均的な下落率よりも低いものについて、薬価を維持する仕組み（薬価を市場実勢価格に合わせる薬価改定ルールの例外）。
- なお、厚生労働省からの適応外薬の開発要請に応じなかった場合、加算は消滅するが、実際に開発要請が行われるか否かは問われていない（加算は受けつつも、開発要請を受けていない会社が全81社中34社（約42%））。
- ⇒ **適用外薬の開発要請すらされない会社の新薬に加算を行うことが適当か。**
- 上記②の適用要件は、「価値の高い新薬の薬価を維持する」との趣旨だが、「薬の有用性」という実質面ではなく、「価格の下落率」という形式面に着目している。
- ⇒ **「価値の高い新薬の薬価を維持する」という加算の趣旨にかかわらず、有用性の評価と関係なく、単に下落率が平均より小さかっただけの薬の薬価を維持するのが適当か。**



### ➤ 適用要件

市場実勢価格の乖離率が、全収載品の加重平均乖離率を超えない。

※1 実際に、開発要請が行われてるかどうかは要件とされていない。

※2 開発要請に応じなかった場合にはじめて、加算が消滅。

## 医療費の伸び率の要因分解

- 診療報酬改定の影響を除いた、国民医療費の増(いわゆる「自然増」)は、概ね3%前後となっている。
- これを要因分析すると、当年度の診療報酬改定や人口増、人口の高齢化によって説明できない「医療の高度化等」(＝一人当たり医療費の増等)による伸びが、半分程度。
- 過去の医療費の伸びの実績に基づいて自然増要求がなされている以上、**概算要求段階で過去の「医療の高度化等」部分の伸び等を反映した自然増要求がなされている**ことになる。

(年度)

	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)
国民医療費	31.1 兆円	31.0 兆円	31.5 兆円	32.1 兆円	33.1 兆円	33.1 兆円	34.1 兆円	34.8 兆円	36.0 兆円	37.4 兆円	37.8 兆円	38.4 兆円	41.8 兆円
医療費の 伸び	3.2%	▲0.5%	1.9%	1.8%	3.2%	▲0.0%	3.0%	2.0%	3.4%	3.9%	3.1%	1.7%	—
うち 診療報酬 改定		▲2.7%		▲1.0%		▲3.16%		▲0.82%		0.19%		0.004%	—
うち 人口増の 影響	0.3%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	▲0.1%	▲0.1%	0.0%	▲0.2%	▲0.2%	—
うち 高齢化の 影響	1.6%	1.7%	1.6%	1.5%	1.8%	1.3%	1.5%	1.3%	1.4%	1.6%	1.3%	1.4%	—
うち 医療の 高度化等	1.3%	0.4%	0.2%	1.2%	1.3%	1.8%	1.5%	1.5%	2.2%	2.1%	2.1%	0.5%	—

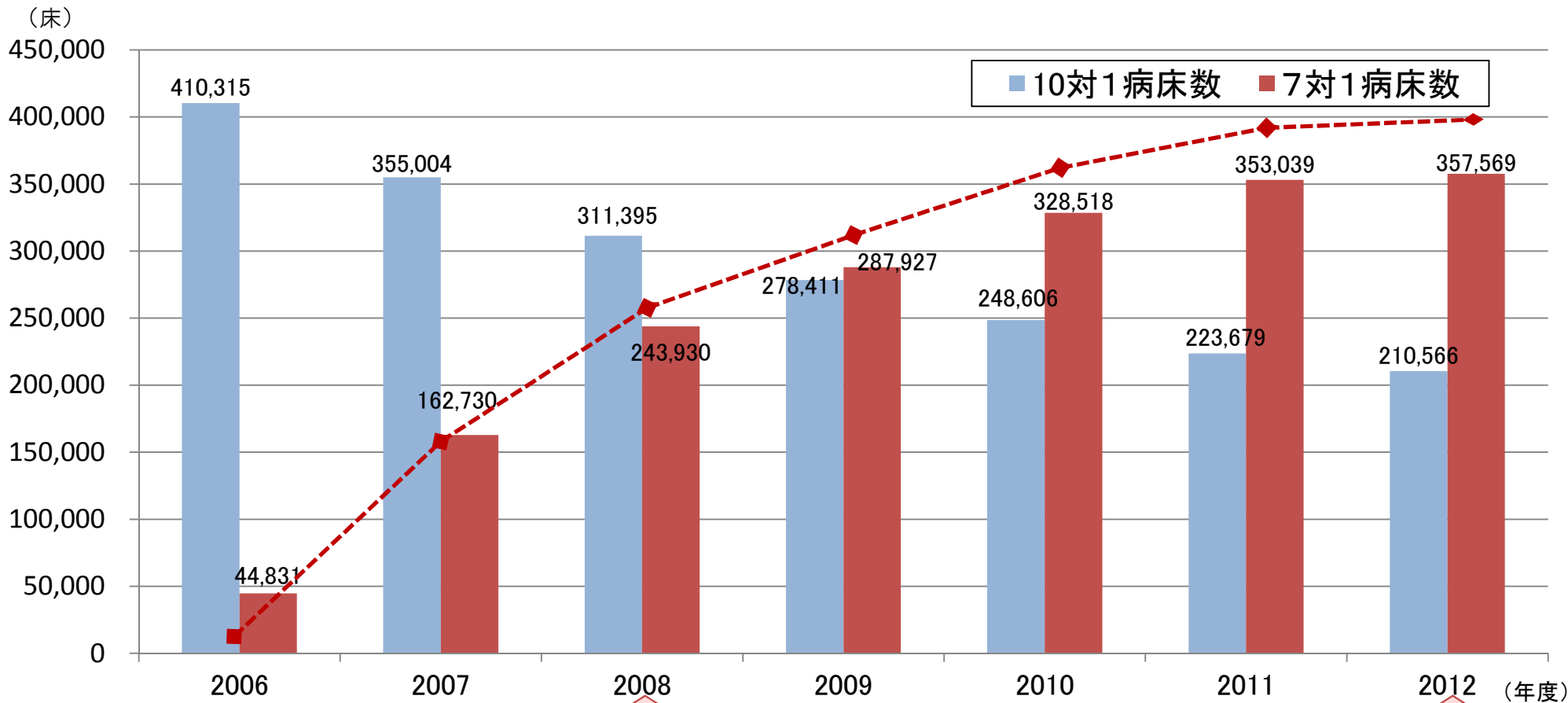
(注1) 医療費の伸びは、2010年度までは国民医療費の伸び率、2011年度及び2012年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。

(注2) 2011年度及び2012年度の高齢化の影響は、2010年度の年齢階級別(5歳階級)国民医療費と年齢階級別(5歳階級)人口からの推計である。

(注3) 2013年度の国民医療費は予算ベースである。

# 「7対1入院基本料」の算定

- 「7対1入院基本料」を算定する病床数は、2006年度の新設以来、一貫して増加。一方で、報酬の低い「10対1入院基本料」の病床は一貫して減少。
- 2008年度、2012年度の診療報酬改定では、「7対1入院基本料」の要件を厳格化したが、この傾向は継続。



7対1入院基本料の基準の見直し  
 一般病棟用の重症度・看護必要度基準の導入  
 「A得点※2点以上、B得点※3点以上の患者が10%以上」

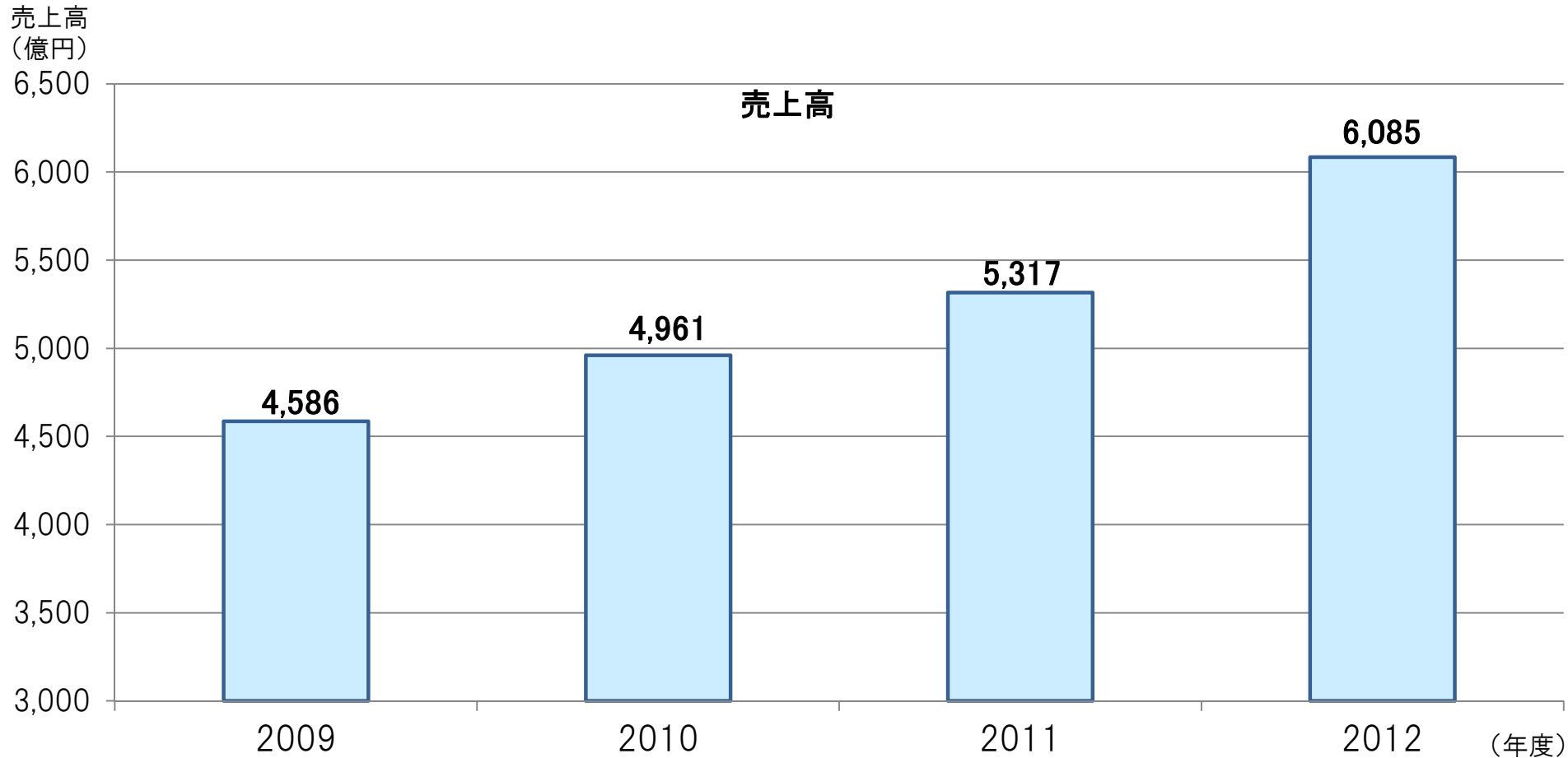
7対1入院基本料の基準の再見直し  
 一般病棟用の重症度・看護必要度基準の見直し  
 「A得点※2点以上、B得点※3点以上の患者が10%⇒15%以上」  
 平均在院日数要件の見直し「平均在院日数19日⇒18日以下」

※「A得点」:心電図モニターのモニタリングや輸血等の処置の必要性により付加される得点。「B得点」:寝返りや食事摂取ができない等、患者の状況により付加される得点。

出所:平成25年7月17日 中央社会保険医療協議会診療報酬調査専門組織(入院医療等の調査・評価分科会)資料

## 大手調剤薬局(8社)の売上高の推移

- 大手調剤薬局の売上高は年々増加。
- チェーン展開による規模の経済や、卸売業者に対する価格交渉力の向上など、従来とは異なるビジネスモデルを展開。
- こうした変化も踏まえた、調剤報酬体系の見直しが必要ではないか。



(出所)8社(株)インファーマシーズ、日本調剤(株)、クオール(株)、総合メディカル(株)、(株)メディカルシステムネットワーク、(株)アイセイ薬局、ファーマライズホールディングス(株)、(株)メディカルー光)の有価証券報告書を基に作成。

(注)①2012年5月1日～2013年4月30日、2012年6月1日～2013年5月31日、2012年3月1日～2013年2月28日を事業年度としているところが各1社、その他は2012年4月1日～2013年3月31日を事業年度とする値で算定  
②2011年度の値は、1社について決算期変更のため6ヶ月決算の値を使用している

- 医療経済実態調査によれば、医療機関は全体として増収・増益であり、この間の他の産業の動向と比較しても良好な結果となっている。

## ◆1施設当たりの収入(医業収益)

	23年度		24年度
一般病院(医療法人)	約17.2億円	→	約17.4億円(+0.8%)
一般診療所(医療法人)	約1.59億円	→	約1.61億円(+1.0%)
一般診療所(個人)	約0.90億円	→	約0.92億円(+2.2%)

※ この間の全産業の売上高は▲0.5%の減少

## ◆1施設当たりの損益率(=「損益差額÷医業・介護収益」。なお、一般診療所(個人)の場合、損益差額に開設者の報酬が含まれている)

	23年度		24年度
一般病院(医療法人)	4.3%	→	4.4%
一般診療所(全体)	13.1%	→	13.7%
一般診療所(個人)	28.3%	→	29.4%

※ この間の全産業の売上高経常利益率は、3.3%(23年度)、3.5%(24年度)という水準

(出所)厚生労働省「第19回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」、財務省「法人企業統計調査結果(平成24年度)」による。

## 医療機関の給与の状況

- 一般病院(医療法人)の職種別常勤職員給部分についても、23年度から24年度にかけて増加(病院長：+1.7%、医師：+2.8%、看護師：+0.8%)。
- この間の全産業の賃金は、現金給与総額で▲0.7%の減少、所定内給与で▲0.5%の減少

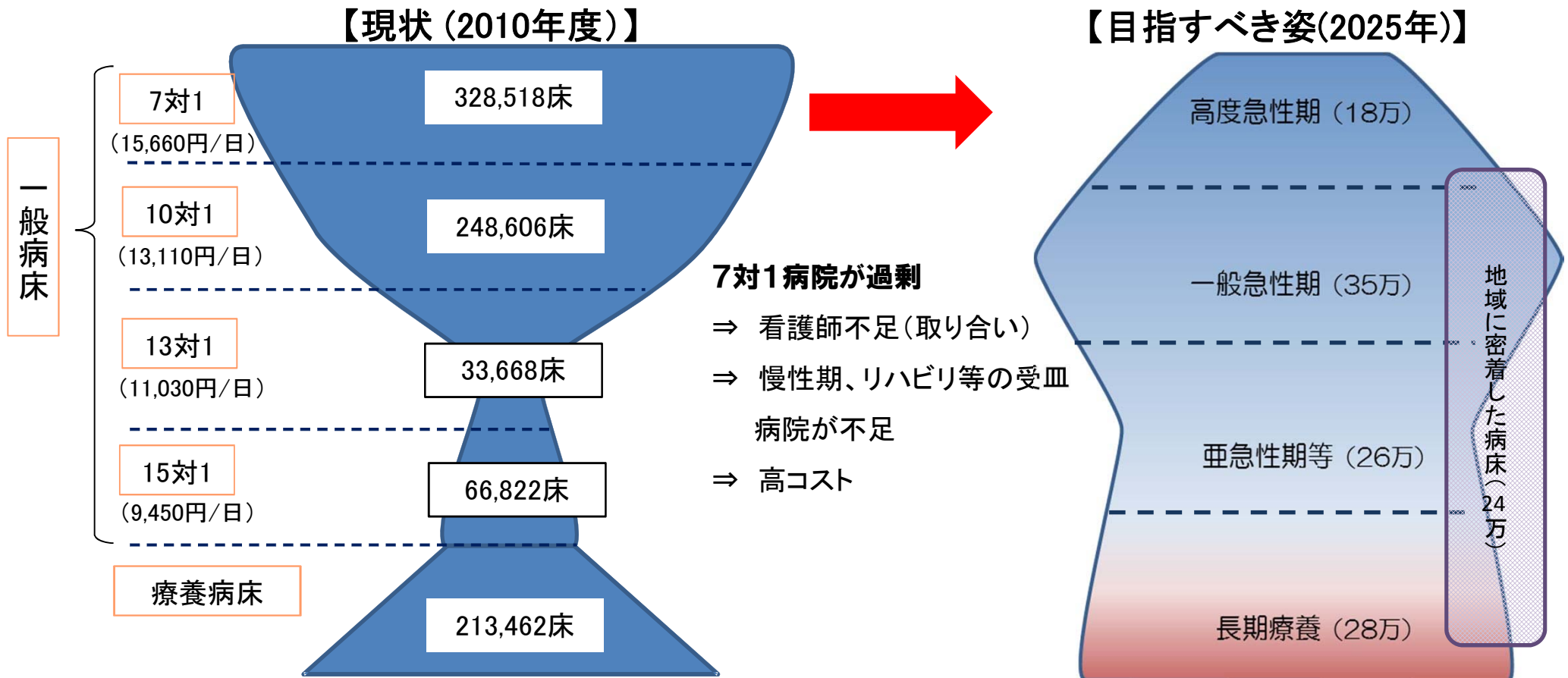
## ◆一般病院(医療法人)の職種別常勤職員1人平均年(度)額等

	23年度		24年度
病院長	3,045万円	→	3,098万円(+1.7%)
医師	1,546万円	→	1,590万円(+2.8%)
看護職員	436万円	→	439万円(+0.8%)

(出所)厚生労働省「医療経済実態調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査 平成24年度分結果確報」賃金指数(事業所規模5人以上)による。

- 現状では、急性期を念頭に高い報酬(15,660円/1日)となっている「7対1入院基本料」(患者7人に対して看護師1人を配置)を算定する病床が最も多い。
- これは、2025年に向けた目指すべき姿とは著しく異なっており、看護師不足や受皿病院の不足、高コストの要因ともなっており、是正が必要。

⇒ 医療提供体制を改革するには、①地域ごとに、②どのような病床を提供するかの数々のコントロールが不可欠。

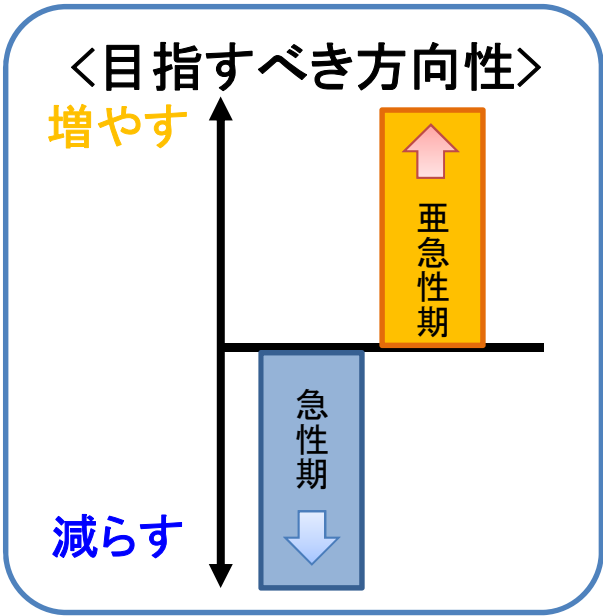


※厚生労働省保険局医療課調べ

出所:平成23年11月25日 中央社会保険医療協議会総会資料(厚生労働省提出資料)

- 医療提供体制の実情は、地域ごとに大きくことになっており、目指すべき方向性も地域ごとに異なる。
- 全国一律の診療報酬では、地域ごとの実情に応じた対応は困難。

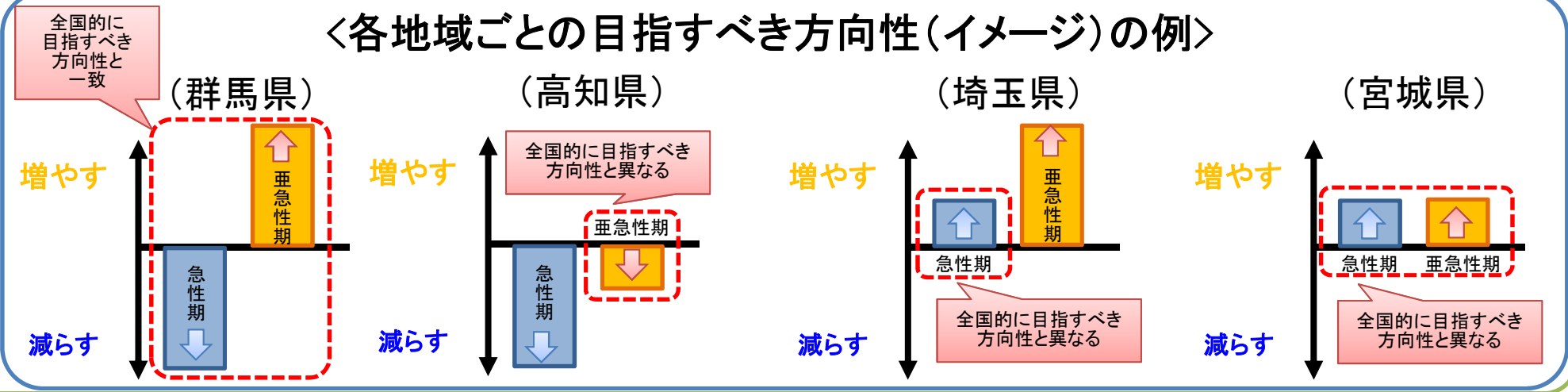
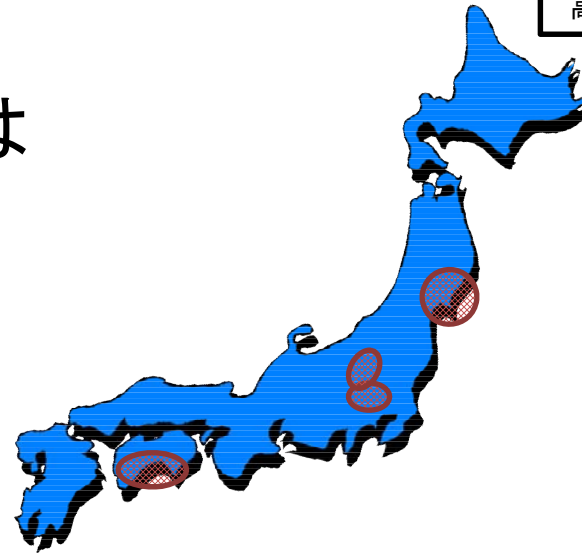
平成25年10月16日  
財政制度等審議会  
高橋泰教授提出資料



我が国全体  
(全国的)には



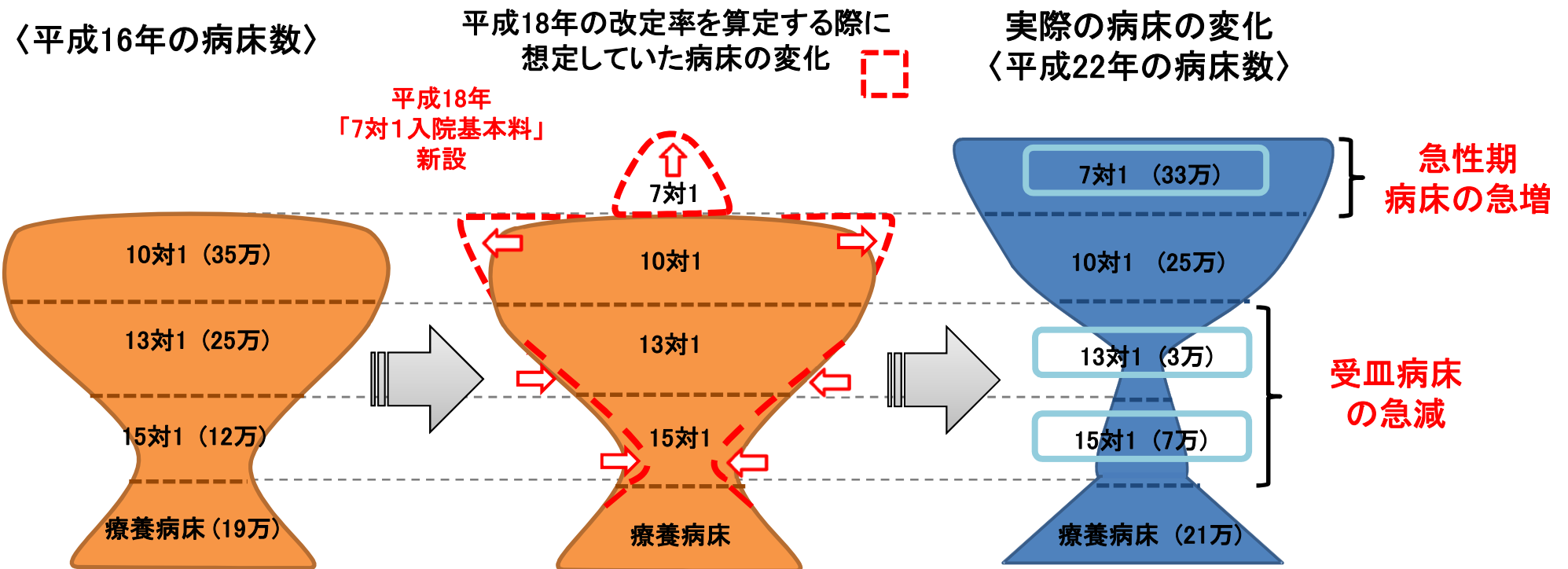
各地域  
ごとでは





## 医療提供体制改革(病床の数のコントロール)

- 診療報酬は一定の要件を満たせば算定できるため、ある診療報酬を算定する病床の数を制限することはできない。
- 今回の医療提供体制改革は2025(平成37)年を見据え、平成29年度にかけて順次必要な措置を講じていくものであり、単に診療報酬の配分によって対応するというだけでは行き過ぎた医療提供体制の変化をもたらす可能性があり、まずは、医療法改正による病床の適切な区分の設定などによる実効的な規制手法を講じることが不可欠(病床の数のコントロールが不可欠)。



※平成22年の病床数(療養病床除く)は許可病床数。その他の病床数は稼働病床数を示している。

